

熊本県健康福祉補助金等交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、県民の健康と福祉の増進を図るため、市町村又は団体等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによるものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 補助金等の交付の対象経費及びこれに対する補助率又は補助金額は、別表のとおりとする。

(補助金等の交付申請書)

第3条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業計画書 事業ごとに知事が別に定める様式
- (2) 収支予算書 別記第2号様式
ただし、上記様式により難しい場合は、別に定めるものとする。
- (3) その他必要とする書類

(決定の通知)

第4条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は、別記第3号様式により行うものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第5条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、別表のとおりとする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第4号様式によるものとし、事業変更計画書の様式は、知事が必要に応じ別に定める。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業等の内容等の変更の決定通知は、補助金等の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第5号様式）により、補助金等の額に変更を生じないときは変更承認通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、必要に応じ別に定める。

(工事の着工及び完成報告)

第7条 補助事業者は、工事を伴うものについては、工事に着工したときは工事着工報告書を、工事が完成したときは工事完成報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の工事着工報告書及び工事完成報告書の様式並びにそれらの提出期限は、別に定める。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定による状況報告は、必要に応じ別に定めるところにより行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の実績報告書は、別記第7号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書 事業ごとに知事が別に定める様式
- (2) 収支精算書 収支予算書を準用する。
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、別に定める。

4 補助金等の交付を概算払又は前金払により受けた場合における実績報告書の提出期限は、前項の規定にかかわらず、補助金等の交付の決定のあった年度の3月31日とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(補助金等の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定通知は、補助金等確定通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

(補助金等の請求等)

第11条 規則第16条第1項の請求書は、別記第9号様式によるものとする。

2 前項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

3 前々項の規定にかかわらず、補助金等の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、補助金等概算払(又は前金払)請求書(別記第10号様式)によるものとする。

(補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記第11号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第21条第2項に規定する財産の処分を制限する期間は、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に定める期間とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(証拠書類の保管)

第14条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(雑 則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要項は、平成15年6月18日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- この要項は、平成17年5月10日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- この要項は、平成18年6月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- この要項は、平成19年5月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- この要項は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- この要項は、平成21年5月15日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- この要項は、平成22年4月19日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- この要項は、平成23年5月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- この要項は、平成24年4月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- この要項は、平成25年5月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- この要項は、平成26年5月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- この要項は、平成27年5月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- この要項は、平成28年5月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- この要項は、平成29年4月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- この要項は、平成30年5月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- この要項は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。
- この要項は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。
- この要項は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。

健康福祉政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------|--|---|--|------------------|----|-------------------|
| 1 熊本県社会福祉施設借入金利子補助金 | 社会福祉法人及び民法第34条の規定に基づき設立した法人(以下「社会福祉法人等」という。)が社会福祉施設の新設、修理、改造、拡張、災害復旧その他知事が必要と認めた整備のため、独立行政法人福祉医療機構(以下この項において「機構」という。)から借り入れた資金に係る毎年4月1日から翌年3月31日までの間に支払うべきものとされている利子(延滞利子を除く。)で、機構の償還計画(約定)に基づき社会福祉法人等が機構に現に当該年度において支払った利子額 ただし、平成14年4月1日以降の借入契約締結に係る利子は除く。 | 社会福祉法人及び民法第34条の規定に基づき設立した法人 | {社会福祉施設整備資金の貸借契約締結日における当該資金の貸付利率(%) - 1.5(%)} / 社会福祉施設整備資金の貸借契約締結日における当該資金の貸付利率(%) | | | 無 |
| 2 熊本県社会福祉協議会運営費補助金 | 1 (福)熊本県社会福祉協議会の運営に要する経費(人件費) 2 (福)熊本県社会福祉協議会が行う社会福祉事業のうち次の事業に要する経費 (1)市町村社協活動の支援・地域福祉の推進 (2)社会福祉に関する調査・広報 | (福)熊本県社会福祉協議会 | 知事が必要と認めた額と対象経費支出(予定)額とを比較して少ない方の額とする。 | 補助対象経費区分間の 変更 | | 無 |
| 3 施設通所等交通費支援事業補助金 | 天草市が実施する御所浦地域振興策のうち、以下の事業に要する経費 1 御所浦地域からの乳幼児・産婦健診の受診に要する船賃の補助 2 御所浦地域からの母子保健・子育て支援サービスの利用に要する船賃の補助 3 御所浦地域からの障がい者福祉サービス施設への通所に要する船賃の補助 | 天草市 | 補助率 10/10 | | | 無 |

健康福祉政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|------------------------|--|-------------------------------------|---|--|----|---------------|
| 4 地域福祉総合支援事業補助金(ソフト補助) | (ソフト補助) 「第4期熊本県地域福祉支援計画」の推進について、先駆的、モデル的に取り組む地域福祉活動を実施するために必要な経費。 ただし、次の各号に掲げる経費を含まないものとする。 (1)申請団体の運営自体に要する人件費、光熱水費及び家賃等の事務所の管理・運営に要する経費 (2)熊本県外での事業実施に係る経費 | 福祉活動を行う民間団体(個人事業主を含む) | 補助率2/3以内、上限500千円 ただし、「ICTを取り入れた地域福祉活動」及び「防災を意識した地域づくり」を行う場合は、上限250千円嵩上げする。 | 事業内容の変更(軽微な変更を除く)をする場合 | | 無 |
| 5 県ボランティアセンター事業費補助金 | 令和7年6月9日付け社援発0609第6号厚生労働省社会・援護局長通知「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」に基づき、(福)熊本県社会福祉協議会が行う県ボランティアセンターの運営に要する経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く)、補助金 | (福)熊本県社会福祉協議会 | 知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額 | 補助事業に要する経費の各区分間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)及び事業内容の変更(軽微な変更を除く。) | | 有 |
| 6 集会施設等維持管理補助金 | 1 対象経費は、災害に伴い県が被災者のために設置した仮設団地内の集会施設等において、市町村が実施する維持管理等のために要する次に掲げるものとする。 (1)集会施設の維持管理経費(水道光熱費など) (2)集会施設に備えつける必要最低限の備品・消耗品購入経費 (3)その他、集会施設や建設型応急住宅を適切に管理するために必要な経費(災害救助費で対応できないものに限る。) 2 1に定める災害は、次に掲げるものとする。 (1)「令和2年7月豪雨」による災害 (2)「令和7年8月10日からの大雨」による災害 | 仮設団地内の集会施設等の維持管理を行う市町村 | 補助率 10/10 | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)がある場合 | | 無 |

健康福祉政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|-----------------------|---|---|---|--|-----------------------------|-------------------|
| 7 災害ボランティアセンター支援事業補助金 | 令和7年6月9日付け社援発0609第6号厚生労働省社会・援護局長通知「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」に基づき、(福)熊本県社会福祉協議会が行う災害ボランティアセンター設置運営等支援事業に要する経費 (報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費)、会議費、使用料及び賃借料、役務費(雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く)) | (福)熊本県社会福祉協議会 | 知事が必要と認められた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額 | 補助事業に要する経費の各区分間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)及び事業内容の変更(軽微な変更を除く。) | | 有 |
| 8 感染症対策専門家派遣事業補助金 | 令和4年4月1日付け厚生労働省発医政0401第10号、厚生労働省発健0401第3号及び厚生労働省発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の交付について」等に基づき、政令市が行う次の事業に関する経費 都道府県等からの要請に基づく感染症対策専門家派遣事業 | 熊本市 | 知事が必要と認められた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、対象経費の総額から自己負担・寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額 補助率10/10 | 事業に要する経費の配分の変更及び事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)を行う場合 | 補助対象期間は、交付決定を受けた日の属する年度とする。 | 有 |

健康福祉政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------------|---|---|--|-------------------------|---|-------------------|
| 9 民生委員・児童委員活動助成費県費補助金 | 市町村が支出する市町村民生委員推薦会及び市町村民生委員・児童委員協議会が行う事業に要する経費 1 市町村民生委員推薦会 2 民生委員・児童委員協議会活動推進費 | 市町村 | 1 500円×推薦会委員定数以内 2 単位民生委員・児童委員協議会あたりの平均民生委員数により次の区分による単価×単位民生委員・児童委員協議会数以内 40人以上 350,000円 20人以上 250,000円 20人未満 200,000円 | 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |
| 10 平成28年熊本地震住まいの再建支援事業補助金 | 平成28年熊本地震により住居が被災したことにより応急的な住まい等での居住を余儀なくされた者（以下「被災者」という。）が、平成28年4月15日以降に県内で居住する住宅を新築、購入又は補修（以下「住宅再建」という。）するため、金融機関等から融資を受けた場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部を助成するために益城町が交付する次の補助金。なお、補助の対象は、被災者が住宅再建し、その住宅に入居した日から起算して6月経過した日（益城町長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない）までに益城町に申請されたものに限るものとする。 | 益城町 | 補助率 10/10 | | (1) 自宅再建利子助成事業補助金の世帯収入（所得）要件について、世帯の中に23歳未満の被扶養者がいる場合については、次のとおりとする。 ア 1人の場合 世帯収入550万円以内（世帯員の収入に給与収入以外の収入が | 無 |

健康福祉政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|------|--|---|-------------------|--------|--|-------------------|
| | <p>1 リバースモーゲージ利子助成事業補助金</p> <p>【交付対象者】 住宅再建するために、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資（高齢者向け返済特例等）を受け、次の（１）又は（２）のいずれかの要件を満たし、益城町長発行の罹災証明書を有する者</p> <p>（１）熊本地震に係る益城町土地区画整理事業の影響により住まいを再建していない者であり、次のア又はイに該当する者</p> <p>ア 応急仮設住宅入居者であり、応急仮設住宅の供与期間内に退去した者（ただし、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯として認定により入居した場合で、当該認定が解除された者を除く）</p> <p>イ 応急仮設住宅入居者以外で、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する者</p> <p>（ア）罹災証明書で全壊又は大規模半壊の判定を受けた者</p> <p>（イ）罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した者</p> <p>（ウ）被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者</p> <p>（２）その他、益城町長が認める者</p> <p>【補助金の額】 借入額（借入額が850万円を超える場合は、850万円）に、借入時の独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」の基本融資額に係る融資金利（団体信用生命保険に加入しない場合に適用される金利）を乗じて算出した額に20を乗じて得た額（千円未満の端数切り捨て）。なお、助成は1世帯あたり1回限りとする。</p> | | | | <p>ある場合世帯所得390万円以内)</p> <p>イ 2人の場合 世帯収入600万円以内（世帯員の収入に給与収入以外の収入がある場合は世帯所得430万円以内)</p> <p>ウ 3人以上の場合 世帯収入700万円以内（世帯員の収入に給与収入以外の収入がある場合は世帯所得510万円以内)</p> <p>（２）自宅再建利子助成事業補助金の世帯収入（所得）要件について、世帯の中に次の要件を満たす者がいる場合は、その世帯全員の所得の合計額から1人あたり、次のアからウの所得額を控除する。</p> <p>ア 満60歳以上の</p> | |

健康福祉政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|------|---|---|-------------------|--------|--|-------------------|
| | <p>2 自宅再建利子助成事業補助金</p> <p>【交付対象者】</p> <p>住宅再建するために、金融機関等から融資を受け、次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たし、かつ(3)の要件を満たす、益城町長発行の罹災証明書を有する者</p> <p>(1) 熊本地震に係る益城町土地区画整理事業の影響により住まいを再建していない者であり、次のア又はイに該当する者</p> <p>ア 応急仮設住宅入居者であり、応急仮設住宅の供与期間内に退去した者(ただし、被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で、当該認定が解除された者を除く)</p> <p>イ 応急仮設住宅入居者以外で、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 罹災証明書で全壊又は大規模半壊の判定を受けた者</p> <p>(イ) 罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した者</p> <p>(ウ) 被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者</p> <p>(2) その他、益城町長が認める者</p> <p>(3) 住宅再建し、その住宅に入居する日の属する年の前年(前年の課税所得証明書が取得できない場合は前々年)の世帯収入額が500万円以内(世帯の収入に給与収入以外の収入がある場合は世帯所得額が350万円以内)である者</p> <p>【補助金の額】</p> <p>借入額(借入額が850万円を超える場合は、850万円)及び借入時の貸付利率(独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」の基本融資額に係る融資金利(団体信用生命保険に加入しない場合に適用される金利)を超える場合は、当該融資金利)並びに実際の借入期間に基づき元利均等月賦支払の方法により算定した各月の利子の支払額の合計額(千円未満の端数切り捨て)。なお、助成は1世帯あたり1回限りとする。</p> | | | | <p>のいずれかの要件を満たす者がいる場合</p> <p>27万円</p> <p>(ア) 身体障害者手帳の3級から6級に該当する者</p> <p>(イ) 療育手帳のB1又はB2に該当する者</p> <p>(ウ) 精神障害者保健福祉手帳の2級又は3級に該当する者</p> <p>ウ 特別障がい者で、次の(ア)から(ウ)のいずれかの要件を満たす者がいる場合 40万円</p> <p>(ア) 身体障害者手帳の1級又は2級に該当する者</p> <p>(イ) 療育手帳のA1又はA2に該当する者</p> <p>(ウ) 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する者</p> | |

健康福祉政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------------|---|---|-------------------|--------|----|-------------------|
| 11 令和7年8月豪雨被災者生活再建支援事業補助金 | <p>令和7年8月豪雨により被災した世帯のうち、被災者生活再建支援法施行令（以下「施行令」という。）第1条各号に定める自然災害に該当しない県内市町村の区域に居住しているため、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない世帯に対して、その生活の再建を支援するために市町村が交付する次の補助金。</p> <p>【交付対象者】 令和7年8月豪雨により被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第2条第2号に定める被災世帯とする。ただし、施行令第1条各号に定める自然災害が発生した市町村の区域に居住する世帯を除く。</p> <p>【補助金の額】 法第3条に定める被災者生活再建支援金の額と同額とする。</p> | 市町村 | 補助率 10/10 | | | 無 |

健康福祉政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|--------------------------|--|---|-------------------|--------|----|-------------------|
| 12 令和7年8月豪雨住まいの再建支援事業補助金 | <p>令和7年8月豪雨により住居が被災したことにより応急的な住まい等での居住を余儀なくされた者（以下「被災者」という。）が、令和7年8月11日以降に県内で自宅再建する際に要する経費を助成するために市町村（熊本市を除く）が交付する次の補助金。</p> <p>1 民間賃貸住宅入居助成事業補助金 【交付対象者】 次のいずれかに該当し、再建先として県内の民間賃貸住宅に入居した者。 （1）応急仮設住宅（建設型応急住宅又は賃貸型応急住宅）入居者であり、応急仮設住宅の供与期間内（供与期間が延長された場合はその期間内）に当該住宅を退去した者 ただし、次のア又はイに該当する者を除く ア 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で、当該認定が解除された者 イ 市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体していない者であり、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第7号に規定する被災した住宅の応急修理の期間中に応急仮設住宅を使用した者 （2）応急仮設住宅入居者以外で、次のアからウのいずれかに該当する者 ア 市町村長が発行する罹災証明書で全壊、大規模半壊又は中規模半壊の判定を受けた者 イ 市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した者 ウ 被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者 （3）その他、市町村長が認める者 【交付対象経費】 被災者が、再建先として県内の住宅を賃貸する場合に必要な契約に伴う経費 【補助金の額】 1世帯当たり20万円（定額）</p> | 市町村 | 補助率 10/10 | | | 無 |

健康福祉政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|------|---|---|-------------------|--------|----|-------------------|
| | <p>2 公営住宅入居助成事業補助金</p> <p>【交付対象者】 次のいずれかに該当し、原則として加算支援金を受給していない者で、再建先として県内の公営住宅に入居した者。 (1) 応急仮設住宅（建設型応急住宅又は賃貸型応急住宅）入居者であり、応急仮設住宅の供与期間内（供与期間が延長された場合はその期間内）に当該住宅を退去した者 ただし、次のア又はイに該当する者を除く ア 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で、当該認定が解除された者 イ 市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体していない者であり、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第7号に規定する被災した住宅の応急修理の期間中に応急仮設住宅を使用した者 (2) 応急仮設住宅入居者以外で、次のアからウのいずれかに該当する者 ア 市町村長が発行する罹災証明書で全壊、大規模半壊又は中規模半壊の判定を受けた者 イ 市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した者 ウ 被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者 (3) その他、市町村長が認める者</p> <p>【交付対象経費】 被災者が再建先として県内の公営住宅に入居する際に必要となる経費</p> <p>【補助金の額】 1世帯当たり10万円（定額）</p> | | | | | |

健康福祉政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|------|---|---|-------------------|--------|----|-------------------|
| | <p>3 転居費用助成事業補助金</p> <p>【交付対象者】 次のいずれかに該当し、応急的な住まい等から再建先へ転居した者。</p> <p>(1) 応急仮設住宅（建設型応急住宅又は賃貸型応急住宅）入居者であり、応急仮設住宅の供与期間内（供与期間が延長された場合はその期間内）に当該住宅を退去した者（ただし、市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体していない者であり、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第7号に規定する被災した住宅の応急修理の期間中に応急仮設住宅を使用した者を除く）</p> <p>(2) 応急仮設住宅入居者以外で、次のアからウのいずれかに該当する者</p> <p>ア 市町村長が発行する罹災証明書で全壊、大規模半壊又は中規模半壊の判定を受けた者</p> <p>イ 市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した者</p> <p>ウ 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯として認定された者</p> <p>(3) その他、市町村長が認める者</p> <p>【交付対象経費】 被災者が、県内で新築、購入若しくは補修する住宅又は県内の賃貸住宅、公営住宅等への転居に伴う荷物の移動に要する経費</p> <p>【補助金の額】 1世帯当たり10万円（定額）</p> | | | | | |

健康危機管理課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|------------------------|---|--|---|---|----|-------------------|
| 1 熊本県私立学校等結核予防費補助金 | <p>熊本市を除く県内の私立学校等が行う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定による健康診断に要する経費</p> <p>基準額 別に定める額×受診人数</p> <p>受診人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校：当該年度に入学した者 ・施設：65歳以上の者（当該年度に65歳に達する者を含む。） | 熊本市を除く県内における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項に規定する学校又は施設の設置者 | 基準額と総事業費から生徒・入居者負担金を控除した額とを比較して少ない方の額の2/3以内 | 健康診断の受診人員に変更が生じる場合（ただし、人数が減少した場合は除く。） | | 無 |
| 2 熊本県感染症指定医療機関運営事業費補助金 | <p>平成23年3月31日付け厚生労働省発医政第0331号第31号厚生事務次官通知「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に基づき、第一種又は第二種感染症指定医療機関が行う次の事業に要する経費（ただし、公立病院を除く。）</p> <p>1 第一種感染症指定医療機関運営事業 第一種感染症指定医療機関の運営に要する経費 （備品費（単価50万円（民間団体にあっては30万円）未満に限る。）、消耗品費、材料費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、保険料（火災保険料、医療事故賠償責任保険料等）、雑役務費（修繕費、手数料等）、燃料費、委託費）</p> <p>2 第二種感染症指定医療機関運営事業 第二種感染症指定医療機関の運営に要する経費 （備品費（単価50万円（民間団体にあっては30万円）未満に限る。）、消耗品費、材料費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、保険料（火災保険料、医療事故賠償責任保険料等）、雑役務費（修繕費、手数料等）、燃料費、委託費）</p> <p>基準額</p> <p>1 床当たりの年額</p> <p>1 第一種感染症指定医療機関 6,073千円を限度として知事の認めた額</p> <p>2 第二種感染症指定医療機関</p> <p>（1）陰圧装置のある医療機関 1,996千円を限度として知事の認めた額</p> <p>（2）陰圧装置のない医療機関 1,519千円を限度として知事の認めた額</p> <p>交付額の下限額</p> <p>1 第一種感染症指定医療機関 84千円</p> <p>2 第二種感染症指定医療機関 84千円</p> | 感染症指定医療機関の開設者 | 基準額と対象経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額以内 | 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）及び事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）を行う場合 | | 有 |

健康危機管理課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|------------------------|---|---|---|-------------------------|----|-------------------|
| 3 熊本県疾病予防 費県負担(補助)金 | <p>平成20年12月19日付け厚生労働省発健第1219002号厚生労働事務次官通知「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づき市町村が行う次の事業に要する経費</p> <p>1 感染症予防事業 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき市町村が実施する消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除等に要する経費</p> <p>2 予防接種事故救済給付事業 市町村が実施する予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種によるものであると厚生労働大臣が認定したとき、市町村が給付するために要する経費 (医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料及び介護加算額の給付に必要な補償、補填及び賠償金等。ただし、予防接種法第6条第3項に基づき実施された新型コロナウイルス感染症に係る予防接種によるものを除く。)</p> <p>3 予防接種事故発生調査事業 市町村が開催する予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種による健康被害に関する調査等に要する経費 (報酬、報償費、旅費、需用費(食糧費及び印刷製本費)使用料及び賃借料。) 基準額 239,000円×事故調査件数 交付額の下限額 21千円</p> | <p>1 市町村</p> <p>2 市町村</p> <p>3 市町村</p> | <p>1 基準額と対象経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の2/3以内 ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第1条第2項の規定に基づく告示がなされた場合、災害発生に遡り、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第19条の負担率に嵩上げする</p> <p>2 基準額と対象経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の3/4以内</p> <p>3 基準額と対象経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の3/4以内</p> | <p>補助事業等の内容等を変更する場合</p> | | <p>有</p> |

健康危機管理課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|--|--|---|-------------------|----------------------|----|-------------------|
| 4 熊本県風しん予 防金 | 市町村が実施する風しん予防接種助成事業に関する経費 | 市町村 | 基準額と対象経費の総額 | 補助事業等の内容等を | | 無 |
| <p style="font-size: 2em; color: red; margin: 0;">廃止</p> | | | | | | |
| 4 熊本県肝疾患診 療連携拠点病院運営 事業費補助金 | 熊本県肝疾患診療連携拠点病院が肝炎患者等支援対策事業実施要綱に 基づいて実施する次の経費 1. 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置、運営に関する経 費 2. 肝疾患相談・支援センターの設置、運営に関する経費 基準額 1. 325,000円 2. 11,132,000円 | 熊本県肝疾患連携拠 点病院 | 補助率 10 / 10 | 補助事業等の内容等 を変更する場合 | | 有 |

健康危機管理課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|-------------------------------|--|---|------------------------|--|-----|-------------------|
| 5 熊本県感染症指定医療機関（公的病院等）運営事業費補助金 | <p>県内の公的病院等が第一種又は第二種感染症指定医療機関として行う次の事業に要する経費</p> <p>○第一種又は第二種感染症指定医療機関の運営に要する経費（給与費（常勤医師又は非常勤医師等の給与費及び法定福利費等）、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、材料費、備品購入費（単価50万円（民間団体にあつては30万円）未満の備品に限る。））</p> <p>基準額 1床当たりの年額 4,251千円</p> <p>公的病院等の定義 「公的病院等」とは公益法人等が開設した病院であり、公益法人等とは次の種別に該当するものをいう。 1 日本赤十字社、2 社会福祉法人恩賜財団済生会、3 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会、4 社会福祉法人北海道社会事業協会、5 公益社団法人、6 公益財団法人、7 社会福祉法人（済生会及び北海道社会事業協会を除く。）、8 学校法人、9 社会医療法人、10 健康保険組合、11 国家公務員共済組合連合会、12 公立学校共済組合</p> | 第一種及び第二種感染症指定医療機関のうち公的病院等 | 補助率 10/10 | 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）及び事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）を行う場合 | | 無 |
| 6 登録譲渡ボランティアへの犬猫譲渡活動支援補助金 | 登録譲渡ボランティアが、県保健所又は熊本県動物愛護センターから犬又は猫を譲り受け、新たな飼い主探しを行う活動に要する経費 | 熊本県犬・猫譲渡要領に定める登録譲渡ボランティア | 譲受けた犬又は猫1頭当たり1万円を上限とする | 補助金交付決定額の増額変更をしようとする場合または補助金交付決定額の20%を超える減額変更をしようとする場合 | | 無 |
| 7 地域猫活動支援補助金 | 地域猫活動に取り組む自治会等に対しその活動に要する経費 | 地域猫活動に取り組む自治会等 | 30万円以内 | 補助金交付決定額の増額変更をしようとする場合 | | 無 |

健康危機管理課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------------|-------------------------------------|---|-------------------|--------------------------------------|----|-------------------|
| 8 熊本県造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助金 | 市町村が実施する造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用の助成に関する経費 | 市町村 | 補助率 1/2 | 補助事業等の内容等を変更する場合(ただし、事業費が減少した場合は除く。) | | 無 |
| 10 熊本県新興感染症 追加 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の | 感染症の予防及び感 | (1) 別に定める基準額 | 補助事業等の内容等を | | 有 |

廃止

健康危機管理課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------------|-------------------------------------|---|-------------------|------------|----|-------------------|
| 11 熊本県新興感染 病 言 会 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条 | 感染症の予防及び感 | (1) 別に定める基準額 | 補助事業等の内容等を | | 有 |
| 廃止 | | | | | | |
| 12 熊本県感染症指 針 | 昭和62年7月30日付け厚生省発健医第179号厚生事務次官通知「保健衛 | 感染症指定医療機関 | 対象経費の総額から自己 | 事業に要する経費の配 | | 有 |
| 廃止 | | | | | | |
| 13 新興感染症対策 指 針 | 能本市が、感染症専門医育成のために熊本大学に「新興感染症対策寄 | 能本市 | 補助率 1/2 | | | 無 |
| 廃止 | | | | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|----------------|--|-------------------------------------|--|--------------------------------|----|---------------|
| 1 軽費老人ホーム事務費補助 | <p>軽費老人ホームの設置者である社会福祉法人が「軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程」(平成21年3月3日熊本県告示第168号。以下「規程」という。)に規定する入所者から支払いを受けることができる利用料のうち、サービスの提供に要する費用(以下「事務費」という。)を「熊本県軽費老人ホームの利用料の取り扱い指針」(平成21年3月3日高齢第1484号熊本県健康福祉部長通知)に基づき減免した場合におけるその減免した経費。</p> <p>事務費とは、施設を運営するために必要な職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、退職給付支出、法定福利費支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、旅費交通費支出、研修研究費支出、事務消耗品費支出、印刷製本費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、広報費支出、業務委託費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃貸料支出、租税公課支出、保守料支出、渉外費支出、諸会費支出、雑支出、保健衛生費支出、医薬品費支出、診療・療養等材料費支出、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品購入積立資産支出等の経費であること。</p> | 社会福祉法人 | 事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。 | 内容、補助申請額等に変更(軽微な変更を除く。)が生じた場合。 | | 無 |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) | | | | | | |
|-------------------------------|---|--|--|--------------------------------|----------|---------------|-------------------------------|--|--|--|--|---|
| 2 明るい長寿社会づくり推進事業補助金 | 平成元年10月19日付け老福第187号厚生省老人保健福祉部長通知「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について」に基づき(一財)熊本さわやか長寿財団が行う都道府県明るい長寿社会づくり推進機構事業の実施に要する経費 (報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、公課費) | (一財)熊本さわやか長寿財団 | 知事が必要と認めた額と補助対象経費の支出額とを比較してその少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。 | 内容、補助申請額等に変更(軽微な変更を除く。)が生じた場合。 | | 無 | | | | | | |
| 3 熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業補助金 | 1 介護施設等の開設時、増床時及び再開時(改築時)に必要な経費 特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存新設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費 (1) 広域型施設 ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの) ・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置) (2) 地域密着型施設等 ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 | (1) 社会福祉法人等、市町村 (2) 市町村(事業主体は社会福祉法人等) | (補助額の算定方法) 下表の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める交付基礎単価に、第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を上限とし、知事が必要と認めた額。 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 表 交付基礎額 1 介護施設等の開設時、増床時及び再開時(改築時)に必要な経費 (1) 広域型施設 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額 <table border="1" data-bbox="1137 1173 1736 1450"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 1173 1400 1292">1 区分</th> <th data-bbox="1400 1173 1556 1292">2 交付基礎単価</th> <th data-bbox="1556 1173 1736 1292">3 単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 1292 1400 1450">広域型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td> <td data-bbox="1400 1292 1556 1450"></td> <td data-bbox="1556 1292 1736 1450"></td> </tr> </tbody> </table> | 1 区分 | 2 交付基礎単価 | 3 単位 | 広域型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | | | 1 開設日の変更。 2 補助事業に要する経費の総額20%を超える増減。 | | 無 |
| 1 区分 | 2 交付基礎単価 | 3 単位 | | | | | | | | | | |
| 広域型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | | | | | | | | | | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------------------------------------|---|----------|---------|-----|---------------|-----------------------------|--|--|--|--|--|-------------------------------|---------|-----|---------------------------------|--|--|---------------------------------|---------|-------------------------------------|--------------|-----------|---------------------------------|--|--|--|
| | <p>・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p> <p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>・都市型軽費老人ホーム</p> <p>・小規模な養護老人ホーム</p> <p>・施設内保育施設</p> <p>2 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費</p> <p>特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費</p> <p>(1) 広域型施設</p> <p>・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</p> <p>・介護老人保健施設</p> <p>・介護医療院</p> <p>・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p> <p>・養護老人ホーム</p> <p>・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p> <p>(2) 地域密着型施設等</p> <p>・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</p> <p>・小規模な介護老人保健施設</p> <p>・小規模な介護医療院</p> <p>・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p> <p>・認知症高齢者グループホーム</p> <p>・小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>・（看護）小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p> <p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>・都市型軽費老人ホーム</p> <p>・小規模な養護老人ホーム</p> <p>・施設内保育施設</p> <p>3 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費</p> <p>介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕費、備品購入費、介護用品、備品等）</p> | | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1137 339 1397 395">介護老人保健施設</td> <td data-bbox="1397 339 1552 395" rowspan="2">1,036千円</td> <td data-bbox="1552 339 1736 395" rowspan="2">定員数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 395 1397 451">介護医療院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 451 1397 563">ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td> <td data-bbox="1397 451 1552 563"></td> <td data-bbox="1552 451 1736 563"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 563 1397 770">介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td> <td data-bbox="1397 563 1552 770"></td> <td data-bbox="1552 563 1736 770"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 770 1397 882">訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）</td> <td data-bbox="1397 770 1552 882">5,200千円</td> <td data-bbox="1552 770 1736 882">施設数</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1104 882 1736 1042">(2)地域密着型施設等 ※以下の範囲で知事が必要と認められた額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1042 1397 1201">地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td> <td data-bbox="1397 1042 1552 1201" rowspan="4">1,036千円</td> <td data-bbox="1552 1042 1736 1201" rowspan="4">定員数（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1201 1397 1281">小規模な介護老人保健施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1281 1397 1361">小規模な介護医療院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1361 1397 1453">小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td> </tr> </table> | 介護老人保健施設 | 1,036千円 | 定員数 | 介護医療院 | ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | | | 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | | | 訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置） | 5,200千円 | 施設数 | (2)地域密着型施設等 ※以下の範囲で知事が必要と認められた額 | | | 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | 1,036千円 | 定員数（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業 | 小規模な介護老人保健施設 | 小規模な介護医療院 | 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | | | |
| 介護老人保健施設 | 1,036千円 | 定員数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護医療院 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置） | 5,200千円 | 施設数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2)地域密着型施設等 ※以下の範囲で知事が必要と認められた額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | 1,036千円 | 定員数（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模な介護老人保健施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模な介護医療院 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | | | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) | |
|---|--|-------------------------------------|-----------------------------|---|---|----------------------------|----|---------------|--|
| | 料)、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、旅費、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)又は委託料。 | | | 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 小規模な介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 都市型軽費老人ホーム 小規模な養護老人ホーム 施設内保育所 | 所にあつては、宿泊定員数とする。 17,400千円 520千円 520千円 5,200千円 | 施設数 定員数 施設数 | | | |
| 2 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額 | | | (1) 広域型施設 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額 | | | 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | | | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) | |
|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|-------------------|--|-------|--|----|---------------|--|
| | | | | 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 養護老人ホーム 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | 520千円 | 定員数 | | | |
| (2) 地域密着型施設等 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額 | | | | 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 520千円 | 定員数（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。） | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | | | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|----------------------|--|-------------------------------------|--|--|---------|--------|----|---------------|
| | | | | 小規模な介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | | | | |
| | | | | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 8,640千円 | 施設数 | | |
| | | | | 都市型軽費老人ホーム | 260千円 | 定員数 | | |
| | | | | 小規模な養護老人ホーム | 260千円 | | | |
| | | | | 施設内保育施設 | 2,600千円 | 施設数 | | |
| | | | 3 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額 | | | | | |
| | | | | 介護予防拠点 | 124千円 | 1 か所 | | |
| 4 介護保険苦情処理体制整備事業費補助金 | 熊本県国民健康保険団体連合会が行う苦情処理事業に要する経費 (報酬、給料、職員手当等、共済費(社会保険料に限る。)、報償費、旅費、賃金、需用費、備品購入費、役員費、委託料、負担金、使用料及び賃借料) | 熊本県国民健康保険団体連合会 | 3,060千円以内 補助金の額は、知事が必要と認めた額と「補助対象経費」の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 | | | | | 無 |
| 5 介護の日inくまもと補助金 | 介護の日inくまもとを開催するために組織された介護の日inくまもと実行委員会が実施する事業に要する経費 | 介護の日inくまもと実行委員会 | 1,100千円以内 | | | | | 無 |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|-------------------------------------|-------------------|--------|-------------|---------------|-------------|--------------------|------------------|---------|---|--------|------|----------|------|-------------|---------|---------|----------|--------------------|---------|--|--|---|
| 6 熊本県老人福祉施設等整備費補助金 | <p>以下の表1に定める対象事業ごとに対象となる整備区分に掲げる整備内容に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>表1 対象事業ごとに対象となる整備区分</p> <table border="1" data-bbox="383 751 880 983"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>施設種別</th> <th>整備区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">老人福祉施設整備等事業</td> <td>養護老人ホーム</td> <td>改築（個室整備に限る）</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム（定員30人以上）</td> <td>改築（個室ユニット型整備に限る）</td> </tr> </tbody> </table> | 対象事業 | 施設種別 | 整備区分 | 老人福祉施設整備等事業 | 養護老人ホーム | 改築（個室整備に限る） | 特別養護老人ホーム（定員30人以上） | 改築（個室ユニット型整備に限る） | 社会福祉法人等 | <p>(交付額の算定方法) 表2の第2欄に定める施設の種類の種類ごとに、第3欄に定める配分基礎単価に、第4欄に定める単位の数を乗じて得た額と、対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を上限とし、知事が必要と認めた額。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>表2 配分基礎額</p> <table border="1" data-bbox="1099 639 1736 884"> <thead> <tr> <th>1 対象事業</th> <th>2 区分</th> <th>3 配分基礎単価</th> <th>4 単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">老人福祉施設整備等事業</td> <td>養護老人ホーム</td> <td>3,200千円</td> <td rowspan="2">整備対象整備床数</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム（定員30人以上）</td> <td>3,000千円</td> </tr> </tbody> </table> | 1 対象事業 | 2 区分 | 3 配分基礎単価 | 4 単位 | 老人福祉施設整備等事業 | 養護老人ホーム | 3,200千円 | 整備対象整備床数 | 特別養護老人ホーム（定員30人以上） | 3,000千円 | 交付申請額の変更及び交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合 | | 無 |
| 対象事業 | 施設種別 | 整備区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 老人福祉施設整備等事業 | 養護老人ホーム | 改築（個室整備に限る） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特別養護老人ホーム（定員30人以上） | 改築（個室ユニット型整備に限る） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 対象事業 | 2 区分 | 3 配分基礎単価 | 4 単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 老人福祉施設整備等事業 | 養護老人ホーム | 3,200千円 | 整備対象整備床数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特別養護老人ホーム（定員30人以上） | 3,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---|--|---|--------|----------|---------------|-----------------|----------------|--|---------------------------------|---------------|------|--------------|-----------------|-----|-----------|-----------------|-----|-------------|---------|------|---------------------------------|---------------|------|------------|---------|------|---------------|-----------------|-----|--|--|---|
| 7 熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金 | <p>1 地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>【補助対象経費】 医療介護総合確保法第5条の市町村計画に定める地域密着型サービス施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>補助対象事業</p> <p>(1) 地域密着型サービス等整備助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 小規模な介護老人保健施設 ・ 小規模な介護医療院 ・ 小規模な養護老人ホーム ・ 小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・ 都市型軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 認知症対応型デイサービスセンター ・ 介護予防拠点 ・ 地域包括支援センター ・ 生活支援ハウス ・ 緊急ショートステイの整備 ・ 施設内保育施設 ・ 小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) <p>(2) 介護施設の合築等(上記(1)の事業対象施設と合築・併設)</p> <p>(3) 空き家を活用した整備(認知症高齢者グループホーム)</p> | 市町村（事業主体は補助対象施設を運営する社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人及び民間事業者等） | <p>(交付額の算定方法)</p> <p>下表の第1欄に定める施設の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に、第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と、対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を上限とし、知事が必要と認めた額。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>表（配分基礎額）</p> <p>1 地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <table border="1" data-bbox="1104 719 1738 1382"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 配分基礎単価</th> <th>3 単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型サービス施設等の整備</td> <td colspan="2">※以下の範囲で知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td> <td>2,000～5,530千円</td> <td>整備床数</td> </tr> <tr> <td>小規模な介護老人保健施設</td> <td>25,000～69,200千円</td> <td>施設数</td> </tr> <tr> <td>小規模な介護医療院</td> <td>25,000～69,200千円</td> <td>施設数</td> </tr> <tr> <td>小規模な養護老人ホーム</td> <td>2,960千円</td> <td>整備床数</td> </tr> <tr> <td>小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td> <td>2,000～5,530千円</td> <td>整備床数</td> </tr> <tr> <td>都市型軽費老人ホーム</td> <td>2,210千円</td> <td>整備床数</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>15,000～41,500千円</td> <td>施設数</td> </tr> </tbody> </table> | 1 区分 | 2 配分基礎単価 | 3 単位 | 地域密着型サービス施設等の整備 | ※以下の範囲で知事が定める額 | | 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | 小規模な介護老人保健施設 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | 小規模な介護医療院 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | 小規模な養護老人ホーム | 2,960千円 | 整備床数 | 小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | 都市型軽費老人ホーム | 2,210千円 | 整備床数 | 認知症高齢者グループホーム | 15,000～41,500千円 | 施設数 | 交付申請額の変更及び交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合 | | 無 |
| 1 区分 | 2 配分基礎単価 | 3 単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域密着型サービス施設等の整備 | ※以下の範囲で知事が定める額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模な介護老人保健施設 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模な介護医療院 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模な養護老人ホーム | 2,960千円 | 整備床数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市型軽費老人ホーム | 2,210千円 | 整備床数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認知症高齢者グループホーム | 15,000～41,500千円 | 施設数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | | | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) | |
|------|--|-------------------------------------|-------------------|---|--|--------|----|---------------|--|
| | <p>(3) 空き家を活用した整備(認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービスセンター)</p> <p>(4) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備</p> <p>(5) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備</p> <p>(6) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備</p> <p>(7) 公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業</p> <p>(8) 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業</p> <p>(9) 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業</p> <p>(10) 介護施設等の集約・再編支援事業</p> <p>2 定期借地権設定のための一時金の支援事業 【補助対象経費】 定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの)。</p> <p>3 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 (1) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業 (2) 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業 【補助対象経費】 特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 (3) 介護施設等における看取り環境整備推進事業</p> | | | <p>小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>15,000～41,500千円</p> <p>施設数</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業</p> <p>7,330千円</p> <p>施設数</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>15,000～41,500千円</p> <p>施設数</p> <p>認知症対応型デイサービスセンター</p> <p>14,800千円</p> <p>施設数</p> <p>介護予防拠点</p> <p>11,000千円</p> <p>施設数</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>1,480千円</p> <p>施設数</p> <p>生活支援ハウス</p> <p>44,100千円</p> <p>施設数</p> <p>緊急ショートステイの整備</p> <p>1,480千円</p> <p>整備床数</p> <p>施設内保育施設</p> <p>14,800千円</p> <p>施設数</p> <p>小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</p> <p>2,000～5,530千円</p> <p>整備床数</p> | | | | | |
| | | | | <p>介護施設の合築等</p> <p>1 (1)の事業対象施設と合築・併設</p> <p>合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額</p> <p>上記に準ずる</p> | | | | | |
| | | | | <p>空き家を活用した整備</p> <p>※以下の範囲で知事が定める額</p> <p>認知症グループホーム</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>認知症対応型デイサービスセンター</p> <p>11,000千円</p> <p>施設数</p> | | | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|-------------------------------------|---|-----------|---------|---------------|----------|-------|---------|---------|----------------------------|---------------|-----------------------------|----------|-----------------|-----|-------|-----------------|-----|--|--|--|
| | <p>(4) 共生型サービス事業所の整備推進事業 【補助対象経費】 特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。</p> <p>4 民有地マッチング事業 【補助対象経費】 民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等</p> <p>5 介護職員の宿舍施設整備事業 【補助対象経費】 特別養護老人ホーム等の職員の宿舍の整備（宿舍の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>6 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 (1) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業 【補助対象経費】</p> | | <p>介護施設等の創設を条件 ※以下の範囲で知事が定める額 に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備</p> <table border="1" data-bbox="1137 416 1736 699"> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td rowspan="5">1,400千円</td> <td rowspan="5">定員数</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>軽費老人ホーム</td> </tr> </table> <p>1 (5)災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備、1 (6)災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額</p> <table border="1" data-bbox="1137 874 1736 1161"> <tr> <td>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td> <td>2,000～5,530千円</td> <td>整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>25,000～69,200千円</td> <td>施設数</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> <td>25,000～69,200千円</td> <td>施設数</td> </tr> </table> | 特別養護老人ホーム | 1,400千円 | 定員数 | 介護老人保健施設 | 介護医療院 | 養護老人ホーム | 軽費老人ホーム | 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | 2,000～5,530千円 | 整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。 | 介護老人保健施設 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | 介護医療院 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | | | |
| 特別養護老人ホーム | 1,400千円 | 定員数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護老人保健施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護医療院 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 養護老人ホーム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 軽費老人ホーム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | 2,000～5,530千円 | 整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護老人保健施設 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護医療院 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | | | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------------------------------------|--|---------|---------|-----------------------------|-----------------------------|---------------|-----------------------------|--|---------------|-----------------------------|---|--|--|---------------------------------|---------------|------|--------------|-----------------|-----|-----------|-----------------|-----|-------------|---------|------|---------------------------------|---------------|------|------------|---------|------|--|--|--|
| | <p>介護施設等における簡易陰圧装置の設置又は感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）及び多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>(2) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業</p> <p>①ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援 ②従来型個室・多床室のゾーニング経費支援 ③家族面会室の整備等経費支援</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>【補助対象施設等（いずれも定員規模は問わない）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院、介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 | | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1099 339 1359 496">養護老人ホーム</td> <td data-bbox="1359 339 1626 496">2,960千円</td> <td data-bbox="1626 339 1738 496">整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 496 1359 654">ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td> <td data-bbox="1359 496 1626 654">2,000～5,530千円</td> <td data-bbox="1626 496 1738 654">整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 654 1359 813">介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td> <td data-bbox="1359 654 1626 813">2,000～5,530千円</td> <td data-bbox="1626 654 1738 813">整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1099 813 1738 933"> <p>公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業 ※以下の範囲で知事が定める額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 933 1359 1066">地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td> <td data-bbox="1359 933 1626 1066">2,000～5,530千円</td> <td data-bbox="1626 933 1738 1066">整備床数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 1066 1359 1139">小規模な介護老人保健施設</td> <td data-bbox="1359 1066 1626 1139">25,000～69,200千円</td> <td data-bbox="1626 1066 1738 1139">施設数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 1139 1359 1197">小規模な介護医療院</td> <td data-bbox="1359 1139 1626 1197">25,000～69,200千円</td> <td data-bbox="1626 1139 1738 1197">施設数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 1197 1359 1262">小規模な養護老人ホーム</td> <td data-bbox="1359 1197 1626 1262">2,960千円</td> <td data-bbox="1626 1197 1738 1262">整備床数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 1262 1359 1369">小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td> <td data-bbox="1359 1262 1626 1369">2,000～5,530千円</td> <td data-bbox="1626 1262 1738 1369">整備床数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 1369 1359 1420">都市型軽費老人ホーム</td> <td data-bbox="1359 1369 1626 1420">2,210千円</td> <td data-bbox="1626 1369 1738 1420">整備床数</td> </tr> </table> | 養護老人ホーム | 2,960千円 | 整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。 | ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | 2,000～5,530千円 | 整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。 | 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | 2,000～5,530千円 | 整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。 | <p>公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業 ※以下の範囲で知事が定める額</p> | | | 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | 小規模な介護老人保健施設 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | 小規模な介護医療院 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | 小規模な養護老人ホーム | 2,960千円 | 整備床数 | 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | 都市型軽費老人ホーム | 2,210千円 | 整備床数 | | | |
| 養護老人ホーム | 2,960千円 | 整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | 2,000～5,530千円 | 整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | 2,000～5,530千円 | 整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業 ※以下の範囲で知事が定める額</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模な介護老人保健施設 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模な介護医療院 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模な養護老人ホーム | 2,960千円 | 整備床数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市型軽費老人ホーム | 2,210千円 | 整備床数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | | | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) | |
|------|---|-------------------------------------|-------------------|--|--|---|----|---------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス <p>(3) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業</p> <p>【補助対象経費】 介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>【補助対象施設等（いずれも定員規模は問わない）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・短期入所生活介護事業所 ・生活支援ハウス | | | <ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型デイサービスセンター 介護予防拠点 地域包括支援センター 生活支援ハウス 緊急ショートステイの整備 施設内保育施設 小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | <ul style="list-style-type: none"> 15,000～41,500千円 15,000～41,500千円 7,330千円 15,000～41,500千円 14,800千円 11,000千円 1,480千円 44,100千円 1,480千円 14,800千円 2,000～5,530千円 2,000～5,530千円 25,000～69,200千円 25,000～69,200千円 2,960千円 2,000～5,530千円 | <ul style="list-style-type: none"> 施設数 施設数 施設数 施設数 施設数 施設数 施設数 施設数 整備床数 施設数 整備床数 整備床数 施設数 施設数 整備床数 整備床数 | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | | | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|------|--------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|---|------|--------|----|---------------|
| | | | 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | | | |
| | | | 空き家を活用した整備 | ※以下の範囲で知事が定める額 | | | | |
| | | | 認知症グループホーム | 11,000千円 | 施設数 | | | |
| | | | 小規模多機能型居宅介護事業所 | | | | | |
| | | | 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | | | | | |
| | | | 認知症対応型デイサービスセンター | | | | | |
| | | | 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業 | ※以下の範囲で知事が定める額 ※指定都市等において実施する場合は、下記の配分基礎単価に1.05を乗じた額 | | | | |
| | | | 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | | | |
| | | | 介護老人保健施設 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | | | |
| | | | 介護医療院 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | | | |
| | | | 養護老人ホーム | 2,960千円 | 整備床数 | | | |
| | | | ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | | | |
| | | | 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | | | |
| | | | 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業 | ※以下の範囲で知事が定める額 | | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | | | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|------|--------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|-----------------|------|--------|----|---------------|
| | | | 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | | | |
| | | | 小規模な介護老人保健施設 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | | | |
| | | | 小規模な介護医療院 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | | | |
| | | | 小規模な養護老人ホーム | 2,960千円 | 整備床数 | | | |
| | | | 小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | | | |
| | | | 都市型軽費老人ホーム | 2,210千円 | 整備床数 | | | |
| | | | 認知症高齢者グループホーム | 15,000～41,500千円 | 施設数 | | | |
| | | | 小規模多機能型居宅介護事業所 | 15,000～41,500千円 | 施設数 | | | |
| | | | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 | 7,330千円 | 施設数 | | | |
| | | | 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 15,000～41,500千円 | 施設数 | | | |
| | | | 認知症対応型デイサービスセンター | 14,800千円 | 施設数 | | | |
| | | | 介護予防拠点 | 11,000千円 | 施設数 | | | |
| | | | 地域包括支援センター | 1,480千円 | 施設数 | | | |
| | | | 生活支援ハウス | 44,100千円 | 施設数 | | | |
| | | | 緊急ショートステイの整備 | 1,480千円 | 整備床数 | | | |
| | | | 施設内保育施設 | 14,800千円 | 施設数 | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--------------------------------|--|-------------------|---|----------------------------|---------------|---------------|----------------------------|---------------|------|----------|-----------------|-----|-------|-----------------|-----|---------|---------|------|-----------------------------|---------------|------|-------------------------------|---------------|------|------------|--|----------------|------------|----------|-----|----------------|------------------|------------------|-----------------|--|--|--|--|--|
| | | | | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1135 339 1359 414">小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定</td> <td data-bbox="1359 339 1624 414">2,000～5,530千円</td> <td data-bbox="1624 339 1736 414">整備床数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 414 1359 537">特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td> <td data-bbox="1359 414 1624 537">2,000～5,530千円</td> <td data-bbox="1624 414 1736 537">整備床数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 537 1359 612">介護老人保健施設</td> <td data-bbox="1359 537 1624 612">25,000～69,200千円</td> <td data-bbox="1624 537 1736 612">施設数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 612 1359 687">介護医療院</td> <td data-bbox="1359 612 1624 687">25,000～69,200千円</td> <td data-bbox="1624 612 1736 687">施設数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 687 1359 762">養護老人ホーム</td> <td data-bbox="1359 687 1624 762">2,960千円</td> <td data-bbox="1624 687 1736 762">整備床数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 762 1359 837">ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td> <td data-bbox="1359 762 1624 837">2,000～5,530千円</td> <td data-bbox="1624 762 1736 837">整備床数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 837 1359 912">有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td> <td data-bbox="1359 837 1624 912">2,000～5,530千円</td> <td data-bbox="1624 837 1736 912">整備床数</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1135 912 1359 978">空き家を活用した整備</td> <td data-bbox="1359 912 1736 978">※以下の範囲で知事が定める額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 978 1359 1043">認知症グループホーム</td> <td data-bbox="1359 978 1624 1209" rowspan="4">11,000千円</td> <td data-bbox="1624 978 1736 1209" rowspan="4">施設数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 1043 1359 1109">小規模多機能型居宅介護事業所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 1109 1359 1174">看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 1174 1359 1209">認知症対応型デイサービスセンター</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1135 1209 1359 1326">介護施設等の集約・再編支援事業</td> <td data-bbox="1359 1209 1736 1326">※以下の範囲で知事が定める額 ※指定都市等において事業を実施する場合は、それぞれ下記の配分基礎単価に1.05を乗じた額</td> </tr> </table> | 小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定 | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | 介護老人保健施設 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | 介護医療院 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | 養護老人ホーム | 2,960千円 | 整備床数 | ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | 空き家を活用した整備 | | ※以下の範囲で知事が定める額 | 認知症グループホーム | 11,000千円 | 施設数 | 小規模多機能型居宅介護事業所 | 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 認知症対応型デイサービスセンター | 介護施設等の集約・再編支援事業 | | ※以下の範囲で知事が定める額 ※指定都市等において事業を実施する場合は、それぞれ下記の配分基礎単価に1.05を乗じた額 | | | |
| 小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定 | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護老人保健施設 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護医療院 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 養護老人ホーム | 2,960千円 | 整備床数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 空き家を活用した整備 | | ※以下の範囲で知事が定める額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認知症グループホーム | 11,000千円 | 施設数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認知症対応型デイサービスセンター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護施設等の集約・再編支援事業 | | ※以下の範囲で知事が定める額 ※指定都市等において事業を実施する場合は、それぞれ下記の配分基礎単価に1.05を乗じた額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | | | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|------|--------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|-----------------|------|--------|----|---------------|
| | | | 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | | | |
| | | | 小規模な介護老人保健施設 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | | | |
| | | | 小規模な介護医療院 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | | | |
| | | | 小規模な養護老人ホーム | 2,960千円 | 整備床数 | | | |
| | | | 小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | | | |
| | | | 都市型軽費老人ホーム | 2,210千円 | 整備床数 | | | |
| | | | 認知症高齢者グループホーム | 15,000～41,500千円 | 施設数 | | | |
| | | | 小規模多機能型居宅介護事業所 | 15,000～41,500千円 | 施設数 | | | |
| | | | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 | 7,330千円 | 施設数 | | | |
| | | | 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 15,000～41,500千円 | 施設数 | | | |
| | | | 認知症対応型デイサービスセンター | 14,800千円 | 施設数 | | | |
| | | | 介護予防拠点 | 11,000千円 | 施設数 | | | |
| | | | 地域包括支援センター | 1,480千円 | 施設数 | | | |
| | | | 生活支援ハウス | 44,100千円 | 施設数 | | | |
| | | | 緊急ショートステイの整備 | 1,480千円 | 整備床数 | | | |
| | | | 施設内保育施設 | 14,800千円 | 施設数 | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | | | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|------|--------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|--------|--------|----|---------------|
| | | | 小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | | | |
| | | | 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | | | |
| | | | 介護老人保健施設 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | | | |
| | | | 介護医療院 | 25,000～69,200千円 | 施設数 | | | |
| | | | 養護老人ホーム | 2,960千円 | 整備床数 | | | |
| | | | ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | | | |
| | | | 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） | 2,000～5,530千円 | 整備床数 | | | |
| | | | 介護施設の合築等 | | | | | |
| | | | 1 (1)の事業対象施設と合築・併設 | 合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額 | 上記に準ずる | | | |
| | | | 空き家を活用した整備 ※以下の範囲で知事が定める額 | | | | | |
| | | | 認知症グループホーム | 11,000千円 | 施設数 | | | |
| | | 小規模多機能型居宅介護事業所 | | | | | | |
| | | 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | | | | | | |
| | | 認知症対応型デイサービスセンター | | | | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------|-------------------------------------|--|--------|----|---------------|------|--------|-------|---------------|--|--|---------------|--|--|----------------------------|--|--|----------|--|--|-------|--|--|-----------------------------|--|--|---------|--|--|--|--|--|------------------|--|--|--------------------|--|--|--------------|--|--|--|--|--|
| | | | <p>2 定期借地権設定のための一時金の支援事業</p> <table border="1" data-bbox="1099 432 1736 1407"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 432 1361 485">1 区分</th> <th data-bbox="1361 432 1626 485">2 配分基準</th> <th data-bbox="1626 432 1736 485">3 補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1099 485 1736 537">【本体施設】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 537 1361 620">定員30名以上の広域型施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 620 1361 740">特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 740 1361 793">介護老人保健施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 793 1361 844">介護医療院</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 844 1361 932">ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 932 1361 1005">養護老人ホーム</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1005 1361 1179">介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 1179 1361 1267">定員29名以下の地域密着型施設等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1267 1361 1335">地域密着型特別養護老人ホーム及び併設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1335 1361 1407">小規模な介護老人保健施設</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | 1 区分 | 2 配分基準 | 3 補助率 | 【本体施設】 | | | 定員30名以上の広域型施設 | | | 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | | | 介護老人保健施設 | | | 介護医療院 | | | ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | | | 養護老人ホーム | | | 介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | | | 定員29名以下の地域密着型施設等 | | | 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設 | | | 小規模な介護老人保健施設 | | | | | |
| 1 区分 | 2 配分基準 | 3 補助率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【本体施設】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 定員30名以上の広域型施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護老人保健施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護医療院 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 養護老人ホーム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 定員29名以下の地域密着型施設等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模な介護老人保健施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------------------------------------|---|-----------|---|-------------------------------------|---------------|----------------|------------------|------------|-------------|---------|--|------------------|------------------|--|---------------------|--|------------------|--|--------|--|-------|--|--|
| | | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">小規模な介護医療院</td> <td rowspan="10" style="padding: 2px; vertical-align: top;">当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額）の2分の1</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">認知症高齢者グループホーム</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">小規模多機能型居宅介護事業所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">都市型軽費老人ホーム</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">小規模な養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">施設内保育施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px; text-align: center;">【合築・併設施設】</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">定員29名以下の地域密着型施設等</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">認知症対応型デイサービスセンター</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">介護予防拠点</td> <td></td> </tr> </table> | 小規模な介護医療院 | 当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額）の2分の1 | 小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | 認知症高齢者グループホーム | 小規模多機能型居宅介護事業所 | 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 都市型軽費老人ホーム | 小規模な養護老人ホーム | 施設内保育施設 | 小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | 【合築・併設施設】 | 定員29名以下の地域密着型施設等 | | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | | 認知症対応型デイサービスセンター | | 介護予防拠点 | | 1 / 2 | | |
| 小規模な介護医療院 | 当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額）の2分の1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認知症高齢者グループホーム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市型軽費老人ホーム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模な養護老人ホーム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設内保育施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【合築・併設施設】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 定員29名以下の地域密着型施設等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認知症対応型デイサービスセンター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護予防拠点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------|-------------------------------------|---|------------|----------|---------------|--------------|--|--|--------------|---------|------|--------------------------------|---------|--|--|--|--|------------------|------|----------------|--|--|--|--|----------------|--|--|--|
| | | | <table border="1"> <tr> <td>地域包括支援センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活支援ハウス</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急ショートステイ</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 地域包括支援センター | | | 生活支援ハウス | | | 緊急ショートステイ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域包括支援センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活支援ハウス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 緊急ショートステイ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <p>3 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 配分基礎単価</th> <th>3 単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">既存施設のユニット化改修</td> </tr> <tr> <td>「個室→ユニット化」改修</td> <td>1,480千円</td> <td rowspan="2">整備床数</td> </tr> <tr> <td>「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修</td> <td>2,960千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修</td> <td>906千円の範囲で知事が定める額</td> <td>整備床数</td> </tr> <tr> <td colspan="3">介護施設等の看取り環境の整備</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>※以下の範囲で知事が定める額</td> </tr> </tbody> </table> | 1 区分 | 2 配分基礎単価 | 3 単位 | 既存施設のユニット化改修 | | | 「個室→ユニット化」改修 | 1,480千円 | 整備床数 | 「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修 | 2,960千円 | ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 | | | 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修 | 906千円の範囲で知事が定める額 | 整備床数 | 介護施設等の看取り環境の整備 | | | | | ※以下の範囲で知事が定める額 | | | |
| 1 区分 | 2 配分基礎単価 | 3 単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 既存施設のユニット化改修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 「個室→ユニット化」改修 | 1,480千円 | 整備床数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修 | 2,960千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修 | 906千円の範囲で知事が定める額 | 整備床数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護施設等の看取り環境の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ※以下の範囲で知事が定める額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | | | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) | |
|---------------|--------------------------------|-------------------------------------|-------------------|---|---------|--------|----|---------------|--|
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | 4,330千円 | 施設数 | | | |
| 共生型サービス事業所の整備 | | | ※以下の範囲で知事が定める額 | | | | | | |
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所 (地域密着型通所介護事業所を含む。) ・短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所を含む。) ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 1,290千円 | 事業所数 | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|-------------------------------------|---|--------|----------|---------------|------------|----------------|--|---------------------------|---------|-----|-------------|---------|-----|-------------------|---------|-----|------|--------|-------|---------------|--|--|-----------|---|-----|----------|-------|-----------------------------|---------------|----------------|---------------------|--|--|--|--|--|
| | | | <p>4 民有地マッチング事業</p> <table border="1" data-bbox="1099 406 1736 742"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 配分基礎単価</th> <th>3 単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民有地マッチング事業</td> <td colspan="2">※以下の範囲で知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援</td> <td>6,930千円</td> <td>自治体</td> </tr> <tr> <td>整備候補地等の確保支援</td> <td>5,670千円</td> <td>自治体</td> </tr> <tr> <td>地域連携コーディネーターの配置支援</td> <td>5,540千円</td> <td>1か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 介護施設等とは、2 定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。</p> <p>5 介護職員の宿舎施設整備事業</p> <table border="1" data-bbox="1099 896 1736 1476"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 配分基準</th> <th>3 補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">介護職員の宿舎施設整備事業</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td rowspan="6">介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。</td> <td rowspan="6">1/3</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 1 区分 | 2 配分基礎単価 | 3 単位 | 民有地マッチング事業 | ※以下の範囲で知事が定める額 | | 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援 | 6,930千円 | 自治体 | 整備候補地等の確保支援 | 5,670千円 | 自治体 | 地域連携コーディネーターの配置支援 | 5,540千円 | 1か所 | 1 区分 | 2 配分基準 | 3 補助率 | 介護職員の宿舎施設整備事業 | | | 特別養護老人ホーム | 介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。 | 1/3 | 介護老人保健施設 | 介護医療院 | ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | 認知症高齢者グループホーム | 小規模多機能型居宅介護事業所 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | | | | | |
| 1 区分 | 2 配分基礎単価 | 3 単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民有地マッチング事業 | ※以下の範囲で知事が定める額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援 | 6,930千円 | 自治体 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 整備候補地等の確保支援 | 5,670千円 | 自治体 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域連携コーディネーターの配置支援 | 5,540千円 | 1か所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 区分 | 2 配分基準 | 3 補助率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護職員の宿舎施設整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別養護老人ホーム | 介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。 | 1/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護老人保健施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護医療院 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認知症高齢者グループホーム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | | | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------|--|---|---|----------|--------|-------------------------------------|---------------|--|---|--|--|--|---------|--------------------|-----------------------------|---------|--------------------|-------------------|---------|----------------------------|--|--|--|--|--|
| | | | | 看護小規模多機能型 居宅介護事業所 介護付きホーム（有 料老人ホーム又は サー ビス付き高齢者向け 住宅であって、特定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 注) いずれの事業の介護施設等の、定員規模は問わない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 6 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大 防止対策支援事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 配分基礎単価</th> <th>3 単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 746 1359 898"> 介護施設等における簡易 陰圧装置の設置に係る経 費支援事業 </td> <td data-bbox="1359 746 1624 898">5,340千円</td> <td data-bbox="1624 746 1736 898"> 知事が認 めた台数 (定員を上 限)、 補助率 1/3 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1099 898 1736 978"> 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニン グ環境等の整備に係る経費支援事業 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 978 1359 1098"> ユニット型施設の各 ユニットへの玄関室 設置によるゾーニン グ経費支援 </td> <td data-bbox="1359 978 1624 1098">1,240千円</td> <td data-bbox="1624 978 1736 1098"> 箇所数、 補助率 1/3 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 1098 1359 1233"> 従来型個室・多床室 のゾーニング経費支 援 </td> <td data-bbox="1359 1098 1624 1233">7,410千円</td> <td data-bbox="1624 1098 1736 1233"> 箇所数、 補助率 1/3 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 1233 1359 1353"> 家族面会室の整備等 経費支援 </td> <td data-bbox="1359 1233 1624 1353">4,330千円</td> <td data-bbox="1624 1233 1736 1353"> 施設・事 業所数、 補助率 1/3 </td> </tr> </tbody> </table> | 1 区分 | 2 配分基礎単価 | 3 単位 | 介護施設等における簡易 陰圧装置の設置に係る経 費支援事業 | 5,340千円 | 知事が認 めた台数 (定員を上 限)、 補助率 1/3 | 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニン グ環境等の整備に係る経費支援事業 | | | ユニット型施設の各 ユニットへの玄関室 設置によるゾーニン グ経費支援 | 1,240千円 | 箇所数、 補助率 1/3 | 従来型個室・多床室 のゾーニング経費支 援 | 7,410千円 | 箇所数、 補助率 1/3 | 家族面会室の整備等 経費支援 | 4,330千円 | 施設・事 業所数、 補助率 1/3 | | | | | |
| 1 区分 | 2 配分基礎単価 | 3 単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護施設等における簡易 陰圧装置の設置に係る経 費支援事業 | 5,340千円 | 知事が認 めた台数 (定員を上 限)、 補助率 1/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニン グ環境等の整備に係る経費支援事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ユニット型施設の各 ユニットへの玄関室 設置によるゾーニン グ経費支援 | 1,240千円 | 箇所数、 補助率 1/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従来型個室・多床室 のゾーニング経費支 援 | 7,410千円 | 箇所数、 補助率 1/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 家族面会室の整備等 経費支援 | 4,330千円 | 施設・事 業所数、 補助率 1/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | | | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|-----------------|--|-------------------------------------|---|---------|----------------|--------------------------------|----|---------------|
| | | | 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業 | 1,220千円 | 定員数、補助率 1/3 | | | |
| 8 介護職員確保支援事業補助金 | <p>①団体等が行う介護職員確保に関する取組みや団体等が行う団体等構成員に対する介護職員確保支援に要する経費 (賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料その他知事が必要と認める経費)</p> <p>②介護職員の資質向上、職場への定着、キャリアアップ等の支援のための研修の実施に要する経費 (報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料)</p> <p>③介護アシスタント(介護補助職)導入等、団体等が行う介護職員定着に向けた業務改善や制度導入等の支援に要する経費 (賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料その他知事が必要と認める経費)</p> <p>④団体等が行う地域住民や社会資源との連携推進に要する経費 (賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料その他知事が必要と認める経費)</p> | 介護施設団体、介護サービス団体、介護職団体等 | <p>①③④1団体当たり2,500千円以内</p> <p>②1団体当たり1,250千円以内</p> | | | 内容、補助申請額等に変更(軽微な変更を除く。)が生じた場合。 | | 無 |

注) いずれの事業の介護施設等の、定員規模は問わない。

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|--------------------------|--|--|---|--|---------------|---------------|
| 9 熊本県老人クラブ連合会運営費補助金 | (公社)熊本県老人クラブ連合会の運営に要する経費 1 会議に要する経費 2 事務に要する経費(人件費、庁費) | (公社)熊本県老人クラブ連合会 | 知事が必要と認めた額と補助対象経費の支出額とを比較してその少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。 | | | 無 |
| 10 熊本県介護職員勤務環境改善支援事業費補助金 | 次に掲げる事業の実施に要する経費。ただし、保険料、通信費、メンテナンス費及び消費税及び地方消費税を除く。 1 介護テクノロジーの導入支援事業 (ア)重点分野に該当する介護テクノロジー (イ)その他に該当する機器 2 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業 介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーの導入 3 導入支援と一体的に行う業務改善支援事業 コンサルティング会社等による業務改善支援 | 熊本県内に設置された以下の介護事業所・介護施設等 ・介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所(訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。) ・老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム | 別に定める基準額と対象経費の実支出額に3/4を乗じた額とを比較して少ない方の額 | 補助事業の内容の変更(事業に要する経費の減額の場合を除く。)及び補助事業間における経費の配分変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。)をする場合 | 令和7年度実施分までに限る | 有 |
| 11 介護福祉士修学資金等貸付事業費補助 | 平成30年2月1日付け厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知別紙「介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱」及び平成30年2月1日付け社援発0201第3号厚生労働省社会・援護局長通知「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について」に基づき(福)熊本県社会福祉協議会が行う介護福祉士等修学資金貸付事業の運営に必要な経費(貸付原資、事務費) | (福)熊本県社会福祉協議会 | 補助率1/10 9,457千円以内 | 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|-------------------------------|---|-------------------------------------|---|--------|----|---------------|
| 12 主習 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 12 熊本県福祉高校 生育成支援事業費補助金 | 県内福祉高校の学生における、介護福祉士国家試験受験資格取得及び介護職員初任者研修受講に係る経費及び事業の周知に係る経費 | 熊本県高等学校教育研究会福祉部会 | 以下の補助基準額から算出した補助上限額と補助対象経費の支出額とを比較してその少ない方の額。 (1) 介護福祉士国家試験受験資格 学生一人あたり 年額20千円以内 (2) 介護職員初任者研修 学生一人あたり 15千円以内 (1回限り) (3) 事業周知に係る経費 177千円以内 | | | 無 |
| 13 介護福祉士を目指す留学生への日本語学習支援事業補助金 | 介護福祉士養成施設に留学する学生に対し、日本語教育のための専門員を配置し、日本語能力を習得するための経費 | 介護福祉士養成施設 | 以下の補助上限額と補助対象経費の支出額とを比較してその少ない方の額。 1 施設あたり 3,750千円以内 | | | 無 |

廃止

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|--------------------------------|--|-------------------------------------|---|-------------------------|----|---------------|
| 14 県老人クラブ連合会活動推進事業補助金 | 平成13年10月1日付け老発第390号厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」に基づき、(公社)熊本県老人クラブ連合会が行う事業に要する経費(報償費、賃金、共済費、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料) (1) 老人クラブ等活動推進事業 (2) 健康づくり支援事業 (3) 高齢者相互支援事業 (4) 元気老人クラブ活動広報推進事業 | (公社)熊本県老人クラブ連合会 | 国庫補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較してその少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額以内 | | | 有 |
| 15 市町村老人クラブ活動推進事業補助金 | 平成13年10月1日付け老発第390号厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」に基づき市町村が行う高齢者地域福祉推進事業のうち、単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会に対する事業に要する経費 (1) 単位老人クラブ活動推進事業 報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 (2) 市町村老連活動促進事業 給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 (3) 市町村老連健康づくり推進事業 給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | 市町村(熊本市を除く。) | 基準額(知事が別に定める基礎額と国庫補助基準額とを比較して少ない方の額)と補助対象経費の実支出額とを比較してその少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2/3を乗じて得た額 ただし、上記により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 | | | 有 |
| 16 熊本県介護の体験・調査学習を通じた魅力発信事業費補助金 | 県内福祉高校における、小中学生を対象とした介護の体験・調査学習を通じた魅力発信事業を行う経費 | 熊本県高等学校教育研究会福祉部会 | 2,018千円以内 | 内容に変更(軽微な変更を除く。)が生じた場合。 | | 無 |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|------------------------------|---|-------------------------------------|------------------------|-------------------------|----|---------------|
| 17 介護福祉士等修学資金貸付事業費補助金(経済対策分) | 平成30年2月1日付け厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」及び平成30年2月1日付け社援発0201第3号厚生労働省社会・援護局長通知「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について」に基づき、(福)熊本県社会福祉協議会が行う介護福祉士修学資金等貸付事業の運営に必要な次に掲げる経費 ①介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資として交付する額 ②貸付事務費(給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、使用料、賃借料、役員費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費、等) | (福)熊本県社会福祉協議会 | 補助率9/10 148,144千円以内 | 内容に変更(軽微な変更を除く。)が生じた場合。 | | 有 |
| 18 福祉系高校修学資金貸付事業費補助金 | 平成26年9月12日付け医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号、厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」及び令和3年5月7日付け社援基発0507第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「福祉系高校修学資金貸付事業」等の実施について」に基づき(福)熊本県社会福祉協議会が行う福祉系高校修学資金貸付事業の運営に必要な経費(貸付原資、事務費) | (福)熊本県社会福祉協議会 | 5,780千円以内 | 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |
| 19 介護分野就職支援金貸付事業費補助金 | 平成26年9月12日付け医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号、厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」及び令和3年5月7日付け社援基発0507第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「福祉系高校修学資金貸付事業」等の実施について」に基づき(福)熊本県社会福祉協議会が行う介護分野就職支援金貸付事業の運営に必要な経費(貸付原資、事務費) | (福)熊本県社会福祉協議会 | 6,500千円以内 | 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|-------------------|--------|----------------|-----------------------------|---|-----------------------------------|-------------------------------|---|--------------------------------------|---------|---|--------|--------|-------|-------|----------------|-----------------------------|-------------------------|--------|-----------------------------------|--|--------|-------------------------------|------------------------|--------|--------------------------------------|----------------------|--------|--|--|---|
| 20 熊本県老人福祉施設等整備費補助金 (地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金分) | <p>以下の表1に定める対象事業ごとに対象となる整備区分に掲げる整備内容に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>表1 対象事業ごとに対象となる整備区分</p> <table border="1" data-bbox="383 751 911 1431"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>整備区分</th> <th>対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">スプリンクラー設備等整備事業</td> <td>スプリンクラー設備の整備 1,000㎡未満の場合</td> <td rowspan="2">(広域型施設等) 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 通所介護事業所 ※2, ※3</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合</td> </tr> <tr> <td>300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合</td> <td rowspan="2">(広域型施設等) 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 通所介護事業所 ※2, ※3</td> </tr> <tr> <td>500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合</td> </tr> </tbody> </table> | 対象事業 | 整備区分 | 対象施設 | スプリンクラー設備等整備事業 | スプリンクラー設備の整備 1,000㎡未満の場合 | (広域型施設等) 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 通所介護事業所 ※2, ※3 | 1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合 | 300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合 | (広域型施設等) 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 通所介護事業所 ※2, ※3 | 500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合 | 社会福祉法人等 | <p>(交付額の算定方法) 表1に定める対象施設ごとに、補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と表2の第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>表2 配分基礎額</p> <table border="1" data-bbox="1099 751 1736 1431"> <thead> <tr> <th>1 対象事業</th> <th>2 整備区分</th> <th>3 基準額</th> <th>4 補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">スプリンクラー設備等整備事業</td> <td>スプリンクラー設備の整備 1,000㎡未満の場合</td> <td>9,710円/㎡の範囲内で知事が必要と認めた額</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合</td> <td>9,710円/㎡の範囲内で知事が必要と認めた額と2,440千円の範囲内で知事が必要と認めた額の合計額</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合</td> <td>1,080千円の範囲内で知事が必要と認めた額</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合</td> <td>325千円の範囲内で知事が必要と認めた額</td> <td>10分の10</td> </tr> </tbody> </table> | 1 対象事業 | 2 整備区分 | 3 基準額 | 4 補助率 | スプリンクラー設備等整備事業 | スプリンクラー設備の整備 1,000㎡未満の場合 | 9,710円/㎡の範囲内で知事が必要と認めた額 | 10分の10 | 1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合 | 9,710円/㎡の範囲内で知事が必要と認めた額と2,440千円の範囲内で知事が必要と認めた額の合計額 | 10分の10 | 300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合 | 1,080千円の範囲内で知事が必要と認めた額 | 10分の10 | 500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合 | 325千円の範囲内で知事が必要と認めた額 | 10分の10 | 交付申請額の変更及び交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く)をする場合 | | 有 |
| 対象事業 | 整備区分 | 対象施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スプリンクラー設備等整備事業 | スプリンクラー設備の整備 1,000㎡未満の場合 | (広域型施設等) 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 通所介護事業所 ※2, ※3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合 | (広域型施設等) 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 通所介護事業所 ※2, ※3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 対象事業 | 2 整備区分 | 3 基準額 | 4 補助率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スプリンクラー設備等整備事業 | スプリンクラー設備の整備 1,000㎡未満の場合 | 9,710円/㎡の範囲内で知事が必要と認めた額 | 10分の10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合 | 9,710円/㎡の範囲内で知事が必要と認めた額と2,440千円の範囲内で知事が必要と認めた額の合計額 | 10分の10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合 | 1,080千円の範囲内で知事が必要と認めた額 | 10分の10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合 | 325千円の範囲内で知事が必要と認めた額 | 10分の10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | | | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | | | | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|------|--------------------------------|---|--|-------------------------------------|--------------------------|---|-------------------------|------|--------|----|---------------|
| | 社会福祉連携推進法人等による防災改修等支援事業 | 老朽化に伴う大規模修繕等(社会福祉連携推進法人等※1が行うものに限る) | (広域型施設等) 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム | | 社会福祉連携推進法人等による防災改修等支援事業 | 老朽化に伴う大規模修繕等(社会福祉連携推進法人等※1が行うものに限る) | 61,600千円の範囲内で知事が必要と認めた額 | 4分の3 | | | |
| | 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業 | 国土強靱化対策(非常用自家発電設備整備事業、水害対策事業、ブロック塀等改修事業)と一体的に行う大規模修繕等 | (広域型施設等) 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム | | 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業 | 国土強靱化対策(非常用自家発電設備整備事業、水害対策事業、ブロック塀等改修事業)と一体的に行う大規模修繕等 | 29,260千円の範囲内で知事が必要と認めた額 | 3分の2 | | | |
| | 非常用自家発電設備整備事業 | 非常用自家発電設備の整備 | (広域型施設等) 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム | | 非常用自家発電設備整備事業 | 非常用自家発電設備の整備 | 知事が必要と認めた額 | 4分の3 | | | |
| | 水害対策強化事業 | 水害対策に伴う改修等 | (広域型施設等) 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム | | 水害対策強化事業 | 水害対策に伴う改修等 | 知事が必要と認めた額 | 4分の3 | | | |
| | 給水設備整備事業 | 給水設備の整備 | (広域型施設等) 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム | | 給水設備整備事業 | 給水設備の整備 | 知事が必要と認めた額 | 4分の3 | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | | | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | | | | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|---|--------------------------------|-----------|--|-------------------------------------|-------------------|-----------|----------------------------|--------|--------|----|---------------|
| | ブロック塀等改修整備事業 | ブロック塀等の改修 | (広域型施設等) 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設※4 上記以外の老人短期入所施設 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 通所介護事業所※2 老人福祉センター※4 老人福祉施設付設作業所※4 老人介護支援センター※4 在宅複合型施設※4 | | ブロック塀等改修整備事業 | ブロック塀等の改修 | 知事が必要と認めた額 | 4分の3 | | | |
| | 換気設備設置事業 | 換気設備の設置 | (広域型施設等) 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設※4 上記以外の老人短期入所施設 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム | | 換気設備設置事業 | 換気設備の設置 | 施設延べ床面積×4千円の範囲内で知事が必要と認めた額 | 10分の10 | | | |
| ※1 社会福祉連携推進法人の会員施設又は令和4年4月以降に法人間合併を行った法人内の施設 ※2 定員19名以上 ※3 宿泊を伴うもののうち、知事が特に必要と認めた場合に限る ※4 定員規模に関わらない | | | ※1 社会福祉連携推進法人の会員施設又は令和4年4月以降に法人間合併を行った法人内の施設 | | | | | | | | |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|----------------------------------|--|-------------------------------------|---|-------------------------------|----|---------------|
| 21 熊本県外国人介護人材住居借上支援事業費補助金 | 令和7年11月17日付け社援基発1117第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業」等の実施について」別紙4「外国人介護人材受入施設等環境整備事業実施要綱」に基づき、外国人介護職員を雇用する際に、介護施設等が借り上げる住居の家賃等に要する経費 | 事業の対象となる介護施設等を有する事業者等 | 以下の補助基準額から算出した補助上限額と補助対象経費の支出額とを比較してその少ない方の額（1事業所200千円を上限） ・家賃等月額から他の補助金制度による収入及び居住者負担分を除いた額に1/2を乗じて得た額（15千円を上限） | 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |
| 22 熊本県外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助金 | 令和7年11月17日付け社援基発1117第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業」等の実施について」別紙1「外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業実施要綱」に基づき、県内介護施設等が介護福祉士国家資格取得を目指す留学生に対し奨学金を給付又は貸与する際に要する経費 | 事業の対象となる介護施設等を有する事業者等 | 以下の補助基準額から算出した補助上限額と補助対象経費の支出額とを比較してその少ない方の額に1/3を乗じて得た額。 (1)日本語学校 ・学費 年額600千円以内 ・居住費等生活費 年額360千円以内 (2)介護福祉士養成施設 ・学費 年額600千円以内 ・居住費等生活費 年額360千円以内 ・入学準備金 200千円以内（1回限り） ・就職準備金 200千円以内（1回限り） ・介護福祉士試験受験対策費用 40千円以内（1回限り） | 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |
| 23 令和7年8月豪雨に係る熊本県老人福祉施設等災害復旧費補助金 | 令和7年12月18日付け厚生労働省発社援1218第2号厚生労働事務次官通知「令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」の別紙「令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（以下「災害復旧費国庫補助金交付要綱」という。）」に基づき、市町村等が実施する老人福祉施設等の災害復旧に要する経費 | 市町村（熊本市を除く。）、社会福祉法人、医療法人等 | 1 対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。 2 1により選定された額と災害復旧費国庫補助金交付要綱による基準額を比較して少ない方の額に、下記補助率を乗じて得た額の範囲内。 ・老人福祉センター、老人福祉施設付設作業所 3/4 ・訪問看護事業所 1/2 ・上記以外の施設 5/6 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |

高齢者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------------------------------------|--|------------|---------|---------------|---------|------------|---------|-------------------|---------|------------|---------|-------------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|-------------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|-------------------------|---------|------------------|---------|------------------|---------|-------------------|---------|--------------------|---------|---------------------|---------|-------------------------------|---------|-------------|---------|---------------|---------|-------------|---------|--------------|---------|-----------|---------|----------------|---------|-------------------------------|--|---|
| 24 令和7年8月豪雨に係る社会福祉施設等設備災害復旧費補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分） | 令和7年8月豪雨により被災した事業所等の事業再開に必要な需用費、役務費、委託料（耐震診断その他被災施設の安全性を確認するための経費を含む。）、使用料及び賃借料（土地、建物に要する経費を除く。）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。） | 市町村（熊本市を除く。）、民間事業者 | <p>次の区分ごとに定める被災事業所等ごとの数に基準額を乗じて得た額を合計した額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>被災事業所等あたりの基準額</p> <table border="0"> <tr><td>(1)訪問介護事業所</td><td>3,500千円</td></tr> <tr><td>(2)訪問入浴介護事業所</td><td>4,900千円</td></tr> <tr><td>(3)訪問看護事業所</td><td>3,500千円</td></tr> <tr><td>(4)訪問リハビリテーション事業所</td><td>3,500千円</td></tr> <tr><td>(5)通所介護事業所</td><td>3,100千円</td></tr> <tr><td>(6)通所リハビリテーション事業所</td><td>3,100千円</td></tr> <tr><td>(7)短期入所生活介護事業所</td><td>2,400千円</td></tr> <tr><td>(8)短期入所療養介護事業所</td><td>2,400千円</td></tr> <tr><td>(9)特定施設入居者生活介護事業所</td><td>2,600千円</td></tr> <tr><td>(10)福祉用具貸与事業所</td><td>3,100千円</td></tr> <tr><td>(11)居宅介護支援事業所</td><td>1,700千円</td></tr> <tr><td>(12)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>3,500千円</td></tr> <tr><td>(13)夜間対応型訪問介護事業所</td><td>3,800千円</td></tr> <tr><td>(14)地域密着型通所介護事業所</td><td>3,100千円</td></tr> <tr><td>(15)認知症対応型通所介護事業所</td><td>3,100千円</td></tr> <tr><td>(16)小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>3,800千円</td></tr> <tr><td>(17)認知症対応型共同生活介護事業所</td><td>2,800千円</td></tr> <tr><td>(18)複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所</td><td>3,800千円</td></tr> <tr><td>(19)養護老人ホーム</td><td>2,600千円</td></tr> <tr><td>(20)特別養護老人ホーム</td><td>2,600千円</td></tr> <tr><td>(21)軽費老人ホーム</td><td>2,600千円</td></tr> <tr><td>(22)介護老人保健施設</td><td>2,600千円</td></tr> <tr><td>(23)介護医療院</td><td>2,600千円</td></tr> <tr><td>(24)地域包括支援センター</td><td>1,700千円</td></tr> </table> | (1)訪問介護事業所 | 3,500千円 | (2)訪問入浴介護事業所 | 4,900千円 | (3)訪問看護事業所 | 3,500千円 | (4)訪問リハビリテーション事業所 | 3,500千円 | (5)通所介護事業所 | 3,100千円 | (6)通所リハビリテーション事業所 | 3,100千円 | (7)短期入所生活介護事業所 | 2,400千円 | (8)短期入所療養介護事業所 | 2,400千円 | (9)特定施設入居者生活介護事業所 | 2,600千円 | (10)福祉用具貸与事業所 | 3,100千円 | (11)居宅介護支援事業所 | 1,700千円 | (12)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 3,500千円 | (13)夜間対応型訪問介護事業所 | 3,800千円 | (14)地域密着型通所介護事業所 | 3,100千円 | (15)認知症対応型通所介護事業所 | 3,100千円 | (16)小規模多機能型居宅介護事業所 | 3,800千円 | (17)認知症対応型共同生活介護事業所 | 2,800千円 | (18)複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所 | 3,800千円 | (19)養護老人ホーム | 2,600千円 | (20)特別養護老人ホーム | 2,600千円 | (21)軽費老人ホーム | 2,600千円 | (22)介護老人保健施設 | 2,600千円 | (23)介護医療院 | 2,600千円 | (24)地域包括支援センター | 1,700千円 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| (1)訪問介護事業所 | 3,500千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2)訪問入浴介護事業所 | 4,900千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3)訪問看護事業所 | 3,500千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4)訪問リハビリテーション事業所 | 3,500千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5)通所介護事業所 | 3,100千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6)通所リハビリテーション事業所 | 3,100千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (7)短期入所生活介護事業所 | 2,400千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (8)短期入所療養介護事業所 | 2,400千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (9)特定施設入居者生活介護事業所 | 2,600千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (10)福祉用具貸与事業所 | 3,100千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (11)居宅介護支援事業所 | 1,700千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (12)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 3,500千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (13)夜間対応型訪問介護事業所 | 3,800千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (14)地域密着型通所介護事業所 | 3,100千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (15)認知症対応型通所介護事業所 | 3,100千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (16)小規模多機能型居宅介護事業所 | 3,800千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (17)認知症対応型共同生活介護事業所 | 2,800千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (18)複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所 | 3,800千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (19)養護老人ホーム | 2,600千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (20)特別養護老人ホーム | 2,600千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (21)軽費老人ホーム | 2,600千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (22)介護老人保健施設 | 2,600千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (23)介護医療院 | 2,600千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (24)地域包括支援センター | 1,700千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

認知症施策・地域ケア推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合は それぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要 件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|---|--|--------------------|---|-------------------|--|-----|---|---------------|------|---|-----------------------------|------|---|-----------------------------------|------|---|
| 1 高齢者住宅改造成事業費補助金 | <p>「熊本県高齢者及び障害者住宅改造成事業実施要項」に基づき市町村が在宅の要介護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図るため助成する事業のうち、要介護高齢者等（4月1日現在で65歳以上の者で介護保険法の要介護認定を受けた者及びこれと同等の程度と認められる者）を対象とした次の経費 （玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等在宅の要介護高齢者等が利用する部分であって、当該要介護高齢者向けに実施する改造に要する経費）</p> | 市町村（熊本市を除く。） | <p>市町村が行う助成1件ごとに、補助対象経費と基準額を比較し、いずれか少ない方の額に1/2を乗じて得た額を合算した額 なお、当該合算額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> | 内容、補助申請額等に変更があった場合 | <p>(基準額) 4月1日から翌年3月31日まで 1 介護保険制度の住宅改修費を利用した者 左記に定める補助対象経費から介護保険制度の住宅改修費支給対象経費を控除したもののうち30万円を上限とする額に、下表に定める助成率を乗じて算出した額（円未満切り捨て）。 2 介護保険制度の住宅改修費を利用しなかった者 左記に定める補助対象経費のうち30万円を上限とする額に、下表に定める助成率を乗じて算出した額（円未満切り捨て）。</p> <table border="1" data-bbox="1711 903 2092 1409"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象世帯の階層区分</th> <th>助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法による被保護世帯</td> <td>3分の3</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>世帯の生計中心者の当該年度分の市町村民税が非課税の世帯</td> <td>3分の3</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>A、B階層を除き、生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯</td> <td>3分の2</td> </tr> </tbody> </table> | 対象世帯の階層区分 | | 助成率 | A | 生活保護法による被保護世帯 | 3分の3 | B | 世帯の生計中心者の当該年度分の市町村民税が非課税の世帯 | 3分の3 | C | A、B階層を除き、生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯 | 3分の2 | 無 |
| 対象世帯の階層区分 | | 助成率 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A | 生活保護法による被保護世帯 | 3分の3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B | 世帯の生計中心者の当該年度分の市町村民税が非課税の世帯 | 3分の3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| C | A、B階層を除き、生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯 | 3分の2 | | | | | | | | | | | | | | | | |

認知症施策・地域ケア推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|-----------------------------|---|-------------------------------------|---|---|----|---------------|
| 2 認知症疾患医療機能強化補助金 | 認知症患者の更なる増加に対応するため、認知症専門医等の養成に係る次の事業に要する経費 1 認知症専門医の養成に係る経費 2 認知症専門スタッフの養成に係る経費 | 国立大学法人熊本大学 | 別に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別に掲げる補助率を乗じた額 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |
| 3 認知症サポーターアクティブチーム活動支援事業補助金 | 認知症アクティブサポーターが中心となった認知症の方やその家族の見守り体制づくり(日常的な見守り体制づくり、居場所づくり等)を行う団体の活動の立上げに要する経費 | 認知症アクティブサポーターが中心となった見守り体制づくりに取り組む団体 | 1 団体当たり200千円以内 | 交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |
| 4 介護保険低所得者対策事業費補助金 | 平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」に基づき市町村が実施又は補助する次の事業に要する経費 1 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 2 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業 3 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業 | 市町村 | 3 / 4 以内 | 事業に要する経費の区分間における費用の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。) | | 有 |

認知症施策・地域ケア推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|--------------------------|---|-------------------------------------|--|-----------------------------------|----|---------------|
| 5 地域支援事業交付金 | <p>1 交付の対象 平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」の別紙「地域支援事業実施要綱」に基づき市町村が行う地域支援事業に要する経費。</p> <p>2 交付額の算定方法 平成20年5月23日付け厚生労働省発老第0523003号厚生労働事務次官通知「地域支援事業交付金の交付について」の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」に準じる。</p> | 市町村 | 介護保険法(以下「法」という。)第123条第3項、第4項及び法附則第14条により、なおその効力を有することとされた改正前の法第123条第3項に規定する率 | | | 有 (直接補助) |
| 6 認知症介護研修等事業補助金 | <p>平成18年3月31日老発0331010号「認知症介護実践者等養成研修事業の実施について」(厚生労働省老健局長通知)に定める「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」に基づき、熊本市が実施している事業のうち、以下の研修に係る経費(受講者が負担すべき費用を除く。)</p> <p>1 認知症介護指導者フォローアップ研修 2 認知症対応型サービス事業開設者研修 3 認知症対応型サービス事業管理者研修 4 小規模多機能サービス等計画作成担当者研修</p> | 熊本市 | 補助対象経費1については、1/2以内。ただし、委託料の補助対象は上限を170千円とする。 補助対象経費2～4については、県と熊本市における協定に定めた按分率により算出した熊本市負担額の1/2以内 | 交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |
| 7 かかりつけ医等認知症対応力向上研修事業補助金 | <p>平成27年4月15日老発第0415第6号「認知症地域医療支援事業の実施について」(厚生労働省老健局長通知)に基づき、熊本市が実施している次の研修に係る経費</p> <p>1 かかりつけ医認知症対応力向上研修に係る経費 2 歯科医師向け認知症対応力向上研修に係る経費 3 薬剤師向け認知症対応力向上研修に係る経費</p> | 熊本市 | 1～3の研修ごとに、県と熊本市の間で締結した協定に規定する按分率により算出した熊本市負担額の1/2以内 | 交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |

認知症施策・地域ケア推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|-----------------------|--|-------------------------------------|--|--|-----------------------------------|---------------|
| 8 権利擁護人材育成事業補助金 | <p>「熊本県権利擁護人材育成事業実施要項」に基づき、市町村が実施する事業の次に掲げる経費</p> <p>1 市民後見人の養成及び活動に関する事業の実施</p> <p>(1) 市民後見人養成のための研修の実施</p> <p>(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築</p> <p>(3) 市民後見人の適正な活動のための支援</p> <p>(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業</p> <p>2 法人後見を効率的に運用するための広域的な実施体制の整備</p> | 市町村 | 1については、県が相当と認める金額の1/2以内。ただし、(1)については、 未実施市町村も対象とした 広域的な研修を実施する場合に限り10/10以内。 | 2については、県が相当と認める金額の1/2以内。ただし、備品購入に要する経費は30万円以内。 | 交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | 無 |
| 9 訪問看護サービス提供体制強化事業補助金 | <p>小規模訪問看護ステーションが新たに訪問看護師を採用した場合における次に掲げる経費</p> <p>1 人材確保・育成費</p> <p>① 新たに採用した訪問看護師の人件費</p> <p>② 新たに採用した訪問看護師が外部団体主催の研修会に参加する場合の旅費、参加費</p> <p>2 ICT機器整備費</p> <p>新たに採用した訪問看護師のために必要なICT機器(パソコン、タブレット等)の購入に要する経費</p> | 訪問看護事業を行う法人 | 1 ① 新規雇用による増員後最大6か月間、1月当たり上限160千円 ② 上限15千円 | 2 補助率1/2以内、上限80千円 | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | 無 |
| 10 訪問看護サポート強化事業補助金 | 訪問看護の推進に向けた訪問看護総合支援センターの運営等に要する経費 | (公社)熊本県看護協会 | 21,000千円以内 | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | 無 | 無 |
| 11 在宅歯科医療連携室機能強化事業補助金 | 在宅歯科医療の推進に向けた在宅歯科医療連携室の運営に必要な経費 | (一社)熊本県歯科医師会 | 9,742千円以内 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | 無 | 無 |

認知症施策・地域ケア推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|--------------------------|--|-------------------------------------|---|-----------------------------------|----|---------------|
| 12 在宅歯科診療器材整備事業補助金 | 在宅歯科診療を実施している歯科診療所等が、在宅療養者への安心・安全な在宅歯科医療実施のために必要な機器の設備整備に要する経費 | 在宅歯科訪問診療を実施する歯科診療所等 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較し、少ない方の額の1/2以内 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |
| 13 県在宅医療サポートセンター事業補助金 | 県内全域の在宅医療の推進に向けた県在宅医療サポートセンターの運営等に要する経費 | (公社)熊本県医師会 | 8,749千円以内 | 交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |
| 14 地域在宅医療サポートセンター事業補助金 | 地域における在宅医療推進に向けた地域在宅医療サポートセンターの運営等に要する経費 | 地域在宅医療サポートセンターの指定を受けた医療機関又は郡市医師会等 | 1 サポートセンターあたり 2,374千円以内 | 交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |
| 15 歯科衛生士による高齢者の自立支援事業補助金 | 歯科衛生士等を対象とした、介護予防事業等において口腔機能向上に向けた技術的支援を実施できる人材育成のための研修等に要する経費 | (公社)熊本県歯科衛生士会 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ないほうの額 | 交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |

認知症施策・地域ケア推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合は それぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要 件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|-----------------------------|---|--|--|-----------------------------------|-----|-------------------|
| 16 自立支援に向けた多職種人材育成事業補助金 | 地域ケア会議や介護予防等に参画している多職種を対象に、高齢者の自立支援や地域課題の解決に向けた技術的支援を実施できる人材育成のための研修会開催等に要する経費 | 熊本県リハビリテーション専門職三団体協議会 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ないほうの額 | 交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |
| 17 高齢者を支える地域活動支援事業補助金 | <p>中山間地域等の高齢者の生活を支える地域資源が希薄で採算性・効率性の観点から新規開発が進まない地域における地域包括ケアシステムの構築のために要する次に掲げる経費</p> <p>1 施設整備費 在宅サービス拠点、生活支援サービスの提供体制の整備等に要する経費</p> <p>2 運営費 サービス立ち上げ後、経営安定に必要な運営費</p> | 中山間地域等の高齢者の生活を支える地域資源が希薄で採算性・効率性の観点から新規開発が進まない地域で在宅サービス提供体制づくりに取り組む民間の事業者や団体 | <p>1 施設整備費 補助率1/2以内 100千円以上1,500千円以内</p> <p>2 運営費 10万円以内/月 最大6カ月</p> | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |
| 18 介護サービス相談員育成に係る研修支援事業費補助金 | <p>市町村が介護サービス相談員の養成等に必要となる研修の受講に要する経費</p> <p>・介護サービス相談員等 養成・現任研修</p> <p>ただし、受講費用のみを対象とする。また、事務局担当者の受講費用は対象外とする。</p> | 市町村 | 補助率 1 / 2 | | | 無 |

認知症施策・地域ケア推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|--|--|-------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|----|---------------|
| 19 地域リハビリテーション人材確保・育成事業補助金 | 在宅生活を支援する多職種間の理解・連携を深める研修会やリハビリテーション専門職の初心者や離職者が地域活動について学ぶ研修会の開催等に要する経費。 | (公社)熊本県理学療法士協会 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ないほうの額 | 交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |
| 廃止 | | | | | | |

24
進

認知症施策・地域ケア推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|---|--|-------------------------------------|--------------------|---|----|---------------|
| 20 熊本県ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金 (令和6年度国補正予算分) | 令和7年度(令和6年度からの繰越分)地域における介護現場の生産性向上普及推進事業実施要綱等に基づき、市町村が実施するケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業に要する次の経費 (1) ケアプランデータ連携標準仕様に対応した介護ソフト、PC等のケアプランデータ連携システムの利用に必要な経費 (2) 介護事業所の生産性向上を支援する業務コンサルタントの活用に必要な経費 (3) 実施主体がモデル地域の効果測定等を行うために事業所に支払う謝礼金等 (4) 介護事業所が主導して連携先事業所を探索し事業所グループ構築に繋げるために必要な経費 (5) 実施主体が普及啓発のためのデモ環境を整備するのに必要な経費 (6) ケアプランデータ連携システムの活用に係る研修に必要な経費 (7) 好事例集の作成に必要な経費 (8) その他本事業に必要と認められる経費 | 市町村 | 定額(1モデル当たり上限850万円) | 1 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。) 2 補助金交付決定額の増額変更をしようとする場合又は補助金交付決定額の20%を超える減額変更をしようとする場合 3 交付決定後の事業の内容の変更(軽微な変更を除く。) | | 有 |
| 22 被災高齢者等把握 | 被災生活により心身の状態の悪化が懸念される在宅高齢者等 | 被災高齢者等の支 | 5,101千円以内 | 交付決定後の | | 有 |
| 廃止 | | | | | | |

認知症施策・地域ケア推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|------------------------|--|-------------------------------------|-------------------|-----------------------------------|----|---------------|
| 21 オーラルフレイル対策普及定着事業補助金 | オーラルフレイル対策に関する地域活動を普及定着させる為の体制構築に要する経費 | (一社)熊本県歯科医師会 | 1,000千円以内 | 交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |

社会福祉課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|--------------------|--|-------------------------------------|---|---|----|---------------|
| 1 熊本県生活福祉資金貸付事業補助金 | <p>令和8年2月24日付け社援発0224第4号厚生労働省社会・援護局長通知「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」に基づき(福)熊本県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業に要する経費</p> <p>(1)(福)熊本県社会福祉協議会が行う貸付事務の運営費(諸謝金、庁費、委託料以外は社会福祉協議会の職員の給与に関する規定及び社会福祉協議会の旅費に関する規定により貸付事務担当職員に対し支給するものに限る)職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、諸謝金、庁費(備品費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金)、委託料、負担金</p> <p>(2)市町村社会福祉協議会が行う貸付事務の連絡及び運営費職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費(備品費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金)</p> <p>(3)貸付調査、償還指導のため民生委員に支給した実費弁償費及び平成11年7月13日社援第1731号厚生省社会・援護局長通知の別紙「生活福祉資金債権管理強化推進事業実施要綱」に基づき行う事業の実施に必要な経費諸謝金、旅費、庁費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料)</p> <p>(4)貸付原資</p> | (福)熊本県社会福祉協議会 | <p>国庫補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額(寄附金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額</p> <p>(1)から(3)までの経費の合計 <u>14,659千円以内</u></p> <p><u>(4)の経費</u> 補助率10/10</p> | <p>(1)から(3)の事業に要する経費の各区分間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)</p> <p>交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合</p> | | 有 |

社会福祉課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|--|--|---|---|---|--|-------------------|
| 2 熊本県遺家族等 援護事業補助金 | 1 慰霊事業の実施に要する費用 2 追悼式及び慰霊祭参加旅費、慰霊塔清掃費 | 1 熊本県英霊顕彰 会 2 (一財) 熊本県 遺族連合会 | 1 1,012千円以内 2 1,075千円以内 | | (一財) 熊本県遺族 連合会への補助金の 内訳は次のとおり 1 英霊顕彰事業の 推進及び戦没者遺族 の福祉の増進に要す る経費 76千円以内 2 全国戦没者追悼式 に要する経費 634千円以内 3 沖縄戦没者慰霊 祭に要する経費 (1) 慰霊祭参加費 310千円以内 (2) 火乃国之塔清 掃 55千円以内 | 無 |
| 3 熊本県生活困窮 者就労準備支援事業 費等補助金 (運営適 正化委員会設置運営 事業) | 令和8年2月24日付け社援発0224第4号厚生労働省社会・援護 局長通知「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」に基づ き (福) 熊本県社会福祉協議会が行う運営適正化委員会設置 運営事業に要する経費 (給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費 (消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費、 <u>燃料費</u>)、 <u>会議 費</u> 、使用料及び賃借料、役務費 (<u>雑役務費</u> 、通信運搬費、手 数料)、 <u>委託料</u> 、備品購入費 (単価30万円以上の備品を除 く。)) | (福) 熊本県社会福 祉協議会 | 6,802千円以内 国庫補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額 と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額 (寄附金を 除く。) を控除した額とを比較して少ない方の額 | 補助事業に要する経費 の各区分間の配分の変 更 (それぞれの配分額 のいずれか低い方の額 の20%以内の変更を除 く。) 及び事業内容の 変更 (軽微な変更を除 く。) | | 有 |

社会福祉課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|---|---|-------------------------------------|--|--|----|---------------|
| 4 熊本県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(日常生活自立支援事業) | 令和8年2月24日付け社援発0224第4号厚生労働省社会・援護局長通知「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」に基づき(福)熊本県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業に要する経費 (給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金(生活支援員に対する賃金は、生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。)、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、助成金) | (福)熊本県社会福祉協議会 | 80,151千円以内 国庫補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額(寄附金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額 補助基準額 ①(福)熊本県社会福祉協議会人件費及び事務費 14,390千円以内 ②(福)熊本県社会福祉協議会から(福)市町村社会福祉協議会への委託料 65,761千円以内 ・専門員人件費 <u>(1,800円*3時間*12月*R6年度利用者月平均)</u> ・事務費 <u>(35,000円*44市町村社協+750円*12月*R6年度利用者月平均)</u> ・生活支援員報酬(生活保護受給者分) <u>(3,000円*12月*R6年度利用者月平均)</u> | 補助事業に要する経費の各区分間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)及び事業内容の変更(軽微な変更を除く。) | | 有 |
| 5 熊本県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(小規模法人のネットワーク化による協働推進事業) | 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(令和7年6月9日社援発0609第6号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙「生活困窮者就労支援準備支援事業費等補助金交付要綱」に基づき実施する小規模法人のネットワーク化による協働推進事業等に要する経費 「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施について(令和7年4月1日社援発0401第75号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、複数の小規模法人が参画する法人間連携プラットフォームの構築、協働事業の試行、これらの事業に必要な合同研修や人事交流等の取組みを推進する事業に要する経費 報酬、共済費、旅費、報償費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料)、会議費、使用料、賃借料、役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く)、補助金 | 市町村、社会福祉法人等 | 4,000千円以内(補助実施期間は原則2か年以内) なお、参画法人の事務処理部門の集約・共同化事業の立ち上げに取り組む場合は1回に限り、3,200千円以内、ICT技術の導入支援に取り組む場合は1回に限り、2,000千円以内をそれぞれ加算できる。 | 補助事業に要する経費の各区分間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)及び事業内容の変更(軽微な変更を除く。) | | 有 |

社会福祉課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------------|--|---|-------------------|-------------------------------|----|-------------------|
| 6 生活困窮者に対する物価高騰緊急支援事業 | 物価高騰の影響により経済的に困窮している生活困窮者に対して、食料品や生活必需品の給付、一時的な住まいの提供等の緊急・一時的な支援を行う社会福祉協議会等が要する経費 | 社会福祉法人等 | 定額 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 7 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業補助金 | 令和8年2月24日付け社援発0224第4号厚生労働省社会・援護局長通知「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」に基づき市町村が行うひきこもり地域支援センター等設置運営事業に要する経費 (報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費)、役員費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、補助金、負担金 | 市町村（熊本市を除く。） | 補助率 3/4 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|--|--|--|---|---------------------------------|----|-------------------|
| 1 認可外保育施設 児童等健康管理支 援事業補助金 | 児童健康診断経費補助 市町村が、認可外保育施設（事業所内保育施設及びへ き地保育所を除く施設）が行う入所児童の定期的な健康 診断の実施に対する助成に要する経費 | [補助事業者] 市町村（熊本市を 除く。） [事業実施主体] 認可外保育施設 | 1 / 2 以内 (補助基準額) 1施設当たり 133千円以内 | 事業内容を変更 (軽微な変更を除 く。)する場合 | | 無 |
| 2 熊本県社会福祉 施設職員等退職手 当共済事業給付費 補助金 | 退職手当共済法に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実 施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業における退職手 当金の支給に要する経費 | 独立行政法人福祉 医療機構 | 単位金額に、県内の独立行政 法人福祉医療機構が実施する社 会福祉施設職員等退職手当共済 事業の被共済職員数を乗じて得 た額の範囲内の額 (単位金額) 単位金額は、知事が必要と認 めた額とする。 | 補助事業に要す る経費の配分で 20%を超える増減 | | 無 |
| 3 児童福祉施設等 産休等代替職員費 補助金 | 児童福祉施設等において保育士等直接処遇職員が出産又は 傷病により長期休暇を必要とする場合に、その職員の職務を 行う産休等代替職員を任用するために要する経費 | 私立施設の設置者 及び事業者 | 有資格者 5,920円/日以内×実勤務日数 ×1/2 無資格者 5,390円/日以内×実勤務日数 ×1/2 | 補助事業に要す る経費の配分で 20%を超える増減 | | 無 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|----------------------|---|---|-------------------|---------------|----|-------------------|
| 4 多子世帯子育て 支援事業補助金 | <p>1 市町村が、保護者が現に扶養している満18歳未満の子どものうち、法第20条第1項の規定による認定であって法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもである第3子以降の子どもが特定教育・保育施設及び地域型保育事業所に入所している世帯の利用者負担を軽減又は無料化した場合の経費。</p> <p>2 前項の子どもの保護者が、以下に該当する場合は対象としない。 ①その保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が四月から八月の場合にあっては、前年度）分の市町村民税に係る市町村民税世帯非課税者。 ②特定教育・保育のあった月において、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は児童福祉法第6条の4に規定する里親である保護者。</p> | 市町村 | 1 / 2 以内 | 交付申請額に変更がある場合 | | 無 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------|---|---|-------------------|-------------------------|----|-------------------|
| 5 熊本県子ども医療費助成事業費補助金 | <p>市町村が、次のすべての要件を満たす者の医療保険各法による療養の給付に係る一部負担金（高額療養費、附加給付金及び他の法令等の規定による給付がある場合は、その額を控除した額）を助成する場合において、当該助成に要する経費から自己負担額を控除した額</p> <p>(要件)</p> <p>1 (通院) 小学校就学前まで（満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の者であること。 (入院) 中学生まで（満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の者であること。</p> <p>2 医療保険各法による被保険者又は被扶養者である者であること。</p> <p>3 助成対象者を主として養育している者の所得が、旧児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条の例により算出された所得の額（旧児童手当法（昭和46年法律第73号）第18条第1項に規定する被用者及び同法第17条第1項に規定する公務員にあっては、旧児童手当法施行令第11条の規定により読み替える旧児童手当法施行令第1条の例により算出した額）を超えないこと。</p> <p>(自己負担額)</p> <p>1 市町村民税課税世帯に属する助成対象者にあつては、 1月 3,000円</p> <p>2 市町村民税非課税世帯に属する助成対象者にあつては、 入院の場合は、1月 2,000円 入院外の場合は、1月 1,000円</p> | 市町村（熊本市を除く） | 1/2以内 | 交付申請額に変更がある場合 | | 無 |
| 6 人権・同和教育啓発対策研修費補助金 | 就学前人権・同和教育研究協議会が人権・同和保育の推進を図る目的をもって行う各種研修等事業に要する経費 | 熊本県就学前人権・同和教育研究協議会 | 定額(2,185千円以内) | 補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減 | | 無 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|------------------------------|---|---|---|---------------------------------|----|-------------------|
| 7 (一社) 熊本県 保育協会運営費補 助金 | (一社) 熊本県保育協会の運営に関する事業に要する経費 (備品購入に係るものを除く。) | (一社) 熊本県保育 協会 | 定額(519千円以内) | 補助事業に要す る経費の配分で 20%を超える増減 | | 無 |
| 8 結婚新生活支援 事業費補助金 | <p>令和7年4月1日付けこ総政第56号こども家庭庁長官通知の別紙「地域少子化対策重点推進交付金交付要綱」に基づき新規に婚姻した世帯(夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ夫婦の合計所得が500万円未満の世帯に限る。)に対して市町村が支給する経費であって、下記に係るもの</p> <p>1 婚姻に伴う新規の住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び住宅賃借費用 2 婚姻に伴う引越費用(引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。)</p> | 市町村 | <p>【補助率】 (1) 都道府県主導型市町村連携コース 2/3 (2) 一般コース 1/2</p> <p>【補助金額】 基準額に支給見込世帯数(交付金の額の確定においては、支給実績世帯数)を乗じた額と、対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額。 (基準額) (1) 都道府県主導型市町村連携コース ① 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯(一世帯当たり) 400千円 ② 上記(1)①以外の世帯(一世帯当たり) 200千円 ③ 前年度に補助金を受給した世帯に対する補助額 (2) 一般コース ① 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯(一世帯当たり) 300千円 ② 上記(2)①以外の世帯(一世帯当たり) 150千円 ③ 前年度に補助金を受給した世帯に対する補助額</p> | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)を行う場合 | | 有 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------------------|---|---|--|-------------------------------|----|-------------------|
| 9 熊本県保育士修学資金貸付等事業費補助金 | <p>令和5年6月7日付け成基第18号子ども家庭庁長官通知別紙「保育士修学資金貸付等制度実施要綱」及び令和5年6月7日付け成基第19号子ども家庭庁成育局長通知「保育士修学資金貸付等制度の運営について」に基づき熊本県社会福祉協議会が行う保育士修学資金貸付等事業の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>①保育士修学資金貸付等の原資として交付する額 ②貸付事務費（給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費</p> | (福)熊本県社会福祉協議会 | 1 / 10 以内 | 事業内容の変更 (軽微な変更を除く。) | | 有 |
| 10 熊本県保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業費補助金 | 平成29年4月17日付け雇児発第0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添1「保育士資格取得支援事業実施要綱」のうち3(2)に基づく指定保育士養成施設の入学期、受講料 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園（以下「認定子ども園」という。）及び認定子ども園へ移行を予定している施設 | 1 / 2 以内 (上限：100千円) | | | 有 |
| 11 認可外保育施設職員等健康管理支援事業補助金 | 令和5年5月25日付け成保第50号子ども家庭庁成育局長通知の別添2「認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費 | <p>[補助事業者] 市町村（熊本市を除く。）</p> <p>[事業実施主体] 認可外保育施設</p> | 2 / 3 以内 (補助基準額) 職員一人当たり5,100円以内 一市町村当たり354千円 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|-------------------|---|---|---|-------------------------------|----|-------------------|
| 12 障がい児受入促進事業補助金 | 令和5年4月19日付けこ成保第15号子ども家庭庁成育局長通知の別添5「保育環境改善等事業実施要綱」のうち、「3(2)①障害児受入促進事業」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費又は市町村が実施主体として認めた保育所等を経営する者が行う事業に対する助成に要する経費 | 市町村（熊本市を除く。） | 2／3以内 (補助基準額) 一施設当たり1,029千円以内 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 13 保育補助者雇上強化事業補助金 | 令和6年5月30日付けこ成保第312号子ども家庭庁成育局長通知の別添7「保育補助者雇上強化事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に要する経費(報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等) | 市町村（熊本市を除く） | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率(7/8)を乗じた額以内の額 なお、種目ごとの算出額の1,000円未満は切り捨てる。 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|------------------------------|--|---|---|-------------------------------|----|-------------------|
| 14 地域少子化対策 重点推進事業費補助 金 | <p>令和7年4月1日付けこ総政第56号こども家庭庁長官通知の別紙「地域少子化対策重点推進交付金交付要綱」に基づき市町村が実施する事業に要する次の経費</p> <p>【対象経費】 地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金</p> | 市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。） | <p>対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額と、基準額とを比較して少ない方の額。</p> <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域結婚支援重点推進事業（重点メニュー） 3/4 ・地域結婚支援重点推進事業（一般メニュー）及び結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業（重点メニュー） 2/3 ・結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業（一般メニュー） 1/2 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）を行う場合 | | 有 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|-------------------|---|---|---|--|--|-------------------|
| 15 放課後児童クラブ整備費補助金 | <p>子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日こ成事第453号）に基づき実施する事業に要する次の経費</p> <p>(施設整備費) 放課後児童クラブの整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事費又は工事請負費の2.6%を限度とする、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監理等）</p> <p>(対象施設：整備区分) 放課後児童クラブ（創設、改築、拡張、大規模修繕）</p> | 市町村 社会福祉法人等 | <p>(1)市町村が放課後児童クラブの整備を行う場合 補助基本額の1/3以内 （「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（令和5年8月22日こ成事第462号）（以下、「取扱い通知」という。）」の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブ整備を行う場合 補助基本額の1/6以内、放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合1/12以内）</p> <p>(2)市町村が社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの整備に対して補助を行う場合 補助基本額の2/9以内 （取扱い通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合 補助基本額の1/8以内、放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合1/16以内）</p> | <p>1 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）</p> <p>2 建物等の用途</p> | <p><補助基本額の算定> 基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額</p> | 有 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|------------------------|--|---|--|-------------------------------|----|-------------------|
| 16 放課後児童健全 育成事業等補助金 | 令和5年9月7日付け成事第481号子ども家庭庁長官通知 「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び令和5年4月12日成環第5号「放課後児童健全育成事業の実施について」の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費 | 市町村 | 1 / 3 以内 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合 | | 有 |
| 17 利用者支援事業 補助金 | 令和5年9月7日付け成事第481号子ども家庭庁長官通知 「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び令和6年3月30日付け成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号「利用者支援事業の実施について」の別紙「利用者支援事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費 | 市町村 | (1) 基本型・特定型・子ども 家庭センター型 1 / 6 以内 (2) 妊婦等包括相談支援事業 型 1 / 4 以内 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合 | | 有 |
| 18 地域子育て支援 拠点事業補助金 | 令和5年9月7日付け成事第481号子ども家庭庁長官通知 「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び令和6年3月30日付け成環第113号「地域子育て支援拠点事業の実施について」の別紙「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費 | 市町村 | 1 / 3 以内 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合 | | 有 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|--|--|---|-------------------|-------------------------------|----|-------------------|
| 19 子育て短期支援 事業補助金 | 令和5年9月7日付け成事第481号子ども家庭庁長官通知 「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び令和6年3月30日付け成環第103号「子育て短期支援事業の実施について」の別紙「子育て短期支援事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費 | 市町村 | 1 / 3 以内 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合 | | 有 |
| 20 子育て援助活動 支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）補助金 | 令和5年9月7日付け成事第481号子ども家庭庁長官通知 「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び令和6年3月30日付け成環第120号「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」の別紙「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費 | 市町村 | 1 / 3 以内 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合 | | 有 |
| 21 一時預かり事業 補助金 | 令和5年9月7日付け成事第481号子ども家庭庁長官通知 「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び令和6年3月30日付け文科初第2592号、こ成保第191号「一時預かり事業の実施について」の別紙「一時預かり事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費 | 市町村 | 1 / 3 以内 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合 | | 有 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|--------------------------|--|---|-------------------|-------------------------------|----|-------------------|
| 22 延長保育事業補助金 | 令和5年9月7日付け成事第481号子ども家庭庁長官通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び令和6年4月1日付け成保第225号「延長保育事業の実施について」の別紙「延長保育事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費 | 市町村 | 1 / 3 以内 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合 | | 有 |
| 23 実費徴収に係る補足給付事業補助金 | 令和5年9月7日付け成事第481号子ども家庭庁長官通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び令和6年4月23日付け成保第256号、6文科初第277号「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」の別紙「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費 | 市町村 | 1 / 3 以内 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合 | | 有 |
| 24 多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金 | 令和5年9月7日付け成事第481号子ども家庭庁長官通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び令和6年4月25日付け成保第261号、6文科初第298号「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」の別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費 | 市町村 | 1 / 3 以内 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合 | | 有 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------------------|--|---|--|---|----|-------------------|
| 25 病児保育事業補助金 | 令和5年9月7日付け成事第481号子ども家庭庁長官通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び令和6年3月30日付け成保第180号「病児保育事業の実施について」の別紙「病児保育事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費 | 市町村 | 1 / 3 以内 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合 | | 有 |
| 26 熊本県小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金 | 平成29年5月30日付け健発0530第12号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病対策等総合支援事業の実施について」の別紙「小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱」のうち、第2の1小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に基づき市町村が行う小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の実施に必要な経費 | 市町村（熊本市除く） | 市は1 / 2 以内、町村は3 / 4 以内 | 事業内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合 | | 有 |
| 27 病児保育施設整備費補助金 | 令和5年8月22日成事第453号子ども家庭庁長官通知「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱」の別表2「算定基準」第5欄に係る経費 (対象施設：整備区分) 病児保育施設（創設、改築、拡張、大規模修繕） | 市町村 | (1)市町村が整備を行う場合 補助基本額の1 / 3 以内 (2)市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 補助基本額の3 / 10 以内 | 1 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。） 2 建物等の用途 | | 有 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------------------|--|---|------------------------|--------|----|-------------------|
| 28 保育所等保育士 資格取得支援事業費 補助金 | 平成29年4月17日付け雇児発0417第2号厚生労働省雇用均 等・児童家庭局長通知の別添1「保育士資格取得支援事業実施 要綱」のうち3(4)に基づく指定保育士養成施設の入学料、受 講料 | 国公立以外の以下の 施設 ・保育所 ・認定こども園 ・認定こども園へ移 行予定の幼稚園 ・乳児院 ・児童養護施設 | 1 / 2 以内 (上限：300千円) | | | 有 |
| 29 保育士試験によ る資格取得支援事業 費補助金 | 平成29年4月17日付け雇児発0417第2号厚生労働省雇用均 等・児童家庭局長通知の別添2「保育士試験による資格取得支 援事業実施要綱」に基づく保育士試験受験のための学習に要 した入学料、受講料 | 保育士試験により保 育士資格取得を取得 し、以下の施設で保 育士としての勤務が 決定した者 ※国公立以外の以下 の施設 ・保育所 ・認定こども園 ・認定こども園へ移 行予定の幼稚園 ・小規模保育所A 型、B型 ・乳児院 ・児童養護施設 ・認可外保育施設指 導監督基準を満たす 施設 | 1 / 2 以内 (上限：150千円) | | | 有 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|-----------------------------|---|---|---|-------------------------------|----|-------------------|
| 30 保育体制強化事業費補助金 | 令和6年5月30日付けこ成保第312号子ども家庭庁成育局長通知の別添6「保育体制強化事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に要する経費(報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役員費、委託料等) | 市町村 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率(3/4)を乗じた額以内の額 なお、種目ごとの算出額の1,000円未満は切り捨てる。 | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |
| 31 病児保育事業 (体調不良児対応型)推進事業 | 令和5年4月19日付けこ成保第15号子ども家庭庁成育局長通知の別添5「保育環境改善等事業実施要綱」のうち、「3(2)⑤病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費又は市町村が実施主体として認めた保育所等を経営する者が行う事業に対する助成に要する経費 | [補助事業者] 市町村(熊本市を除く) [事業実施主体] 市町村(熊本市を除く)、社会福祉法人等 | 2/3以内 (補助基準額) 一施設当たり1,029千円以内 | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く)をする場合 | | 有 |
| 32 子ども・子育て支援事業費補助金 | 令和元年6月17日付け府子本第132号内閣総理大臣通知「令和元年度(平成30年度からの繰越分)子ども・子育て支援事業費補助金の国庫補助について」の別紙「令和元年度(平成30年度からの繰越分)子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱」及び令和元年6月17日付け府子本第133号内閣総理大臣通知「令和元年度子ども・子育て支援事業費補助金の国庫補助について」の別紙「令和元年度子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱」のうち、「3(4)幼児教育・保育無償化実施円滑化事業」及び「3(5)幼児教育・保育無償化システム改修等事業」に基づき市町村が事業を実施するために必要な経費 | 市町村 | 定額 | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く)をする場合 | | 有 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------|--|---|---|-------------------------------|----|-------------------|
| 33 医療的ケア児保育支援事業費補助金 | 令和6年3月30日付けこ成保第179号子ども家庭庁成育局長通知の別添3「医療的ケア児保育支援事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費又は市町村が実施主体として認めた保育所等を経営する者が行う事業に対する助成に要する経費(報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等) | 市町村(熊本市を除く) | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率(3/4)(医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する市町村については、5/6)を乗じた額以内の額。なお、種目ごとの算出額の1,000円未満は切り捨てる。 | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------------|---|---|---|-------------------------------|----|-------------------|
| 34 熊本県予備保育士確保促進事業補助金 | <p>年度当初から配置基準を超えて、新たに予備的に保育士を雇用する保育所等に対する保育士の人件費について、市町村が補助する場合に要する経費</p> <p>[補助対象市町村] 事業実施の前年度の10月において、待機児童が5人以上発生している市町村。</p> | 市町村(熊本市を除く。) | <p>【補助率】 1 / 2</p> <p>【補助単価】 1月 263千円 / 人</p> <p>補助対象期間 最長6か月(ただし、9月末までを補助対象とする。)</p> <p>1市町村あたり待機児童数と同数の予備保育士(ただし、上限20名まで)</p> | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く)が生じた場合 | | 無 |
| 35 熊本県放課後児童クラブ利用料減免事業費補助金 | <p>(1) 放課後児童クラブ利用料減免事業(低所得世帯) 放課後児童クラブを利用する小1から小3までの児童(10歳未満の児童)及び障がいのある児童のうち、低所得世帯(要保護世帯、準要保護世帯)に対する利用料の助成に要する経費</p> <p>(2) 放課後児童クラブ利用料減免事業(多子・多胎世帯兄弟利用分) 同一世帯の兄弟姉妹が同時に放課後児童クラブを利用している世帯の第3子以降の子どもに対する利用料について、市町村が補助する場合に要する経費</p> | <p>(1) 市町村(熊本市を除く)</p> <p>(2) 市町村</p> | <p>【補助率】 1 / 2 以内</p> <p>【補助基準額】</p> <p>(1) 低所得世帯 5,000円 / 月・人</p> <p>(2) 多子・多胎世帯兄弟利用分 2,500円 / 月・人</p> | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------|---|---|--|----------------------------|----|-------------------|
| 36 熊本県出産・子育て応援交付金事業 | 令和4年12月26日子発1226第1号通知「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について」の別紙「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)及び令和7年6月4日こ成環第241号「令和7年度(令和6年度からの繰越分)出産・子育て応援交付金の交付について」の別紙「令和7年度(令和6年度からの繰越分)出産・子育て応援交付金交付要綱」に基づき出産応援ギフト・子育て応援ギフトの支給決定を行った額 | 市町村 | 【補助率】 1/6以内 【補助金額】 実施要綱に定める出産応援ギフトの支給対象者及び子育て応援ギフトの対象児童それぞれ1人当たり 50,000円 | 事業内容の変更 (軽微な変更を除く)をする場合 | | 有 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---|--|---|---|-------------------------------|----|-------------------|
| 37 性被害防止対策 支援事業（認可外 分） | 認可外保育施設における性被害防止対策のためのパーテーションやカメラ等の購入に要する経費 | 認可外保育施設 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率（3/4）を乗じた額 | 事業内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合 | | 有 |
| 38 妊婦に対する遠 方の分娩取扱施設等 への交通費及び宿泊 費支援事業費補助金 | 1 対象経費は次の各号に掲げるものとする。 （1）市町村が実施する「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業」に対して、対象者へ補助する分娩施設までの移動及び宿泊にかかる費用 （2）市町村が実施する「妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業」に対して、対象者へ補助する産科医療機関等までの移動にかかる費用 | 市町村 | （1）交通費及び宿泊費それぞれについて、別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率（3/4）を乗じた額 （2）別に定める基準額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率（3/4）を乗じた額 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合 | | 有 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|--|---|---|---|-------------------------------|----|-------------------|
| 39 放課後居場所緊急対策事業 | 令和5年4月12日付けこ成環第6号子ども家庭庁成育局長通知の別添1「放課後居場所緊急対策事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に要する経費 | 市町村 | 1/3以内 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合 | | 有 |
| 40 熊本県公費負担医療制度(小児慢性特定疾病医療費助成制度)におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業補助金 | 公費負担医療制度(小児慢性特定疾病)におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業補助金の実施に必要なレセコン等の改修費用。(※ただし、マイナンバーカードの診察券利用に必要な改修を行った場合の費用は含まない。) | 小児慢性特定疾病先行実施事業に参加する医療機関・薬局 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 10/10 ・補助金額 病院 …409千円以内 診療所…64千円以内 薬局 …64千円以内 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合 | | 有 |
| 41 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和6年度補正予算分)補助金 | 令和5年9月7日付けこ成事第481号子ども家庭庁長官通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき市町村が行う次の事業の実施に要する経費 ○地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和6年度補正予算分) | 市町村 | 1 / 3 以内 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合 | | 有 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------|--|---|-------------------|------------------------------|----|-------------------|
| 42 産後ケア事業補助金 | 令和5年9月7日付けこ成事第481号子ども家庭庁長官通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び令和7年3月26日付けこ成母第228号子ども家庭庁長官通知「産後ケア事業の実施について」の別紙「産後ケア事業実施要綱」に定める産後ケア事業の実施に必要な経費 | 市町村 | 1/4以内 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合 | | 有 |
| 43 妊婦のための支援給付事業費補助金 | 令和7年6月24日付けこ成環第268号子ども家庭庁長官通知「妊婦のための支援給付事業費補助金の交付について」の別紙「妊婦のための支援給付事業費補助金交付要綱」に基づき、市町村が行う事業に必要な経費 | 市町村 | 1/4以内 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合 | | 有 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------------------|---|---|---|-------------------------------|----|-------------------|
| 44 熊本県児童福祉施設等災害復旧費補助金（令和7年8月豪雨） | 令和7年12月25日付け子ども家庭庁発こ成事第667号子ども家庭庁長官通知「令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」の別紙「令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」に基づき、市町村、社会福祉法人等が実施する児童福祉施設等の災害復旧に要する経費 | 市町村（熊本市を除く。）、社会福祉法人等 | <p>1 対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 （幼保連携型認定子ども園及び幼稚園型認定子ども園で直接補助事業の場合）</p> <p>2 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）4の表の①に定める施設の種類ごとに、交付要綱別表1の第1欄に定める基準額の合計額を算出する。</p> <p>3 1により選定された額と、2により算出した額とを比較して少ない方の額の施設の種類の額に7/12を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。 （幼保連携型認定子ども園及び幼稚園型認定子ども園で間接補助事業の場合）</p> <p>2 交付要綱5の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表1の第1欄により算出した基準額の合計額を算出する。</p> <p>3 1により選定された額と、2により算出した額とを比較して少ない方の額に、5/6を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。 （保育所及び小規模事業保育事業所で直接補助事業の場合）</p> <p>2 交付要綱4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表2の第1欄に定める基準額の合計額を算出する。</p> <p>3 1により選定された額と、2により算出した額とを比較して少ない方の額の施設の種類の額に5/6を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|------|--------------------------------|---|---|--------|----|-------------------|
| | | | <p>3 1により選定された額と、2により算出した額とを比較して少ない方の額の施設の種類の額に、5/6を乗じて得た額の額の範囲内の額を交付額とする。 (保育所及び小規模保育事業所で間接補助事業の場合)</p> <p>2 交付要綱5の表の①欄に定める施設の種類のごとに、別表2の第1欄により算出した基準額の合計を算出する。</p> <p>3 1により選定された額と、2により算出した額とを比較して少ない方の額に、2/3を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。 (保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び小規模保育事業所以外の施設で間接補助事業の場合)</p> <p>2 交付要綱5の表の①欄に定める施設の種類のごとに、別表3の第1欄により算出した基準額の合計額を算出する。</p> <p>3 1により選定された額と、2により算出した額とを比較して少ない方の額に、交付要綱5の表の⑥欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> | | | |

子ども未来課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|--|--|---|---|-------------------------------|----|-------------------|
| 45 熊本県児童福祉施設等設備災害復旧費補助金(令和7年8月豪雨) | 令和7年12月22日付け成事第651号子ども家庭庁長官通知「令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る児童福祉施設等設備災害復旧事業の国庫補助について」の別紙「令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金交付要綱」に基づき、市町村、社会福祉法人等が実施する児童福祉施設等の災害復旧に要する経費 | 市町村(熊本市を除く。)、社会福祉法人等 | 1 対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。 2 1により選定された額と令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金交付要綱表3(子育て関連施設等復旧支援事業)の基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |
| 46 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業(令和7年度補正予算分)補助金(子ども未来課所管事業分) | 令和5年9月7日付け成事第481号子ども家庭庁長官通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき市町村が行う次の事業の実施に要する経費 ○地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業(令和7年度補正予算分) | 市町村 | 1/3以内 | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |

子ども家庭福祉課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|--------------------------|---|-------------------------------------|---|-----------------------------|----|---------------|
| 1 熊本県母子家庭等自立支援教育訓練給付金 | 母子家庭の母又は父子家庭の父が、知事の指定する教育訓練講座を受講するために支払った費用。 入学料及び受講料（受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除く。） | 熊本県内の町村に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父 | <p>1 一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない者 補助事業者が対象訓練の受講のために支払った経費の60%に相当する額（上限20万円、12千円を超えない場合は支給しない。）</p> <p>2 専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない者 補助事業者が対象訓練の受講のために支払った経費の60%に相当する額または修学年数×40万円の少ない方の額（上限160万円、12千円を超えない場合は支給しない。）</p> <p>3 専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない者（教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に資格を取得し、かつ就職等した者） 補助事業者が対象訓練の受講のために支払った経費の85%に相当する額または修学年数×60万円の少ない方の額（上限240万円、12千円を超えない場合は支給しない。）</p> <p>4 1～3以外の者 補助事業者が対象訓練の受講のために支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額（その額が12千円を超えない場合は支給しない。） なお、令和4年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、従前の例による。</p> | | | 有 |
| 2 熊本県母子家庭等高等職業訓練促進給付金 | 知事が定める資格の取得を目的とする養成機関に在籍する母子家庭の母又は父子家庭の父に、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするため、給付金を支給する。 また、修了支援給付金を修了後に支給する。 | 熊本県内の町村に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父 | <p>●給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100,000円／月 (4年を上限・市町村民税非課税世帯) ・70,500円／月 (4年を上限・市町村民税課税世帯) <p>※修学期間の最後の12ヶ月は40,000円加算</p> <p>●修了支援給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50,000円／月 (市町村民税非課税世帯) ・25,000円／月 (市町村民税課税世帯) | 交付申請額に変更がある場合 | | 有 |
| 3 熊本県ひとり親家庭等日常生活支援事業費補助金 | ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料 | 市町村 (熊本市を除く) | 3 / 4 以内 | 交付決定後の事情の変更（軽微な変更を除く。）がある場合 | | 有 |

子ども家庭福祉課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|-------------------------|--|---|---|-----------------------------|----|-------------------|
| 4 熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金 | <p>市町村が次のすべてに該当する者に係る医療費の一部負担金(社会保険各法による附加給付があるときは、その額を控除した額)の2/3以上を助成する場合における当該助成に要する経費</p> <p>1 ひとり親家庭等の父又は母及び児童</p> <p>2 国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者</p> <p>3 生活保護法(昭和25年法律第144号)その他の法令等により、国又は地方公共団体の負担において医療費を負担されていない者</p> <p>4 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条、第9条の2及び第10条に定める所得の範囲内の者</p> | 市町村 (熊本市を除く) | 1/2以内 (市町村における当該助成に係る実支出額と基準額(補助対象経費欄の一部負担金(社会保険各法による附加給付があるときは、その額を控除した額)の2/3の額)とを比較して少ない方の額に補助率を乗じる。1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。) | 事業内容の変更 (軽微な変更を除く。)がある場合 | | 無 |
| 5 身元保証人確保対策事業費補助金 | 児童養護施設等を退所する子どもや女性が、就職・進学やアパートを賃借する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を、全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料について補助を行う。 | (福)全国社会福祉協議会 | 定額 (国の基準) | | | 有 |
| 6 児童福祉施設球技大会等補助金 | 児童養護施設に入所している児童を対象に、その体力の増進と融和を図り、明朗闊達な人間性の形成に資するために実施しているスポーツ大会等に要する経費。 | 熊本県養護協議会 | 187,000円以内 | | | 無 |

子ども家庭福祉課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|-----------------------|--|---|---|---|----|-------------------|
| 7 県ひとり親家庭福祉協議会に対する補助金 | (福) 熊本県ひとり親家庭福祉協議会が母子家庭及び父子並びに寡婦の福祉の増進を図るために行う次の事業に要する経費 1 社会福祉法人熊本県ひとり親家庭福祉協議会の活動の強化促進に関する事業 2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援に関する事業 3 母子・父子福祉センター事業 | (福) 熊本県ひとり親家庭福祉協議会 | 定額 (522千円以内) | 補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減 | | 無 |
| 8 里親賠償責任保険補助金 | 県が児童(里子)を委託している里親が、里親自身又は里子に起因した賠償責任が生じた際に、その経済的損失を補填することを内容とした里親賠償責任保険と、里親のケガ、家財の補償をするオプション補償の保険料 ※里親賠償責任保険は、各都道府県の里親会(協議会)が、その都道府県内の委託里親分を一括して公益財団法人全国里親会(団体保険契約者)へ加入申込みすることとなっている。 | 熊本県里親会 | 定額 (上限579千円以内) | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |
| 9 児童福祉施設整備補助金 | 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号)に基づき実施する事業に要する次の経費 (施設整備費) 児童福祉施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事請負費の2.6%を限度とする、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等) | 社会福祉法人 | 3/4以内 <交付額の算定方法> 基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額の範囲内(千円未満切捨て) | 1 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。) 2 建物等の用途 3 入所定員又は利用定員の変更の場合 | | 有 |
| 10 熊本県民間シェルター支援事業補助金 | 県内の民間団体が運営するシェルターにおけるDV被害者等の一時保護に要する経費(家賃、人件費、食糧費、光熱水費、役員費(通信運搬費)、消耗品費) | 熊本県内においてDV被害者等を緊急一時的に保護する施設を運営している民間団体 | <DV被害者等(DV被害者、困難な問題を抱える女性及び人身取引被害者である男性とする)が入居する場合> 1世帯当たり2,600円/日で30日分を上限 <同伴児(20歳未満)がいる場合> 1人当たり900円/日を加算 1団体当たり上限額は予算の範囲内で別途定める。 | 交付決定後の事情の変更(軽微な変更を除く。)がある場合 | | 無 |

子ども家庭福祉課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|---------------------------------|--|-------------------------------------|--|------------------------|----|---------------|
| 11 熊本県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 | 令和5年7月4日付けこ支家第153号こども家庭局支援局長通知別紙「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱」及び平成28年3月31日付け雇児福発0331第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の円滑な運営について」に基づき、ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講するために支払った費用。 入学期及び受講料(受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費や講座の補講費等を除く。) | 熊本県内の町村に住所を有するひとり親家庭の親及び児童 | <p><通信制の場合></p> <p>(1) 受講開始時給付金 補助事業者が対象講座の受講開始のために支払った費用の40%に相当する額(上限10万円、4千円を超えない場合は支給しない。)</p> <p>(2) 受講修了時給付金 補助事業者が対象講座の受講のために支払った費用の50%に相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額((1)と合わせて上限12万5千円、4千円を超えない場合は支給しない。)</p> <p>(3) 合格時給付金 補助事業者が対象講座の受講のために支払った経費の10%に相当する額((1)(2)と合わせて上限15万円)</p> <p>(4) ア令和2年3月31日までに修了した講座に係る上記(2)の受講修了時給付金及び(3)の合格時給付金については、従前の例によるものとし、(2)の「50%に相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額」を20%に、(3)の10%を40%に読み替えて支給するものとする。</p> <p>イ令和4年3月31日までに修了した講座に係る上記(2)の受講修了時給付金及び(3)の合格時給付金については、従前の例によるものとし(2)の「50%に相当する額から(1)として支給した割合を差し引いた割合」を「40%」に、(3)の「(1)(2)と合わせて」を「(2)と合わせて」に読み替えて支給するものとする。</p> <p>ウ令和5年3月31日までに修了した講座に係る上記(1)の受講開始時給付金、(2)の受講修了時給付金及び(3)の合格時給付金については、従前の例によるものとし、(1)の「40%」を「30%」に、「10万円」を「7万5千円」に、(2)の「50%」を「40%」に、「12万5千円」を「10万円」に、(3)の「10%」を「20%」に読み替えて支給するものとする。</p> <p><通学又は通学及び通信制併用の場合></p> <p>(1) 受講開始時給付金 補助事業者が対象講座の受講開始のために支払った費用の40%に相当する額(上限20万円、4千円を超えない場合は支給しない。)</p> <p>(2) 受講修了時給付金 補助事業者が対象講座の受講のために支払った費用の50%に相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額((1)と合わせて上限25万円、4千円を超えない場合は支給しない。)</p> <p>(3) 合格時給付金 補助事業者が対象講座の受講のために支払った経費の10%に相当する額((1)(2)と合わせて上限30万円)</p> | 事業内容の変更 (軽微な変更を除く。) | | 有 |
| 12 熊本県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金 | 平成28年3月7日付け厚生労働省雇児0307第8号厚生労働事務次官通知別紙「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱」及び平成28年3月7日付け雇児発0307第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について」に基づき(福)熊本県社会福祉協議会が行うひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の運営に必要な次に掲げる経費 ①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付原資として交付する額 ②貸付事務費(報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等 | (福)熊本県社会福祉協議会 | 43,848千円以内 補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額(寄附金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額 | 事業内容の変更 (軽微な変更を除く。) | | 有 |

子ども家庭福祉課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|--------------------------------|--|-------------------------------------|---|-----------------------------|----|---------------|
| 13 熊本県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金 | 平成28年3月7日付け厚生労働省発雇児0307第8号厚生労働事務次官通知別紙「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱」及び平成28年3月7日付け雇児発0307第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について」に基づき(福)熊本県社会福祉協議会が行うひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の運営に必要な次に掲げる経費 ①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付原資として交付する額 ②貸付事務費(報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等 | (福)熊本県社会福祉協議会 | 4,872千円以内 補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額(寄附金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額 | 事業内容の変更(軽微な変更を除く。) | | 無 |
| 14 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助 | 平成28年3月7日付け厚生労働省発雇児0307第3号厚生労働事務次官通知別紙「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱」及び平成28年3月7日付け雇児発0307第06号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の運営について」に基づき(福)熊本県社会福祉協議会が行う児童養護施設等退所者自立支援資金貸付事業の運営に必要な次に掲げる経費 ①児童養護施設等退所者自立支援資金貸付事業の貸付原資として交付する額 ②貸付事務費(報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等 | (福)熊本県社会福祉協議会 | 5,580千円以内 補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額(寄附金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額 | 事業内容の変更(軽微な変更を除く。) | | 無 |
| 廃止 | | | | | | |
| 15 乳児家庭全戸訪問事業補助金 | 令和5年9月7日付けこ成事第481号「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び平成26年5月29日付け雇児発0529第32号「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」の別紙「乳児家庭全戸訪問事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費 | 市町村 | 1/3以内 | 交付決定後の事情の変更(軽微な変更を除く。)がある場合 | | 有 |

子ども家庭福祉課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|----------------------------|---|---|--|-------------------------------|----|-------------------|
| 16 養育支援訪問事業補助金 | 令和5年9月7日付けこ成事第481号「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び令和6年3月28日付け支虐第88号「養育支援訪問事業の実施について」の別紙「養育支援訪問事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費 | 市町村 | 1 / 3 以内 | 交付決定後の事情の変更(軽微な変更を除く。)がある場合 | | 有 |
| 17 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業補助金 | 令和5年9月7日付けこ成事第481号「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び平成26年5月29日付け雇児発0529第34号「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」の別紙「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費 | 市町村 | 1 / 3 以内 | 交付決定後の事情の変更(軽微な変更を除く。)がある場合 | | 有 |
| 18 熊本県児童養護施設等の職員人材確保事業補助金 | 児童養護施設等において、学生(実習生)を就職前に一定期間非常勤職員として採用するための雇用に必要な経費 | 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設 | 【補助率】 10 / 10 | 交付決定後の事情の変更(軽微な変更を除く。)がある場合 | | 有 |
| 19 児童養護施設等災害復旧事業 | 平成22年3月14日付け厚生労働省発社援0315第9号厚生労働省事務次官通知「社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」及び令和2年7月16日付け厚生労働省子発0716第3号、社援発0716第3号、老発0716第3号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知「令和2年7月豪雨に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」の別紙「令和2年7月豪雨に係る社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領」に基づき、社会福祉法人等が実施する児童福祉施設等の災害復旧に要する経費 | 社会福祉法人等 | 1 対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。 2 1により選定された額と社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱による基準額を比較して少ない方の額に3/4を乗じて得た額の範囲内(ただし、令和2年8月28日の激甚災害の指定により、児童福祉法第35条第4項に基づく児童福祉施設等については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和37年10月10日政令第403号)第12条第1項の要件に該当する場合は5/6を乗じて得た額の範囲内)。 | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |

子ども家庭福祉課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|-------------------------|--|---|--|---------------------------------|----|-------------------|
| 20 ち 事 | 廃止 | | | | | |
| 20 に 業 | 廃止 | | | | | |
| 20 児童養護施設等 人材確保・育成事業 | 児童養護施設等において、児童指導員との補助を行う者の 雇用に要する経費 | 児童養護施設、乳児 院、児童心理治療施 設 | 補助率：10/10以内 補助基準額：1か所当たり最大4,534千円 | 事業内容の変更 (軽微な変更を除 く。)がある場合 | | 有 |
| 21 熊本県養育費確 保支援事業補助金 | ひとり親が、養育費の継続した履行確保のために必要な次に 掲げる経費 1 公正証書等作成経費（公証人手数料等） 2 養育費保証契約締結経費（契約保証料） | 県内の町村に居住 し、交付申請時にお いてひとり親である 者 | 1 定額（5万円を上限） 2 定額（5万円を上限） ※1，2の併用可 | | | 有 |

子ども家庭福祉課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|--|--|---|--|-----------------------------|----|-------------------|
| 22 子育て家庭支援 事業補助金 | 令和5年9月7日付け成事第481号子ども家庭庁長官通知 「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な次の経費 (1) 子育て世帯訪問支援事業 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の支援対象家庭を訪問支援員が訪問するのに要する経費等。 (2) 親子関係形成支援事業 子どもとの関わり方等に不安を抱えている保護者に対して行うペアレントトレーニングの実施に要する経費等。 (3) 児童育成支援拠点事業 家庭や学校に居場所のない子どもに対して行う支援に要する経費等。 | 市町村 | ○補助率：市町村1/3以内。 | 事業内容を変更 (軽微な変更を除く。)する場合 | | 有 |
| 23 子ども食堂ネットワーク 団体活動支援事業 | 県内で活動する複数の子ども食堂で構成するネットワーク団体が行う広報及び食材運搬支援に係る取組に要する経費 | 子ども食堂ネットワーク団体 | ○補助率 【10/10】 ○上限額 1団体あたり500千円 | 交付決定後の事情の変更(軽微な変更を除く。)がある場合 | | 有 |
| 24 熊本県配偶者暴力 被害者等支援団体の 先進的取組支援補助金 | 県内で活動する民間シェルター等の配偶者暴力被害者等支援団体が取り組む先進的な取組に要する経費 | 配偶者暴力被害者等支援団体 | ○補助率 【10/10】 ○上限額 1団体あたり1,930千円 | 交付決定後の事情の変更(軽微な変更を除く。)がある場合 | | 有 |

子ども家庭福祉課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|--|---|---|--|-----------------------------|----|-------------------|
| 25 ひとり親家庭等 物価高騰緊急支援事 業 | (福) 熊本県ひとり親家庭福祉協議会が物価高騰の影響により生活が悪化しているひとり親家庭等に必要な支援を行うための事業に要する経費であって、下記に係るもの 1 地域拠点を設置・活用し、食料品等の無償配布や困りごとの相談対応を行う生活応援・困りごと支援事業 2 支援につながっていないひとり親家庭への相談対応強化事業 | (福) 熊本県ひとり親家庭福祉協議会 | 定額 | 交付決定後の事情の変更(軽微な変更を除く。)がある場合 | | 有 |
| 29 に 対 金 | 廃止 | | | | | |
| 26 児童養護施設退 所者等自立支援資金 貸付事業費補助(国 負担分) | 平成28年3月7日付け厚生労働省発雇児0307第3号厚生労働事務次官通知別紙「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱」及び平成28年3月7日付け雇児発0307第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の運営について」に基づき(福)熊本県社会福祉協議会が行う児童養護施設等退所者自立支援資金貸付事業の運営に必要な次に掲げる経費 ①児童養護施設等退所者自立支援資金貸付事業の貸付原資として交付する額 ②貸付事務費(報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等 | (福) 熊本県社会福祉協議会 | 29,104千円以内 | 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)がある場合 | | 有 |
| 27 妊産婦等生活援 助事業 | 家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行うための経費 | 医療機関等 | 補助率：10/10 40,185千円以内 基準額： (1) 基本分：1か所当たり30,250千円 (2) 入居機能加算：1か所当たり最大23,884千円 (3) 休日相談対応体制加算：1か所当たり1,300千円 (4) 心理療法連携支援加算：1か所当たり887千円 (5) 法律相談連携支援加算：1か所当たり887千円 | 交付決定後の事情の変更(軽微な変更を除く。)がある場合 | | 有 |

子ども家庭福祉課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------------------|--|---|------------------------------------|-----------------------------|----|-------------------|
| 28 乳児院等多機能 化推進事業費補助金 | 児童心理治療施設に看護師を加配するために要する経費 | 児童心理治療施設 | 補助率：10/10 補助基準額：1か所当たり最大6,302千円 | 事業内容の変更 (軽微な変更を除く。)がある場合 | | 有 |
| 29 児童虐待防止医 療ネットワーク事業 費補助金 | 本県の中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーターを配置し、 <u>中核的な小児救急病院及び二次医療機関等による多機関連携会議を行い、児童虐待対応組織の形成に要する経費</u> | 県内の中核的な小児救急病院等 | 補助率：10/10 補助基準額：1か所当たり最大4,818千円 | 事業内容の変更 (軽微な変更を除く。)がある場合 | | 有 |
| 30 こどもの権利擁 護環境整備事業費補 助金 | 平成21年3月5日20文科初第1279号、雇児発第0305005号通知「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)の運営について」の別紙「安心子ども基金管理運営要領」別添45に定める以下の事業に要する経費 (1) 意見表明等支援事業に要する経費 (2) こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発に要する経費(単独の実施は不可(1)又は(3)と併せて実施する場合のみ補助対象) (3) こどもの権利擁護機関の整備に要する経費 | (1) 指定都市、児童相談所設置市 (2) (3) 市町村 | 補助率：1/2以内 | 事業内容の変更 (軽微な変更を除く。)がある場合 | | 有 |

子ども家庭福祉課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|--|--|-------------------------------------|---|-------------------------------|----|---------------|
| 31 親子再統合支援事業 | 平成21年3月5日20文科初第1279号、雇児発第0305005号通知「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)の運営について」の別紙「安心子ども基金管理運営要領」別添44に定める以下の事業等に要する経費 (1) 親子関係再構築支援員の配置 (2) 親子関係再構築支援事業 (3) 児童相談所等職員の保護者支援プログラム等資格取得支援事業 (4) 親子関係再構築民間団体育成事業 | 指定都市、児童相談所設置市 | 補助率：1/2以内 補助基準額 (1) 親子関係再構築支援員の配置 児童相談所1か所あたり 7,056千円 (2) 親子関係再構築支援事業 児童相談所1か所あたり 12,400千円 (3) 児童相談所等職員の保護者支援プログラム等資格取得支援事業 児童相談所1か所あたり 500千円 (4) 親子関係再構築民間団体育成事業 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 1自治体あたり 1,253千円 | 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)がある場合 | | 有 |
| 32 妊産婦等生活援助事業費補助金 | 平成21年3月5日20文科初第1279号、雇児発第0305005号通知「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)の運営について」の別紙「安心子ども基金管理運営要領」別添47に定める以下の事業等に要する経費 (1) 支援計画の策定 (2) 相談支援 (3) 生活支援 (4) 休日・夜間相談対応 (5) 心理療法連携支援 (6) 法律相談連携支援 | 指定都市、児童相談所設置市 | 補助率：1/2以内 補助基準額： 基本分 1か所当たり 30,250千円 入居機能加算 ・ 宿直手当加算 1か所当たり 1,606千円 ・ 居室稼働加算 居室稼働450人日～900人日の場合 1か所当たり 6,205千円 居室稼働901人日以上の場合 1か所当たり 12,278千円 ・ 居室確保加算 1か所当たり 10,000千円 休日相談対応体制加算 1か所当たり 1,300千円 心理療法連携支援加算 1か所当たり 887千円 法律相談連携支援加算 1か所当たり 887千円 | 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)がある場合 | | 有 |
| 33 全国子ども家庭養育支援地域ネットワークセミナー運営補助金 | 全国子ども家庭養育支援研究会が実施する全国子ども家庭養育支援地域ネットワークセミナー熊本大会の運営に要する経費 | 熊本県児童家庭支援センター協議会 | 補助率10/10 150千円以内 | 事業内容の変更(軽微なものを除く。)がある場合 | | 無 |
| 34 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業(令和7年度補正予算分)補助金(子ども家庭福祉課分) | 令和5年9月7日付けこ成事第481号子ども家庭庁長官通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき市町村が行う次の事業の実施に要する経費 ○地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業(令和7年度補正予算分) | 市町村 | 1/3以内 | 交付決定後の事業内容の変更(軽微なものを除く。)をする場合 | | 有 |

子ども家庭福祉課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|--|--|---|---|-------------------------------|----|-------------------|
| 35 子ども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業費補助金 | 児童養護施設等の職員が子ども家庭ソーシャルワーカーの資格取得に係る研修を受講するために要する経費 | 児童養護施設、乳児院 | 補助率：10/10以内 補助基準額： 児童福祉法施行規則第5条の2の8のうち、 第1号に該当する者 187千円 第2号に該当する者 236千円 第3号に該当する者 258千円 第4号に該当する者 346千円 | 事業内容の変更 (軽微な変更を除く。)がある場合 | | 有 |
| 36 熊本県困難な問題を抱える若年女性等早期発見・相談支援モデル事業費補助金 | 令和7年4月22日付け社援発0422第1号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「官民協働等女性支援事業実施要綱」に基づき、民間団体等が行う次の事業の実施に要する経費 ①アウトリーチ支援 ②SNS相談支援 ③居場所の提供に関する支援 ④自立支援 | 民間団体等 | 補助率：2/3以内 上限額：1団体当たり2,666千円 | 交付決定後の事業内容の変更(軽微なものを除く。)をする場合 | | 有 |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|-----------------------|--|-------------------------------------|---|-------------------------|--|---------------|
| 1 身体障害者補助犬給付事業補助金 | 身体障害者補助犬育成団体が身体障害者補助犬を育成するために要する経費 (人件費、需用費等) | 身体障害者補助犬育成団体 | 1,000千円以内 | 補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減 | | 有 |
| 2 熊本県障がい者住宅改造助成事業費補助金 | 「熊本県高齢者及び障がい者住宅改造助成事業実施要項」に基づき、市町村（熊本市を除く）が助成する事業のうち、重度障がい者（4月1日現在で65歳未満の者で、身体障害者手帳1級又は2級を所持するもの、65歳未満の者で、療育手帳A1又はA2を所持するもの）を対象とした次の経費（玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所など在宅の障がい者が利用する部分であって、当該障がい者向けに実施する改造に要する経費） | 市町村（熊本市を除く） | 市町村が行う助成一件ごとに、補助対象経費と基準額を比較し、いずれかの少ない方の額に1/2 を乗じて得た額を合算した額。 ただし、予算額の範囲内で補助を行う。 なお、当該合算額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 | 内容、補助申請額等に変更があった場合 | <p>(基準額) 助成対象経費（90万円を超える場合は90万円）に、下表に定める助成率を乗じて得た額（円未満切り捨てる）とする。</p> <p>ただし、介護保険制度又は日常生活用具給付等事業の住宅改修費給付の対象となるものについては、助成対象経費から住宅改修費給付分を差し引いた額に下表に定める助成率を乗じて得た額とする。なお、特定疾病障害者で要介護認定を受けたものと同等の程度と認められる者については、助成対象経費を70万円以内とし、その額に下表に定める助成率を乗じて得た額とする。</p> | 無 |

| 対象世帯の階層区分 | | 助成率 |
|-----------|-----------------------------------|------|
| A | 生活保護法による被保護世帯 | 3分の3 |
| B | 世帯の生計中心者の当該年度分の市町村民税が非課税の世帯 | 3分の3 |
| C | A、B階層を除き、生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯 | 3分の2 |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫補助 (有・無) |
|--------------------------|---|-------------------------------------|---|---|-----|---------------|
| 3 身体障がい者団体育成事業 | (福)熊本県身体障害者福祉団体連合会の運営に要する経費(人件費) | (福)熊本県身体障害者福祉団体連合会 | 349千円以内 | 補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減 | | 無 |
| 4 熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金 | 市町村が次の要件を満たす受給資格者に対し、医療費(受給資格者認定申請書を受付した日の属する月の翌月以降の診療に係る医療費に限る。)に係る一部負担金を助成した場合における医療費の一部負担金の額から自己負担額及び高額療養費等の額を控除した額 (要件) 受給資格者又はその父母(既婚者にあつては配偶者)若しくは子の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条から第23条までに定める障害児福祉手当の支給の制限に係る額の範囲内であること。 | 市町村(熊本市を除く) | (補助率) 1/2以内 (補助基準額) 補助対象経費の全額 (補助金額) 補助基準額と市町村における助成に係る実支出額とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額 ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 | 交付申請額に変更がある場合 ただし、2回目以降の変更は、その変更額が10万円を超える場合のみ | | 無 |
| 5 障がい者福祉施設整備費補助金 | 平成17年10月5日付け厚生省支援第1005003号「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について」に基づき、社会福祉法人等が障がい者福祉施設を整備する場合の施設整備に要する経費 | 社会福祉法人、医療法人、公益法人、特定非営利活動法人等 | ① 対象経費の実支出額と総事業費からその他の収入額(寄付金収入額は除く。)を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。 ② 1により選定された額に3/4を乗じて得た額と国庫補助金交付要綱による基準額を比較して少ない方の額を補助金額とする(千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。) | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|-----------------|--|-------------------------------------|--|------------------|----|---------------|
| 6 障害者自立支援給付費負担金 | <p>1 障害福祉サービス費等 (1) 介護給付費等 ① 介護給付費及び訓練等給付費 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）法第29条第1項の規定に基づき、市町村が行う介護給付費及び訓練等給付費の支給に要する費用 ② 特例介護給付費及び特例訓練等給付費 法第30条第1項の規定に基づき、市町村が行う特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給に要する費用 (2) 特定障害者特別給付費 法第34条第1項の規定に基づき、市町村が行う特定障害者特別給付費の支給に要する費用 (3) 特例特定障害者特別給付費 法第35条第1項の規定に基づき、市町村が行う特例特定障害者特別給付費の支給に要する費用</p> <p>2 相談支援給付費等 (1) 地域相談支援給付費 法第51条の14第1項の規定に基づき、市町村が行う地域相談支援給付費の支給に要する費用 (2) 特例地域相談支援給付費 法第51条の15第1項の規定に基づき、市町村が行う特例地域相談支援給付費の支給に要する費用 (3) 計画相談支援給付費 法第51条の17第1項の規定に基づき、市町村が行う計画相談支援給付費の支給に要する費用</p> <p>3 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費 (1) 療養介護医療費 法第70条第1項の規定に基づき、市町村が行う療養介護医療費の支給に要する費用 (2) 基準該当療養介護医療費 法第71条第1項の規定に基づき、市町村が行う基準該当療養介護医療費の支給に要する費用</p> <p>4 補装具費 法第76条第1項の規定に基づき、市町村が行う補装具費の支給に要する費用</p> | 市町村 | 国庫負担基準額と負担対象経費の実支出額から寄附金その他の収入の額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の1を乗じた額 | 交付決定後の事情の変更がある場合 | | 有 |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫補助 (有・無) |
|--------------------|--|---|--|-------------------------|-----|---------------|
| | <p>5 高額障害福祉サービス等給付費 法第76条の2第1項の規定に基づき、市町村が行う高額障害福祉サービス等給付費の支給に要する費用</p> <p>6 やむを得ない事由による措置 児童福祉法第21条の6第1項、身体障害者福祉法第18条第1項及び知的障害者福祉法第15条の4第1項並びに第16条第1項第2号の規定に基づき、市町村が行う行政措置に要する費用</p> | | | | | |
| 7 熊本県地域生活支援事業費等補助金 | <p>地域生活支援事業 平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」及び別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」に基づき行う事業並びに社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等の団体が行う事業に対して補助する事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料及び広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金及び交付金等。 (〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費) ただし、指定都市及び中核市が実施する、発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、精神障害者地域生活支援広域調整等事業のうち、平成26年3月31日障発0331第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害者地域生活支援広域調整等事業の実施について」の別添3の事業、発達障害者支援地域協議会による体制整備事業、障害者ピアサポート研修事業、精神障害関係従事者養成研修事業、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業、医療型短期入所事業所開設支援、障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業、発達障害者支援体制整備事業、発達障害診断待機解消事業、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業のうち、精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業、障害者ICTサポート総合推進事業、入院者訪問支援事業及び虐待対応体制整備支援事業を除く。</p> | 市町村等 (事業主体には、社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等を含む。) | 補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額に1/4を乗じて得た額以内。 なお、上記により合計額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。 | 補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減 | | 有 |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|----------------------------|---|-------------------------------------|--|-------------------------------|----|---------------|
| 8 熊本県重度障害者に係る市町村特別支援事業費補助金 | <p>次の①、②のいずれにも該当する市町村に係る訪問系障害福祉サービス（以下「訪問系サービス」という。）支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額</p> <p>① 訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が10%を超える場合</p> <p>② 訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している場合</p> | 市町村 | <p>次のaに掲げる人数にbの額を乗じた金額の一定割合の額。 なお、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。</p> <p>a 該当する市町村の重度訪問介護の利用者数から訪問系サービス全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割（10%程度）を乗じて得た数を控除した数</p> <p>b 重度訪問介護の障害程度区分4、5、6の国庫負担基準額の平均間差程度</p> | | | 有 |
| 9 水俣・芦北地域の障がい福祉推進モデル事業補助金 | <p><u>水俣・芦北地域における市町が、胎児性水俣病患者を含む障がい者に対する相談支援体制の充実及び強化のために実施する1～2に掲げる事業に係る経費</u></p> <p><u>1 水俣・芦北地域における障害者相談支援事業の機能強化モデル事業</u> 当該地域における市町が障害者相談支援事業を実施するに当たって、当該事業を委託する指定相談支援事業所に、1人ずつ相談支援専門員を増員配置するための経費</p> <p><u>2 水俣・芦北地域における基幹相談支援センターの機能強化モデル事業</u> 当該地域における市町が設置する基幹相談支援センターにおいて、2人以上の主任相談支援専門員を配置し、総合的・専門的な相談支援を実施するための経費</p> | 市町村（水俣市） | <p>・補助率 10/10</p> <p>・補助金額 <u>1 8,448</u>千円以内 <u>2 7,743</u>千円以内</p> | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）がある場合 | | 有 |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|---------------------|--|-------------------------------------|--|---|----|---------------|
| 10 障害児通所給付費等負担金 | <p>1 やむを得ない事由による措置費 市町村が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の6に規定する措置をとった場合に必要なる費用（治療に要する費用を除く。）</p> <p>2 障害児通所給付費等 市町村が法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費、法第21条の5の4に規定する特例障害児通所給付費若しくは法第21条の5の12に規定する高額障害児通所給付費（以下「障害児通所給付費等」という。）の支給をした場合における法第51条第1号に規定する障害児通所給付費等の支給に要する費用（肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用を除く。）</p> <p>3 障害児相談支援給付費等 市町村が法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援給付費及び法第24条の27第1項に規定する特例障害児相談支援給付費（以下「障害児相談支援給付費等」という。）の支給をした場合における法第51条第6号に規定する障害児相談支援給付費等の支給に要する費用</p> <p>4 やむを得ない事由による措置医療費 市町村が法第21条の6に規定する措置をとった場合に必要なる費用（治療に要する費用に限る。）</p> <p>5 肢体不自由児通所医療費 市町村が法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療費の支給をした場合における法第51条第1号に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用</p> | 市町村 | 国庫負担基準額と負担対象経費の実支出額から寄付金その他の収入の額を控除した額とを比較して少ない方に4分の1を乗じた額 | 交付決定後の事情の変更がある場合 | | 有 |
| 11 難聴児補聴器購入費助成事業補助金 | 両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児が、補聴器新規購入及び耐用年数（5年）経過後の更新に要する費用。 | 市町村 (熊本市を除く) | 交付要項に定める基準額と市町村が認める額とを比較して、少ない額に市町村が2/3を限度に助成した場合、その額の1/2を市町村に補助。なお、上記により千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。 | 補助金交付決定額の増額変更をしようとする場合、または補助金交付決定額の20%を超える減額変更をしようとする場合 | | 無 |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|---------------------------------|--|-------------------------------------|--|-------------------------------|----|---------------|
| 12 熊本県重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業補助金 | <p>重度の障害者の地域生活を支援するため、市町村が支弁する訪問系サービスに係る支給額のうち一部負担に要する経費</p> <p>補助対象市町村は、次の各号のいずれにも該当する市町村（ただし、指定都市及び中核市を除く。）とする。</p> <p>1 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護並びに重度障害者等包括支援における居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（以下「訪問系サービス」という。）の当該年度の介護給付費支給額について、国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村</p> <p>2 熊本県重度障害者に係る市町村特別支援事業費補助金（以下「県地域生活支援事業」という。）の対象外の市町村及び対象となるが、なお超過額のある市町村（県地域生活支援事業の補助対象市町村にあつては、県地域生活支援事業による補助を優先適用する。）</p> | 市町村 | <p>1 当該年度における訪問系サービスの国庫負担基準額を超過した額の範囲内で定める額とし、県地域生活支援事業の対象市町村にあつては、国庫負担基準超過額から県地域生活支援事業により補助される額を控除した額の範囲内。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て。</p> <p>2 前項の場合において、次に掲げる市町村においては、次に掲げる金額の範囲内。</p> <p>(1)人口10万人以上30万人未満の市町村 「従前基準額に1/8を乗じた額」と「従前基準超過額に1/8を乗じた額」を比較していずれか低い方の額」に従前額保障廃止影響額を加えた額から 「従前基準額に2/3を乗じた額」と「従前基準超過額に2/3を乗じた額」を比較していずれか低い方の額」に従前額保障廃止影響額を加えた額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(2)人口3万人以上10万人未満の市町村 「従前基準額に1/4を乗じた額」と「従前基準超過額に1/4を乗じた額」を比較していずれか低い方の額」に従前額保障廃止影響額を加えた額から 「従前基準額に3/4を乗じた額」と「従前基準超過額に3/4を乗じた額」を比較していずれか低い方の額」に従前額保障廃止影響額を加えた額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(3)人口3万人未満の市町村 「基準超過額」の全額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>3 補助率は4分の3</p> | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）がある場合 | | 有 |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|--------------------------|---|-------------------------------------|---|-------------------------------|----|---------------|
| 13 医療型短期入所事業所等設置支援事業補助金 | 医療型短期入所事業所等設置支援事業 1 備品購入費 新たに医療的ケアが必要な重度が児(者)を受け入れる事業所に対し、受け入れのために必要となる送迎用自動車等の備品の購入に要する経費。 2 重度障がい者受入助成費 新たに医療型短期入所事業所を開設した医療機関が、特別な支援が必要な重度の障がい者の受入れのために必要となるヘルパー等の雇用に要する経費 | 社会福祉法人等 | 1 備品購入費 ・補助率 3/4 ・補助金額 送迎用自動車を購入する場合 5,250千円以内 送迎用自動車を購入しない場合 1,500千円以内 2 重度障がい者受入れ助成費 ・1日につき20千円 | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)がある場合 | | 無 |
| 14 熊本県障がい者スポーツ・文化振興事業補助金 | 障がい者のスポーツ及び文化の振興を図る熊本県障害者スポーツ・文化協会の運営及び人件費に係る経費 | 熊本県障害者スポーツ・文化協会 | 1,828千円以内 | | | 無 |
| 15 熊本県手をつなぐ育成会運営費補助金 | (福) 熊本県手をつなぐ育成会の運営に要する経費(人件費) | (福) 熊本県手をつなぐ育成会 | 1,682千円以内 | 補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減 | | 無 |
| 16 肢体不自由児協会運営費補助金 | 障がい児の福祉の向上を図るため、積極的かつ健全に活動している公益財団法人熊本県肢体不自由児協会の運営に要する経費(人件費、事業費、物件費) | 公益財団法人熊本県肢体不自由児協会 | 854千円以内 | 交付決定後の事情の変更がある場合 | | 無 |
| 17 精神保健福祉協会事業運営補助金 | 障害者の福祉の向上を図るため、積極的かつ健全に活動している(公社)熊本県精神保健福祉協会の運営に要する経費 | 公益社団法人熊本県精神保健福祉協会 | 459千円以内 | 補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減 | | 無 |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|--------------------|--|--|--|--------------------------------------|----|---------------|
| 18 市町村等自殺対策推進事業補助金 | <p>1 地域における自殺対策の更なる強化に取り組む市町村又は民間団体が実施する次の1～3の事業に要する経費</p> <p>(1) 対面相談事業、電話・SNS相談事業、人材養成事業、普及啓発事業、自死遺族支援機能構築事業、計画策定実態調査事業 事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費(電話・SNS相談事業に必要な電話回線の工事を伴うものに限る。)、備品購入費、委託料(上記の経費に限る。)、負担金、補助金</p> <p>(2) 若年層対策事業、SNS地域連携包括支援事業、深夜電話相談強化事業、自殺未遂者支援事業、ゲートキーパー養成事業、災害時自殺対策継続支援事業 事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費(若年層対策事業及び災害時自殺対策継続支援事業に係る電話相談事業、SNS地域連携包括支援事業、深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。)、備品購入費、委託料(上記の経費に限る。)、負担金、補助金</p> <p>(3) 自殺未遂者支援・連携体制構築事業、災害時自殺対策事業、ハイリスク地対策事業、こども・若者の自殺危機対応チーム事業、地域特性重点特化事業 事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費(ハイリスク地対策事業に係る工事並びに災害時自殺対策事業及び地域特性重点特化事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。)、備品購入費、委託料(上記の経費に限る。)、負担金、補助金</p> | <p>市町村、民間団体(法人格を有する民間団体で、これまでに県と協働して自殺対策に取り組む等の実績があり、地域自殺対策事業に適切に取り組むことが可能であると認められるもの)</p> | <p>【補助率】</p> <p>市町村が事業主体になる場合</p> <p>1 (1) 対面相談事業、電話・SNS相談事業、人材養成事業、普及啓発事業、自死遺族支援機能構築事業、計画策定実態調査事業 1/2</p> <p>1 (2) 若年層対策事業、SNS地域連携包括支援事業、深夜電話相談強化事業、自殺未遂者支援事業、ゲートキーパー養成事業、災害時自殺対策継続支援事業 2/3</p> <p>1 (3) 自殺未遂者支援・連携体制構築事業、災害時自殺対策事業、ハイリスク地対策事業、こども・若者の自殺危機対応チーム事業、地域特性重点特化事業 10/10</p> <p>民間団体が事業主体になる場合</p> <p>10/10</p> <p>【補助金額】</p> <p>国庫補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額</p> | <p>交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)がある場合</p> | | 有 |
| 19 依存症対策推進事業補助金 | <p>依存症に関連する問題(アルコール関連問題、薬物依存症、ギャンブル依存症)の対策に取り組む民間団体が事業に要する報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報酬費[謝金]、旅費、需用費(消耗品費、改造費、燃料費、食糧費[会議費]、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料及び広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金及び交付金等。 ([] 内は、公益法人等事業における対象経費)</p> | <p>依存症に関連する問題の対策を実施する民間団体(依存症当事者やその家族により構成され、代表者を決めていない共同体も含む。)</p> | <p>10/10 (1団体10万円以内)</p> | <p>交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合</p> | | 有 |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|---------------------------|--|-------------------------------------|---|-------------------------------|----|---------------|
| 20 障がい者芸術文化活動普及支援事業補助金 | 障がい者の重要な社会活動の一つである芸術文化活動の推進につながる体制の整備等、障がい者の芸術文化活動支援に要する経費 | 障がい者の芸術文化活動支援を行う民間団体 | 5,000千円以内 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）がある場合 | | 有 |
| 21 熊本県障がい福祉従事者研修受講促進事業補助金 | 平成29年8月1日障発0801第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業の実施について（運営要領）」に基づき、障害福祉サービス等に従事する現任職員が、専門性向上のための以下の研修を受講している期間における代替職員確保のための経費 1 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修、実践研修) 2 同行援護従業者養成研修(一般課程、応用課程) 3 行動援護従業者養成研修 | 社会福祉法人、医療法人、公益法人、特定非営利活動法人等 | 別に定める補助基準額と事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方に1/2を乗じた額以内 | 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|---------------------------------|---|---|--|--------------------------------|----|---------------|
| 22 熊本県障がい福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金 | <p>(1) 障がい福祉分野の介護ロボット等の導入に係る経費 障がい福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、指定障害者支援施設事業者等が介護ロボット等を導入するための経費</p> <p>(2) 障がい福祉分野のICT導入に係る経費 指定障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減のため、指定障害福祉サービス事業者等がICTを導入する際に必要な次の経費 ①情報端末(タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム) ②ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外) ③A Iカメラ等(防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ) ④通信環境機器等(Wi-Fi ルーターなど) ⑤保守経費等(クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など)</p> <p>(3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入等に係る経費 ①介護テクノロジーのパッケージ型導入に係る経費 介護ロボット等やICTをそれぞれ単独で導入するよりも更に効果的に業務効率化及び業務負担軽減を図るため、障害福祉サービス事業者等が介護ロボットやICTを複数組み合わせ導入(介護テクノロジーのパッケージ型導入)するための経費 ②見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費 指定障害者支援施設事業者及び指定共同生活援助事業者が、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費</p> | <p>(1) 熊本県内(熊本市を除く)に所在する、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者</p> <p>(2) 熊本県内(熊本市を除く)に所在する、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者 ※③A Iカメラ等の導入にあっては、訪問系サービス事業者(指定居宅介護事</p> | <p>【補助率】 3/4 【補助金額】 (1)・1機器当たりの対象経費の合計額は30万円以下とする。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用するロボット等については、1機器当たりの対象経費の合計額は100万円以下とする。 ・1施設・事業所当たりの補助上限額は別に定めることとする。なお、一つの施設・事業所において、補助対象となる障害福祉サービス事業又は障害児入所支援の指定を複数受けている場合は、1施設・事業所として補助上限額を適用するものとする。 (2) 1施設・事業所あたり100万円以下とする。 (3) 1施設・事業所あたり1,000万円以下とする。</p> | <p>事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合</p> | | 有 |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|------|--------------------------------|---|-------------------|--------|----|---------------|
| | | <p>業者、指定重度訪問介護事業者、指定同行援護事業者、指定行動援護事業者、指定重度障害者等包括支援事業者)、指定就労定着支援事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者を除く。</p> <p>(3) 熊本県内(熊本市を除く)に所在する、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者</p> <p>※②の通信環境整備にあつては、</p> | | | | |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|------|--------------------------------|-------------------------------------|-------------------|--------|----|---------------|
| | | 指定障害者支援施設事業者及び指定共同生活援助事業者を対象とする。 | | | | |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|-----------------------------------|---|--|---|-------------------------------|----|---------------|
| 23 熊本県地域障がい児支援体制充実のためのICT化推進事業補助金 | <p>(1) 障がい児支援分野のICT導入に係る経費 指定障害児通所支援事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減のため、指定障害児通所支援事業者等がICTを導入する際に必要な次の経費</p> <p>①情報端末(タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム) ②ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外) ③通信環境機器等(Wi-Fi ルーターなど) ④保守経費等(クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など)</p> <p>(2) 指定児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備に係る経費 補助対象経費は同上</p> | <p>(1) 熊本県内(熊本市を除く)に所在する、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者</p> <p>(2) 熊本県内(熊本市を除く)に所在する、指定児童発達支援センター</p> | <p>【補助率】 3/4</p> <p>【補助金額】 (1) 1施設・事業所あたり100万円以下とする。 (2) 1施設・事業所あたり80万円以下とする。</p> | <p>事業内容の変更(軽微な変更を除く)をする場合</p> | | 有 |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|--|--------------------------------|-------------------------------------|-------------------|--------|----|---------------|
| <p>24 ウ 障 業 ス</p> <p style="font-size: 2em; color: red; font-weight: bold;">廃止</p> | | | | | | |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|----------------------|--|-------------------------------------|--|-----------------------------|----|---------------|
| 24 医療施設近代化施設整備事業費補助金 | <p>医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる精神科病院の新築、増改築及び改修に要する工事費及び工事請負費</p> <p>ア 病棟(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>イ 次に掲げる整備のうち知事が認めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 患者療養環境改善整備 (イ) 医療従事者職場環境改善整備 (ウ) 衛生環境改善整備 (エ) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備 (オ) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備 <p>ウ 電子カルテシステムの整備</p> | 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33を乗じて得た額以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする | 事業内容の変更 (軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|----------------------|--|---|---|--------------------------------------|----|---------------|
| 25 熊本県子ども安全安心対策事業補助金 | <p>1～3の事業の実施に必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用</p> <p>1 送迎用バスの改修支援事業 送迎用バスに、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等を行うこと。</p> <p>2 ICTを活用した子どもの見守り支援事業 ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。</p> <p>3 登降園管理システム支援事業 適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。</p> | <p>1 熊本県内（熊本市内を除く。）に所在する児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所</p> <p>2 熊本県内（熊本市内を除く。）に所在する児童発達支援センター及び児童発達支援事業所</p> <p>3 熊本県内（熊本市内を除く。）に所在する児童発達支援センター及び児童発達支援事業所</p> | <p>【補助率】</p> <p>1 定額</p> <p>2 4/5</p> <p>3 4/5</p> <p>【補助金額】</p> <p>1 175千円以内（1台あたり）</p> <p>2 1事業所あたり200千円以内</p> <p>3 端末購入を行わない場合、1事業所あたり200千円以内 端末購入を行う場合、1事業所あたり700千円以内</p> | <p>交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合</p> | | 有 |
| 26 被災地こころのケア事業費補助金 | <p>市町村が行う令和2年7月豪雨災害に係る「こころとからだの健康調査」の実施に要する経費</p> | 市町村 | <p>・補助率 10/10</p> <p>・補助金額 2,000千円以内</p> | <p>内容、補助申請額等に変更があった場合</p> | | 無 |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|-----------------------------------|---|--|--|-------------------------------|----|---------------|
| 27 熊本県障害児入所施設等における性被害防止対策支援事業費補助金 | 障害児入所施設等において性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業に係る経費 | 熊本県内(熊本市内を除く。)に所在する障害児入所施設、障害児通所支援事業所 | <ul style="list-style-type: none"> 補助率 3/4 補助金額 1施設(事業所)当たり100千円以内 | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |
| 29-1 熊本県公費負担医療費補助金(特定の医療費) | 公費負担医療制度(自立支援医療(精神通院))における費用 | 自立支援医療 | 補助率 | 内容 補助申請額 | | 有 |
| <h1 style="color: red;">廃止</h1> | | | | | | |
| 28 お試し発注サポート事業 | 初めて就労継続支援事業所へ業務委託・発注を行う民間企業が、就労継続支援事業所に支払う全ての費用。 | 初めて就労継続支援事業所へ業務委託・発注を行う県内民間企業(業務委託・発注内容のうち、農作業に関するものは除く) | <p style="color: red;">60千円以内</p> <p>補助率1/2 25千円以内</p> | 内容、補助申請額等に変更があった場合 | | 無 |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|--|---|---|---|-----------------------------------|----|---------------|
| 29 熊本県児童発達支援センター等機能強化事業補助金 | <p>一定程度の知識と技量を有する職員（療育相談員）を配置し、地域における障がい児やその家族への支援体制の強化のために必要な1～3の事業の実施に要する経費</p> <p>1 児童発達支援センター等の質の向上と人材養成 2 地域における障がい児支援の質の向上 ①地域の障害児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーションの実施 ②地域のインクルージョンの推進 ③障がい疑われるこども等、ハイリスクなこどもと家族のサポート ④地域の事業所等への研修等の実施 3 選択事業 1または2とあわせて実施する多様な地域支援の取組み</p> | 地域療育ネットワーク会議で各障がい保健福祉圏域の関係者から了承を得ている、各障がい保健福祉圏域の児童発達支援センターを運営する法人 | 3,945千円以内 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 30 熊本県地域障がい児支援体制強化事業補助金 | <p>令和5年6月5日付けこ支障第8号こども家庭庁支援局長通知「地域障害児支援体制強化事業の実施について」に基づき実施する次の事業の実施に要する経費</p> <p>1 児童発達支援センター等の機能強化等 2 巡回支援専門員整備</p> | 市町村（熊本市を除く） | 別に定める補助基準額と事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方に1/4を乗じた額以内 | 交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |
| <p style="font-size: 2em; color: red; font-weight: bold;">廃止</p> | | | | | | |
| 31 被災障がい者把握事業補助金 | 被災生活により心身の状態の悪化が懸念される在宅障がい者に対して、個別訪問等による早期の状態把握等を実施するために要する経費 | 被災障がい者の支援に取り組む職能団体 | 2,196千円以内 | 交付決定後の事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫補助 (有・無) |
|-----------------------|--|--|--|-------------------------------|-----|---------------|
| 32 障がい者福祉施設等災害復旧費補助金 | <p>(1) 障がい者福祉施設等災害復旧費補助金 令和7年12月25日付け成事第667号「令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」及び令和7年12月18日付け厚生労働省発社援1218第2号「令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」に基づき、社会福祉法人等が災害により甚大な被害を受けた障がい者福祉施設等を復旧する場合の施設整備に要する経費</p> <p>(2) 障がい者福祉施設設備等災害復旧費補助金 令和7年12月22日付け成事第651号「令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る児童福祉施設等設備災害復旧事業の国庫補助について」及び令和7年12月25日付け厚生労働省発社援1225第1号「令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費の国庫補助について」に基づき、社会福祉法人等が災害により甚大な被害を受けた障がい者福祉施設等の備品・設備等を復旧する場合に要する経費</p> | 市町村、社会福祉法人、医療法人、公益法人、特定非営利活動法人等 | <p>(1) 補助率5/6</p> <p>(2) 補助率10/10</p> | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |
| 33 ファミリープラン作成モデル事業補助金 | <p>障がい当事者とその家族の望む生活が実現できるよう、個人単位への支援に加えて、家族を一体的に支援する障がい福祉サービス事業者を公募し、その経費に係る補助を行う。</p> <p>1 障がい当事者同士の共通の意向(目標)を実現するための計画(ファミリープラン)作成経費</p> <p>2 ファミリープランに基づいて支援を行った結果に対する評価・事例報告の作成経費</p> <p>(経費)モデル事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)</p> | 指定共同生活援助事業者・指定自立生活援助事業者・その他、障がい当事者家族の支援のうち、生活の深刻な事態を未然に防ぐ観点から知事が特に必要と認める支援を行う事業者 | <p>・補助率 10/10</p> <p>・補助金額の上限 1事業者あたり286千円</p> | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |

障がい者支援課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|---------------------------|---|-------------------------------------|-------------------|-------------------------------|----|---------------|
| 34 バラアスリート等と連携した理解促進事業補助金 | <p>バラアスリートや障がいのある芸術家等を講演会等の講師として招へいする県内の学校、企業、民間団体、自治体等に、講師のあっせん及び派遣費の補助を行うことで、県民の障がい及び障がい者への理解促進を図るために要する経費。</p> <p>(1) バラアスリートや障がいのある芸術家を講演会等の講師として招へいするために要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師謝金 ・講師旅費 ・講師の支援者旅費 <p>(2) 講師との連絡調整に要する経費</p> <p>(3) バラアスリート等の活躍状況の情報収集及び派遣事業の周知・広報等に要する経費</p> | 熊本県障害者スポーツ・文化協会 | 2,506千円以内 | 交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|----------------------|--|-------------------------------------|---|---|----|---------------|
| 1 臨床検査施設標準化事業補助金 | (公社)熊本県医師会が行う臨床検査施設標準化事業に要する経費(報酬、旅費、標準化試料等購入費、印刷費、通信費等) | (公社)熊本県医師会 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |
| 2 基幹災害拠点病院研修強化事業費補助金 | 基幹災害拠点病院が行う災害医療訓練・研修の開催に要する経費 | 基幹災害拠点病院 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額 | 事業の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |
| 3 救命救急センター運営費補助金 | 昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき行う救命救急センターの運営に要する経費(給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、旅費、備品費(図書)、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費)、被服費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、損料及び借料、会議費、保険料、雑役務費、燃料費、委託費、租税公課(自動車税、自動車重量税)研究研修費、減価償却費、資産減耗費) | 救命救急センター | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の2/3以内(ドクターカーに係る経費については3/4以内) ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 1 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 2 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫補助 (有・無) |
|--------------------------------|---|-------------------------------------|--|---|-----|---------------|
| 4 救急患者退院 コーディネーター事 業費補助金 | 昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき行う救急患者退院コーディネーター事業に要する経費 1 給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料） 2 委託費（上記経費に該当するもの。） | 救命救急センター及び第二次救急医療機関 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の 1/3 以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 5 小児救急医療拠点病院運営費補助金 | 昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき行う小児救急医療拠点病院の運営に要する次の経費（給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、報償費（医師雇上謝金）） | 小児救急医療拠点病院 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを施設毎に比較して、少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額以内 | 1 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 2 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |
| 6 小児救命救急センター運営費補助金 | 昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき行う小児救命救急センターの運営に要する経費（給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）、旅費、備品費（図書）、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費）、光熱水料、燃料費、研究研修費、減価償却費） | 日本赤十字社 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の 1/3 以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|----------------------|---|---|---|-----------------------------|-----|-------------------|
| 7 救急医療対策関係補助金 | (公社)熊本県医師会が行う救急医療の啓発、救急医療の円滑運営のための救急講座の開催及び熊本県救急医療連絡協議会の運営に要する経費 | (公社)熊本県医師会 | 748千円以内 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |
| 8 医療機器管理室施設整備事業費補助金 | 平成16年4月1日医政発第0401024号厚生労働省医政局長通知「医療機器管理室施設整備事業の実施について」に基づき実施する医療機器管理室施設整備事業に要する経費 | 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、または同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者(ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。) | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額に0.33を乗じて得た額以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |
| 9 病院群輪番制病院設備整備事業費補助金 | 昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する病院群輪番制病院の設備整備事業に要する経費 | 病院群輪番制病院 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の2/3以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫補助 (有・無) |
|-----------------------|--|-------------------------------------|---|------------------------------|-----|---------------|
| 10 救命救急センター設備整備事業費補助金 | 昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する救命救急センターの設備整備事業に要する経費 | 救命救急センター | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の2/3以内（ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入に係る経費については3/4以内） ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 11 小児医療施設設備整備事業補助金 | 平成21年3月30日付け医政発第0330011号厚生省医務局長通知「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する小児医療施設の設備整備事業に要する経費 | 小児疾患・新生児疾患の診断、治療を行う病院 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の2/3以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫補助 (有・無) |
|-------------------------|--|-------------------------------------|---|-----------------------------|-----|---------------|
| 12 共同利用施設設備整備事業補助金 | 昭和59年10月25日付け健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設整備事業実施要綱」に基づき実施する共同利用施設設備整備事業に要する経費 | 公的医療機関等における共同利用施設及び地域医療支援病院 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の2/3以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 13 地域災害拠点病院設備整備事業費補助金 | 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する地域災害拠点病院の設備整備事業に要する経費 | 地域災害拠点病院 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の2/3以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 14 NBC災害・テロ対策設備整備事業費補助金 | 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施するNBC災害・テロ対策設備整備事業に要する経費 | 救命救急センター及び災害拠点病院 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の1/2以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫補助 (有・無) |
|------------------------|---|--|---|--|-----|---------------|
| 15 小児救急医療拠点病院設備整備事業補助金 | 昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する小児救急医療拠点病院の設備整備事業に要する経費 | 小児救急医療拠点病院 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の2/3以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 16 周産期医療施設設備整備事業補助金 | 平成21年3月30日付け医政発第0330011号厚生省医務局長通知「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期医療施設の設備整備事業に要する経費 | 母体・胎児集中治療管理室を整備する病院 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の2/3以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 17 産科医等確保支援事業費補助金 | 分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等） | 市町村、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関、医療法人、学校法人、社会福祉法人及びその他県知事が認める者 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の1/3以内 | 補助事業に要する経費の配分の変更及び内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。） | | 無 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫補助 (有・無) |
|----------------------------|---|-------------------------------------|---|--|-----|---------------|
| 18 産科医等育成支援事業費補助金 | 臨床研修修了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される手当(研修医手当等) | 公益社団法人日本産科婦人科学会が指定する卒後研修指導施設。 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の1/3以内 | 補助事業に要する経費の配分の変更及び内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。) | | 無 |
| 19 新生児医療担当医(新生児科医)確保事業費補助金 | 新生児担当医手当(※)等を支給するNICU医療機関に対する補助 (※) 新生児担当医がNICUで診療を行う際の手当 | 地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び県知事が適当と認める者 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/3以内 | 補助事業に要する経費の配分の変更及び内容の変更(ただし、軽微な変更は除く。) | | 無 |
| 20 <u>病床転換助成事業費補助金</u> | 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)に基づく病床の転換のための施設の改修、改築又は創設に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費 | 保険医療機関である病院又は診療所の開設者 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額 | 事業の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫補助 (有・無) |
|--------------------|---|-------------------------------------|---|--|-----|---------------|
| 21 防災訓練等参加支援事業費補助金 | 国が主催する総合防災訓練に参加するために必要な次に掲げる経費（旅費、通信運搬費、借料及び損料、燃料費） | DMAT指定病院の開設者 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 22 ドクターヘリ事業運営費補助金 | 昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に規定するドクターヘリ事業の運営に要する経費 | 日本赤十字社 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から救急搬送診療料等及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額とする。 | 補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。） | | 有 |
| 23 地域救急医療支援事業費補助金 | 受入困難事案患者の受入に必要な空床確保等にかかる経費 | 国立病院機構熊本医療センター | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額に1/3を乗じた額以内とする。 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。） | | 無 |

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|--|--------------------------------|-------------------------------------|-------------------|--------|-----|-------------------|
| <p>24 不 整</p> <p style="font-size: 2em; color: red; font-weight: bold;">廃止</p> | | | | | | |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫補助 (有・無) |
|----------------------------|---|---|--|-----------------------------|-----|---------------|
| 24 回復期病床機能強化事業補助金 | <p>①回復期の病床機能を有する既存の医療機関の機器整備事業に対する補助</p> <p>②回復期の病床機能を有する医療機関の従事者に対する養成事業に対する補助</p> | <p>①医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第30条の13の規定に基づく病床機能報告で回復期病床を有する病院又は診療所の開設者</p> <p>②研修を行う医療関係団体</p> | <p>①別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない額を選定額とし、選定額と総事業から寄附金その他の収入額を比較し、少ない方の額の1/3以内</p> <p>②別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない額を選定額とし、選定額と総事業から寄附金その他の収入額を比較し、少ない方の額（上限500千円）</p> | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く）をする場合 | | 無 |
| 25 地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業費補助金 | 熊本県地域医療等情報ネットワークの構築要する経費 | (公社)熊本県医師会 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較し、少ない方の額以内 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |
| 26 御所浦医療設備整備事業補助金 | 御所浦診療所及び御所浦北診療所の設備整備に要する別に定める経費 | 天草市 | 別に定める | 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）を行う場合 | | 無 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------------|--|-------------------------------------|---|-----------------------------|-----|-------------------|
| 27 御所浦勤務医師等支援事業補助金 | 天草市が御所浦診療所に勤務する医師に支給する研究手当（歯科医師分を除く。）及び交通費、実習生の受入に要する旅費及び食事代並び専攻医の受入に要する旅費及び宿舍費等 | 天草市 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |
| 28 病床機能転換整備事業補助金 | 高度急性期又は回復期の病床機能への転換に要する整備事業費（施設・設備） | 病院又は診療所の開設者 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の1/2以内 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |
| 29 熊本県小児在宅医療支援センター運営事業補助金 | 小児在宅医療支援センターを運営するために係る経費給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等、旅費、報償費（講師・委員等謝金）、需用費（消耗品、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）、備品購入費 | 熊本大学病院 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額以内 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）を行う場合 | | 無 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫補助 (有・無) |
|------------------------|--|-------------------------------------|---|-----------------------------|-----|---------------|
| 30 地域周産期母子医療センター運営費補助金 | 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する地域周産期母子医療センター運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費、給食材料費）、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費 | 県が認定した地域周産期母子医療センター | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から診療収入及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/3以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）を行う場合 | | 有 |
| | 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき、地域周産期母子医療センターが配置する麻酔科医の配置に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費）、印刷製本費、光熱水料、会議費、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費 | | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から診療収入及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/3以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）を行う場合 | | |
| | 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき、地域周産期母子医療センターが配置する臨床心理技術者の配置に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費）、印刷製本費、光熱水料、会議費、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費 | | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から診療収入及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/3以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）を行う場合 | | |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|-----------------|--|--------------------------------------|---|--|----|---------------|
| 31 日中一時支援事業費補助金 | <p>平成21年5月13日厚生労働省発医政第0513001号厚生労働事務次官通知「医療提供体制推進事業補助金交付要綱」に基づく日中一時支援事業に要する経費</p> <p>(1) 病床確保に係る経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、燃料費、印刷製本費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、通信運搬費、委託費、減価償却費</p> <p>(2) 患者を受け入れた場合における看護師等確保に必要な経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、報償費、社会保険料</p> | 地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の1/3以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)を行う場合 | | 有 |
| 32 へき地診療所運営費補助金 | 平成13年5月16日付け厚生労働省発医政第529号厚生労働省医務局長通知「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき市町村が行うへき地診療所運営事業に要する経費(事務費、研究費、医療費、情報通信機器等経費) | 市町村 | 種目ごとに別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定額とし、選定額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の2/3以内 | 1 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)を要する場合 2 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|------------------------|--|-------------------------------------|---|---|----|---------------|
| 33 へき地医療拠点病院運営費補助金 | 平成13年5月16日付け厚生労働省医政発第529号厚生労働省医務局長通知「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき行うへき地医療拠点病院運営事業に要する経費（医療活動費、研究費、研修費、医療費、情報通信機器等経費、総合的な診療能力を有する医師育成関係経費） | 県が指定したへき地医療拠点病院 | 種目ごとに別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定額とし、選定額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額以内 | 1 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）を要する場合 2 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 34 へき地患者輸送車（艇）運行運営費補助金 | 平成13年5月16日付け厚生労働省医政発第529号厚生労働省医務局長通知「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき市町村が行うへき地患者輸送車の運行に要する経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、報償費、賃借料、需用費（消耗品費、燃料費、修繕費）、役務費、委託料） | 市町村 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定額とし、選定額の合計額から患者負担額を控除した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/2以内 | 1 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）を要する場合 2 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 35 へき地診療所設備整備費補助金 | 平成13年5月16日付け厚生労働省医政発第529号厚生労働省医務局長通知「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき市町村等が実施する「へき地診療所設備整備事業」に要する経費（へき地診療所として必要な医療機器購入費） | 市町村 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/2以内 | 1 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）を要する場合 2 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|------------------------------|---|-------------------------------------|--|---|-----|-------------------|
| 36 へき地医療拠点 病院設備整備費補助 金 | 平成13年5月16日付け厚生労働省医政発第529号厚生労働 省医務局長通知「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づ き知事が指定したへき地医療拠点病院が行う医療機器整備 事業に要する経費 | 県が指定したへき地医療拠 点病院 | 別に定める補助基 準額と対象経費の実 支出額とを施設ごと に比較して少ない方 の額を選定額とし、 選定額と総事業費か ら寄附金その他の収 入額を控除した額と を比較して少ない方 の額以内 | 1 事業に要する経費 の配分の変更（それぞ れの区分の配分額のい ずれか低い方の額の 10%以内の変更を除 く。）を要する場合 2 事業内容の変更 （ただし、軽微な変 更を除く。）をする 場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|----------------------|--|---|---|------------------------------------|----|---------------|
| 37 看護師等養成所 運営費補助金 | <p>看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 教員経費</p> <p>(1) 専任教員等給与費</p> <p>(2) 専任教員等人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費</p> <p>(3) 添削指導員給与費</p> <p>(4) 部外講師謝金</p> <p>(5) 委託料（上記教員経費のうち(1)～(4)に該当するものとする。）</p> <p>2 事務職員経費</p> <p>(1) 専任事務職員給与費</p> <p>(2) 委託料（上記専任事務職員給与費とする。）</p> <p>3 生徒経費</p> <p>(1) 事業用教材費</p> <p>(2) 臨床実習経費（消耗器材に要する経費）</p> <p>(3) 委託料（上記生徒経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。）</p> <p>4 実習施設謝金</p> <p>(1) 報償費（実習施設謝金）</p> <p>(2) 委託料（上記報償費とする。）</p> <p>5 新任看護教員研修事業実施経費</p> <p>部外講師謝金、部外講師旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）役務費（通信運搬費、雑役務費）、備品購入費</p> <p>6 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費</p> <p>部外講師謝金、部外講師旅費、代替教員雇上経費</p> | <p>次に掲げる者が行う看護師等養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く）</p> <p>1 社会福祉法人</p> <p>2 国家公務員共済組合及びその連合会</p> <p>3 健康保険組合及びその連合会</p> <p>4 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会</p> <p>5 学校法人及び準学校法人</p> <p>6 医療法人</p> <p>7 一般社団法人及び一般財団法人</p> <p>8 独立行政法人国立病院機構</p> <p>ただし、上記のうち6及び7については、学校教育法第124条の規定による専修学校又は同法第134条の規定による各種学校の認可を受けている者に限るものとする。</p> <p>（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）</p> | <p>別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額以内</p> | <p>事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合</p> | | <p>無</p> |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫補助 (有・無) |
|-----------------------------|---|---|---|--|-----|---------------|
| 38 医療従事者勤務環境改善施設・設備整備事業費補助金 | 1 施設整備事業 医療従事者が働きやすい合理的な病棟づくりとするための施設整備事業に係る経費 2 設備整備事業 医療従事者の業務省力化につながる設備、システム、機器等の導入に係る設備整備事業に係る経費 | 病院及び診療所 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/3以内 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |
| 39 病院内保育所運営事業費補助金 | 病院内保育所の運営に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、委託料(上記経費に該当するもの。) | 病院内及び診療所内において保育所を設置する者(ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く) | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少ない方を選定額とし、選定額の2/3以内。ただし、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を上回らないものとする。 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |
| 40 医療従事者宿舎施設整備事業費補助金 | 医療従事者宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する経費 | 病院及び診療所 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較し、少ない方の額の1/3以内 | 補助事業に要する経費の配分の変更及び内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。) | | 無 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫補助 (有・無) |
|-------------------------------|---|--|--|------------------------------|-----|---------------|
| 41 在宅医療等に係る特定行為看護師等養成支援事業費補助金 | 1 在宅医療等に係る特定行為看護師等養成研修受講に係る経費 2 代替職員雇用に係る経費 | 病院等（病院等とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律第2条第2項に規定する病院等のこと） | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/2以内 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |
| 42 新人看護職員等受入研修事業費補助金 | 他医療機関等の新人看護職員及び再就業看護職員を受入れて実施する看護職員研修に要する経費 | 病院等（病院等とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律第2条第2項に規定する病院等のこと） | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の1/2以内 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |
| 43 外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金 | 平成22年3月24日付け医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」に基づき実施する外国人看護師候補者就労研修支援事業に要する経費 (1)日本語習得支援事業 (2)就労研修支援事業 外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（雑役務費、通信運搬費）、備品購入費 | 経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人看護師候補者の受入施設 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額以内 | 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫補助 (有・無) |
|------------------------|--|-------------------------------------|---|-----------------------------|-----|---------------|
| 44 病院群輪番制病院施設整備事業費補助金 | 昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する病院群輪番制病院の施設整備事業に要する経費 | 病院群輪番制病院 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方に0.33を乗じて得た額以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |
| 45 総合周産期母子医療センター運営費補助金 | 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する総合周産期母子医療センター運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費 | 県が指定した総合周産期母子医療センター | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から診療収入及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/3以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |
| | 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき、総合周産期母子医療センターが配置する臨床心理技術者の配置に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費)、印刷製本費、光熱水料、会議費、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費 | | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から診療収入及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/3以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|---------------------|---|---|---|-----------------------------|---|---------------|
| | 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき、総合周産期母子医療センターが配置する麻酔科医の配置に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費）、印刷製本費、光熱水料、会議費、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費 | | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から診療収入及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/3以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）を行う場合 | | |
| 46 医療施設耐震化促進事業費補助金 | 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する医療施設耐震化促進事業に要する経費 | 耐震化整備が未実施な救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院、及びその他災害時ににおける医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額に2/3を乗じて得た額以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | （報告義務等）耐震強度不足と診断された医療機関については、診断結果報告書を受けてから4月以内に中長期的な改善計画書を提出すること。（任意様式） | 有 |
| 47 院内感染対策設備整備事業費補助金 | 「院内感染対策事業実施要綱」に基づき実施する院内感染対策設備整備事業に要する経費 | 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。） | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の2/3以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|--------------------------|--|-------------------------------------|--|-----------------------------|----|---------------|
| 48 災害保健医療機能分化・連携促進事業費補助金 | 熊本大学病院災害医療教育研究センターが行う地域の基幹病院を核とした災害時の連携強化や多職種医療人材育成への取組みに要する経費 | 熊本大学病院 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |
| 49 病床機能再編推進事業補助金 | ①複数の医療機関を対象とした病床機能の再編等に関する基本構想・計画（1つの医療機関が策定する基本構想・計画で、他医療機関との役割分担・連携に係る検討を盛り込むものを含む。）の策定経費（委託費、策定に要する事務経費等） ②複数の医療機関を対象とした病床機能の再編等を実行するための施設・設備の整備、除却等に要する経費 | 病院又は診療所の開設者 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額に別に定める補助率を乗じて得た額以内 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |
| 50 医療機能分化・連携調査研究支援事業補助金 | 病床機能又は外来機能の分化・連携など地域課題の解決のための方策を検討するための調査・研究経費（委託費、策定に関する事務経費等） | 医療関係団体 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額以内 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫補助 (有・無) |
|-----------------------|--|--|--|------------------------------|-----|---------------|
| 51 産科医・小児科医増加促進事業補助金 | 熊本大学病院（産科医局及び小児科医局）が行う県内医学生及び臨床研修医の産科又は小児科学会等への参加費用助成及び県外産科医・小児科医を本県に誘致するためのリクルート活動等に要する経費（人件費、報償費、旅費、一般需用費、一般役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、負担金 | 熊本大学病院 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |
| 52 救急救命士病院実習受入促進事業補助金 | 昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき行う救急救命士の資格を有する救急隊員の病院実習受入促進事業におけるコーディネーター医等に必要なコーディネーター医給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）、職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、諸謝金（指導医謝金）、社会保険料（非常勤） | 病院の開設者（救命救急センターを除く。） | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の10/10以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 53 地球温暖化対策施設整備事業費補助金 | 地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費 | 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く） | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33を乗じて得た額以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする | 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫補助 (有・無) |
|---------------------------|---|---|--|-------------------------|-----|---------------|
| 54 地域災害拠点病院施設整備事業補助金 | 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する地域災害拠点病院の施設整備事業に要する経費 | 地域災害拠点病院 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方に0.33 (ただし、 <u>耐震化に伴う補強が必要と認められるもの、受水槽及び給水設備については、0.50</u>) を乗じて得た額以内 <u>ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。</u> | 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)を行う場合 | | 有 |
| 55 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業補助金 | 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する非常用自家発電及び給水設備の整備事業に要する経費 | (1) 救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所(病床を有する診療所に限る)、周産期母子医療センター、地域医療支援病院、特定機能病院の開設者(地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。) (2) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会 <u>の設置する病院</u> の開設者 (3) 病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、小児救急医療拠点病院の開設者(地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。) | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方に0.33 (<u>ただし、受水槽及び給水設備については、0.50</u>) を乗じて得た額以内 <u>ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。</u> | 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)を行う場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|------------------------------|---|--|---|--|-----|-------------------|
| 56 医療施設等耐震整備事業 | 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する医療施設等の耐震整備事業に要する経費 | 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等及びIs値が0.3未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く） | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方に0.5を乗じて得た額以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 57 医師少数区域等における認定医師の勤務推進事業補助金 | 令和2年7月9日付け医政発0709第4号厚生労働省医務局長通知「認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業実施要綱」に基づき医師少数区域等に所在する病院又は診療所が行う認定医師のキャリア形成支援に要する経費（研修受講料、旅費、図書購入費） | 医療機関 | 種目ごとに別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/2以内 | 1 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）を要する場合 2 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 58 御所浦医療施設整備事業補助金 | 御所浦北診療所の改修、修繕等に要する経費 | 天草市 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/2以内 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫補助 (有・無) |
|-----------------------|---|---|---|-----------------------------|-----|---------------|
| 59 病院内保育所施設整備事業費補助金 | 病院内保育所の新築・定員増を伴う増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く。）に要する経費 | 病院及び診療所 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額の1/3以内 | 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |
| 60 医療施設浸水対策事業費補助金 | 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する医療施設の浸水対策事業に要する経費 | 救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、脳卒中医療実施病院の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人） | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額に0.33を乗じて得た額以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 61 アスベスト除去等整備促進事業費補助金 | 病院におけるアスベスト含有保温材等の使用状況等の調査に要する経費 | アスベスト含有保温材等が施工されているおそれがある場所を有する病院の開設者 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|---------------------------|---|---|--|-----------------------------|----|---------------|
| 62 医療施設非常用通信設備整備事業費補助金 | 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する医療施設非常用通信設備整備事業に要する経費 | 救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所（病床を有する診療所に限る。）、周産期母子医療センター、地域医療支援病院、特定機能病院の開設者（ただし、 <u>地方公共団体</u> 、 <u>地方独立行政法人</u> を除く。） | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額に1/3を乗じて得た額以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 63 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業費補助金 | 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する医療施設ブロック塀改修等施設整備事業に要する経費 | 病院の開設者 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額に1/3を乗じて得た額以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|------------------------------------|--|-------------------------------------|---|------------------------------|-----|-------------------|
| 64 救急ヘリポート 施設整備事業費補助 金 | 「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する救急ヘリポート施設整備事業に要する経費 | 第二次救急医療機関 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額に0.33を乗じて得た額以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |
| 65 周産期医療施設 設備整備事業補助金 (単県) | 平成21年3月30日付け医政発第0330011号厚生省医務局長通知「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期医療施設の設備整備事業に要する経費 | 熊本市立熊本市市民病院 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額 | 事業の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |
| 66 総合周産期母子 医療センター運営費 補助金(単県) | 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する総合周産期母子医療センター運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費 | 熊本市立熊本市市民病院 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から診療収入及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額 | 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|--|--|---|--|-----------------------------|-----|-------------------|
| 67 看護職キャリア支援事業費補助金 | 熊本大学病院と県が指定した地域医療拠点病院の看護職による相互派遣研修や、在宅療養に関わる訪問看護師を主な対象とした研修等、看護職のキャリア形成支援の中核的役割を担う「熊本県看護職キャリア支援センター」の運営事業に要する経費 | 熊本大学病院 | 10,000千円以内 | 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |
| 68 ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援事業費補助金 | 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施するICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援に必要な職員給与費、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料、雑役務費、委託料(システム運用経費、システム保守経費) | 熊本大学病院 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較し、少ない方の額の1/2以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |
| 69 院内感染対策施設整備事業費補助金 | 「院内感染対策事業実施要綱」に基づき実施する院内感染対策施設整備事業に要する経費 | 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者(市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。) | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/3以内 | 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)を行う場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------------|--|-------------------------------------|---|-----------------------------|-----|-------------------|
| 70 死亡時画像診断システム等設備整備事業費補助金 | 「死亡時画像診断システム等整備事業実施要綱」に基づき実施する死亡時画像診断システム等整備事業に要する経費 | 市町村等及びその他厚生労働大臣が認める者 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定額とし、選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除額とを比較して少ない方に補助率を乗じて得た額と比較して少ない方の額の合計額 | 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）を行う場合 | | 有 |
| 71 災害時拠点強靱化緊急促進事業費補助金 | 令和3年3月31日付け国住街第222号、国住市第155号国土交通省住宅局長通知「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱」に基づき実施する災害時拠点強靱化緊急促進事業のうち、災害時拠点病院等整備事業に要する経費 | 災害拠点病院（地方公共団体を除く） | 対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額。 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 72 救命救急センター施設整備事業費補助金 | 昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する救命救急センターの施設整備事業に要する経費 | 救命救急センター | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の1/3以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|---------------------------|---|---|--|-----------------------------|----|---------------|
| 73 周産期オープンシステム導入支援事業費補助金 | オープンシステムの導入のため、夜間又は休日に荒尾市内の産科開業医が荒尾市立有明医療センターにおいて勤務する場合に同センターから産科開業医に支払われる夜間・休日勤務手当 | 荒尾市立有明医療センター | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の1/3以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |
| 74 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業費補助金 | 医師の労働時間短縮に向けた取組として、「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業に係る経費（ハード経費） | <p><u>年通算の時間外・休日労働時間が720時間超となる医師のいる医療機関であって、以下①、②のいずれかを満たす医療機関</u></p> <p><u>①地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院又は基本19領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設であって、「一般病床の許可病床数100床あたりの常勤換算医師数が40人以上」かつ「常勤換算医師数が40人以上」の医療機関</u></p> <p><u>②地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹施設である医療機関</u></p> | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額の1/2以内 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|----------------------------------|---|---|---|---|----|---------------|
| 75 入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業費補助金 | 令和7年2月14日付け成母第128号こども家庭庁成育局長通知「母子保健医療対策総合支援事業（令和6年度補正予算分）実施要綱」に基づき行う入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業に要する次の経費（需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び賄材料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、修繕費、負担金、補助及び交付金） | 小児が入院できる病床がある医療機関 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 76 <u>へき地医療体制支援事業費補助金</u> | <u>圏域にへき地を有する拠点病院の医療提供体制を確保するために必要となる特任教員を配置するために必要な経費等</u> | <u>熊本大学病院、阿蘇医療センター、小国公立病院、そよう病院、公立多良木病院、上天草総合病院</u> | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の10/10以内 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |
| 77 小児集中治療室設備整備事業補助金 | 昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき行う小児集中治療室として必要な医療機器等の購入費 | 小児集中治療室を有する医療機関 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の1/3以内。 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 1 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 2 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫補助 (有・無) |
|----------------------------|--|---|---|-----------------------------|----|---------------|
| 78 地域連携周産期支援事業(分娩取扱施設)費補助金 | 分娩取扱を継続するための運営に係る経費(職員基本給、職員諸手当、諸謝金、社会保険料) | 令和7年2月12日付け医政発0212第5号厚生労働省医政局長通知「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」5.地域連携周産期支援事業(分娩取扱施設)(3)設置基準を満たす医療機関 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から産科部門の収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)を行う場合 | | 有 |
| 79 地域連携周産期支援事業(産科施設)費補助金 | 1 妊婦健診を行う産科医療施設として必要な診療部門(診察室、病室等)の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 2 妊婦健診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費 | 令和7年2月12日付け医政発0212第5号厚生労働省医政局長通知「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」6.地域連携周産期支援事業(産科施設)(3)設置基準を満たす医療機関 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/2以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)を行う場合 | | 有 |
| 80 診療所の承継・開業支援事業費補助金 | 令和7年3月5日付け医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施について」に基づき実施する診療所の承継・開業支援事業に要する経費 ①施設整備事業 ②設備整備事業 ③地域への定着支援事業 | 重点医師偏在対策支援区域内で承継又は開業する診療所であって、地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所 | ①、②別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/2以内 ③別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)を行う場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫補助 (有・無) |
|-----------------------|---|-------------------------------------|--|---|-----|---------------|
| 81 へき医療拠点病院施設整備事業費補助金 | 平成13年5月16日付け厚生労働省医政発第529号厚生労働省医務局長通知「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき市町村等が実施する「へき地拠点病院施設整備事業」に要する経費（へき地医療拠点病院の診療機能を高めるとともに、へき地地域からの入院患者の受け入れに応じるための病棟、検査、放射線及び手術部門、また必要に応じて医師住宅を設けるものとする。） | 県が指定したへき地医療拠点病院 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額以内 | 1 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）を要する場合 2 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 82 へき地患者輸送車（艇）整備費補助金 | 平成13年5月16日付け厚生労働省医政発第529号厚生労働省医務局長通知「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき市町村等が実施する「へき地患者輸送車（艇）整備事業」に要する経費（へき地診療所への患者輸送車購入費） | 市町村等 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/2以内 | 1 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）を要する場合 2 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |
| 83 遠隔医療設備整備費補助金 | 平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき市町村等、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業に要する経費 | 市町村等、厚生労働大臣の認める者 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/2以内 | 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合 | | 有 |

医療政策課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫補助 (有・無) |
|------------------------------------|--|-------------------------------------|---|-----------------------------|-----|---------------|
| 84 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業費補助金 | 「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、備品購入、通信運搬費、借料及び損料、消耗品費、保険料、燃料費、委託費、租税公課(自動車税、自動車重量税) | 第二次救急医療機関 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額に1/2を乗じて得た額以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |
| 85 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進設備整備事業費補助金 | 「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進設備整備事業に要する病院救急車及び病院救急車に搭載する医療機器等の購入費 | 第二次救急医療機関 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額に1/2を乗じて得た額以内 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |
| 86 周産期救急対処能力向上事業費補助金 | 熊本県産婦人科医会が行う周産期救急症例への対処技術の習得を目的とした医療従事者向けの研修の開催に要する経費 | 熊本県産婦人科医会 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額 ただし、知事が必要と認めた額を上限とする。 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |

国保・高齢者医療課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|-------------------------------|--|---|---|--------------------------|---|-------------------|
| 1 熊本県国民健康保険 保険基盤安定負担金 | 市町村が、国民健康保険法第72条の3第1項及び第72条の4第1項の規定に基づいて行う、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入事業に要する経費 | 市町村 | (1) 保険料(税) 軽減分に係る繰入金 額の3/4 (2) 保険者支援分 に係る繰入金額の1 /4 | 繰入総額(所要額)等 に変更があった場合 | | 無 |
| 2 熊本県国民健康保 険保険給付費等交付 金 | 1 普通交付金 国民健康保険の保険給付に要した費用 2 特別交付金 (1) 国の特別調整交付金の額に相当する額 (2) 国の保険者努力支援交付金の額に相当する額 (3) 特定健康診査等に要する費用の額に相当する額 (4) 熊本県国民健康保険法施行条例第10条第4項第2号に規定する額 詳細は、別紙のとおり | 市町村 | 補助率10/10以内 | 補助対象経費の実績額 の増減が発生した場合 | 普通交付金の概算払 は、当該年度の4月か ら2月まで、毎月、交 付決定額の1/2分の1 (千円未満切り捨て) に相当する額を限度と する。ただし、市町村 のキャッシュフローの 関係上、国保の財政運 営を円滑に行えない 等、特段の事情がある 場合には、月1/2分の 3(千円未満切り捨 て)、総額1/2分の1 1(千円未満切り捨 て)に相当する額を限 度として、概算払いを 可能とする。 | 有 |
| 3 熊本県国民健康保 険財政安定化基金交 付金 | 次のいずれかに該当する場合における、国民健康保険料 (税)の収納額の低下に伴う、市町村の国民健康保険事業に関 する特別会計の財源不足額 ① 災害救助法の適用を受けた市町村において、災害の発生に より多数の被保険者の生活が著しい影響を受けたこと ② 地域企業の破綻、主要産物価格の大幅下落その他の要因に より、多数の被保険者の生活が著しい影響を受けたこと | 市町村 | 補助率1/2以内 | なし | 交付要件等は、国民 健康保険財政安定化 基金条例第7条及び熊 本県国民健康保険運 営方針にも規定。 | 有 |

国保・高齢者医療課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|--------------------------|--|---|------------------------|---------------------|----|-------------------|
| 4 熊本県国民健康保険未就学児均等割保険料負担金 | 市町村が、国民健康保険法第72条の3の2第1項の規定に基づいて行う、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入事業に要する経費 | 市町村 | 保険料(税)軽減分に係る繰入金額の1/4 | 繰入総額(所要額)等に変更があった場合 | | 無 |
| 5 熊本県国民健康保険産前産後保険料負担金 | 市町村が、国民健康保険法第72条の3の3第1項の規定に基づいて行う、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入事業に要する経費 | 市町村 | 保険料(税)軽減相当分に係る繰入金額の1/4 | 繰入総額(所要額)等に変更があった場合 | | 無 |

健康づくり推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|-------------------------|---|---|-------------------|----------------------------------|-----|-------------------|
| 1 糖尿病重症化予防 重点支援事業補助金 | <p>糖尿病保健医療連携体制整備及び糖尿病治療に携わる医療 スタッフ養成事業に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本地域糖尿病療養指導士の養成 ・糖尿病専門医等の育成 ・糖尿病専門医・日本糖尿病療養指導士資格取得研修会の開催 ・糖尿病連携医等スキルアップ研修会の開催 ・ネットワーク研究会（症例検討会）の開催 ・糖尿病連携医・熊本地域糖尿病療養指導士等の活用及び連携促進 ・熊本地域糖尿病療養指導士の症例報告会や活動報告会の開催 ・「DM熊友パス」及び「熊本県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の活用促進（改定含む） ・診療情報提供書等の連携ツールの改訂や普及等 ・糖尿病予防啓発事業 <p>これらの実施に伴うコーディネーター（特任助教等）及び 事務補佐員の配置</p> <p>[対象経費] 報酬、給料、職員諸手当、共済費、会議費、賃金、報償費、 旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃貸料等</p> | 熊本大学病院 | 13,000千円以内 | 事業の内容の変更（軽 微な変更を除く。）を する場合 | | 無 |

健康づくり推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|------------------------|--|---|-------------------|--------------------------|-----|-------------------|
| 2 熊本県神経難病診療体制強化支援事業補助金 | <p>熊本大学病院が行う、神経難病に係る次の事業に対する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療スタッフの人材育成及び診療支援 2 神経難病患者データベース構築 3 講演会開催等の啓発活動 4 1から3の実施に伴うコーディネーター（特任教授等）の配置 <p>[対象経費] 報酬、給料、職員諸手当、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保守料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費 ただし、給料、職員諸手当及び共済費については、1から4の事業に従事する医師、臨床検査技師、事務補佐員に限る。</p> | 熊本大学病院 | 26,000千円以内 | 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |

健康づくり推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------------|---|---|--|----------------------|---|-------------------|
| 3 熊本県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金 | <p>平成18年9月7日付け健発第0907001号厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱」に基づき令和4年8月1日健発0801第16号厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」により厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院が行う次の事業に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 がん医療従事者研修事業 2 がん診療連携拠点病院ネットワーク事業 3 がん相談支援事業 4 普及啓発・情報提供事業 5 病理医養成等事業 6 在宅緩和ケア地域連携事業 7 緩和ケア推進事業 8 がん患者の就労に関する総合支援事業 <p>[対象経費] 報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費（国内旅費）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保守料、広告料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、緩和ケア病床確保に係る経費 ただし、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）及び共済費については、がん相談支援事業、病理医養成等事業及びがん患者の就労に関する総合支援事業に限る。 また、緩和ケア病床確保に係る経費については緩和ケア推進事業に限る。</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 有明医療センター 2 社会福祉法人恩賜財団済生会熊本病院 3 日本赤十字社 | <p>基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額以内</p> | <p>交付申請額に変更がある場合</p> | <p>活動内容、実施体制、医療圏相互のバランス等を考慮して各病院の補助額を算定</p> | <p>有</p> |

健康づくり推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|--------------------------------|---|---|--|------------------|-----|-------------------|
| 4 <u>こどもの歯の健康 づくり事業補助金</u> | <p>乳幼児及び児童生徒を対象にフッ化物を用いたむし歯予防対策を実施する経費</p> <p>1 市町村が実施する4歳未満児を対象としたフッ化物塗布事業の実施に要する経費 (報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、委託料)</p> <p>2 保育所、幼稚園、小中学校等を対象とする、市町村が実施するフッ化物洗口事業の実施に要する経費 (報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、委託料)</p> | 市町村 (熊本市を除く。) | 対象経費実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と別に定める補助基準額とを比較して、いずれか少ない額に補助率1/2を乗じた額以内。 なお、算出額の1,000円未満は切り捨てる。 | 交付決定後の事情の変更がある場合 | | 無 |
| 5 健康増進事業費補助金 | 健康増進法第17条第1項及び第19条の2(健康増進法施行規則第4条の2第6項を除く。)に基づき市町村が行う健康増進事業の実施に要する経費 | 市町村 | 別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率(2/3又は10/10)を乗じた額 なお、種目ごとの算出額の1,000円未満は切り捨てる。 | 交付決定後の事情の変更がある場合 | | 有 |

健康づくり推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|------------------------|--------------------------------|---|---|----------------------------------|----|-------------------|
| 6 がん診療施設設備 整備事業費補助金 | がんの診断、治療を行う病院の設備整備事業に要する経費 | がん診療施設（地方 公共団体及び地方独 立行政法人を除 く。） | 基準額と対象経費の 実支出額を比較して 少ない方の額を選定 額とし、選定額と総 事業費から寄付金そ 他の収入額を控除 した額とを比較して 少ない方の額の1/ 3以内 | 事業の内容の変更（軽 微な変更を除く。）を する場合 | | 無 |
| 7 がん診療施設施設 整備事業費補助金 | がんの診断、治療を行う病院の施設整備事業に要する経費 | がん診療施設（地方 公共団体及び地方独 立行政法人を除 く。） | 基準額と対象経費の 実支出額を比較して 少ない方の額を選定 額とし、選定額と総 事業費から寄附金そ 他の収入額を控除 した額とを比較し、 少ない方の額の0.33 以内 | 事業の内容の変更（軽 微な変更を除く。）を する場合 | | 無 |

健康づくり推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|------------------------------------|--|---|-------------------|--------------------------|-----|-------------------|
| 8 緩和ケア提供体制 発展事業費補助金 | 熊本大学病院が行う、次の事業に対する経費 1 緩和医療の多職種人材育成と多施設による組織の体制整備 2 緩和ケアの普及啓発事業 3 地域緩和ケア連携調整体制の整備 4 1から3の事業を主導する特任教授（医師）と特任助教（医師）の配置 [対象経費] 報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費（国内旅費）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保守料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費に係る経費 但し、給料、職員諸手当及び共済費については、4に記載の特任教授（医師）と特任助教（医師）に限る。 | 熊本大学病院 | 23,825千円以内 | 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |
| 9 熊本県食生活改善 推進員連絡協議会事 業運営費補助金 | 熊本県食生活改善推進員連絡協議会が健康増進及び食生活改善に関する普及啓発等保健栄養の向上のために行う事業に要する経費 | 熊本県食生活改善推進員連絡協議会 | 90千円以内 | 補助事業に要する経費の総額を変更する場合 | | 無 |
| 10 熊本県原爆被害 者団体協議会運営費 補助 | 熊本県原爆被害者団体協議会が行う被爆者との交流集会等事業に要する経費 | 熊本県原爆被害者団体協議会 | 356千円以内 | 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 | | 無 |

健康づくり推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------------|--|---|--|---|-----|-------------------|
| 11 熊本県原爆死没者慰霊式典等事業補助金 | 昭和62年9月16日付け厚生省発健医第208号厚生事務次官通知「原爆被爆者介護手当等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づき熊本県原爆被害者団体協議会等が行う原爆死没者に対する慰霊式典及び死没者を悼む遺品展、イベント等次の事業に要する経費 1 熊本県原爆死没者慰霊式典 2 <u>天草郡市原爆死没者慰霊式典</u> | 熊本県原爆被害者団体協議会 | 1 <u>592</u> 千円以内 2 <u>248</u> 千円以内 | 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 有 |
| 12 地産地消をはじめとした食育の推進事業費補助金 | 令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知「消費・安全対策交付金交付等要綱」に基づき、地域での食育の推進事業に要する経費 | 市町村、民間団体等 | | 1 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 2 事業を中止し、又は廃止する場合 | | 有 |
| 13 がん・生殖医療提供体制強化事業補助金 | 熊本大学病院が行う、次の事業に対する経費 1 がん・生殖医療に係るがん診療施設とのネットワークの構築 2 がん・生殖医療に関する広報活動 3 生殖医療・がん連携センターにおける妊よう性温存治療に係る設備整備 [対象経費] 報酬、給料、職員諸手当(通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当)、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費(国内旅費)、需用費(図書購入費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、保守料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費に係る経費 | 熊本大学病院 | 7,365千円以内 | 1 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |

健康づくり推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|-----------------------|--|---|---|----------------------------------|-----|-------------------|
| 14 がん患者QOL 向上事業補助金 | 市町村が行う、次の事業に対する経費 1 「熊本県がん患者アピアランスケア推進事業実施要領」 に基づき実施する助成事業 2 「熊本県若年がん患者在宅療養支援事業実施要領」に基 づき、実施する助成事業 | 市町村 | 【補助率】 1/2 【補助金額】 市町村の対象経費実 支出額から寄付金そ 他の収入額を控除 した額と別に定める 補助基準額とを比較 していずれか少ない 額に補助率1/2を乗じ た額。 なお、算出額の1,000 円未満は切り捨て る。 | 事業の内容の変更（軽 微な変更を除く。）を する場合 | | 無 |

健康づくり推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|-------------------------|--|---|---|--------|-----|-------------------|
| 15 がん患者妊よう性温存治療費助成事業補助金 | 令和3年3月23日付け健発0323第6号厚生労働省健康局長通知の別紙「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱」(令和7年4月1日一部改正)に基づく妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等に要する費用 | 熊本県内に住所を有する者で、左記別紙「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱」に基づく対象者 | 1 妊孕性温存療法に係る助成 (1) 胚(受精卵)凍結に係る治療 350千円以内 (2) 未受精卵子凍結に係る治療 200千円以内 (3) 卵巣組織凍結に係る治療(組織の再移植を含む) 400千円以内 (4) 精子凍結に係る治療 25千円以内 (5) 精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療 350千円以内 | | | 有 |

健康づくり推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|------|--------------------------------|---|---|--------|----|-------------------|
| | | | 2 温存後生殖補助 医療に係る助成 (1) 1(1)で凍結した 胚(受精卵)を用いた 生殖補助医療 100 千円以内 (2) 1(2)で凍結した 未授精卵子を用いた 生殖補助医療 250千 円以内 (3) 1(3)で凍結した 卵巣組織再移植後の 生殖補助医療 300千 円以内 (4) 1(4)及び(5)で凍 結した精子を用いた 生殖補助医療 300千 円以内 その他左記別紙「小 児・AYA世代のがん患 者等の妊孕性温存療 法研究促進事業実施 要綱」に定められた 条件によるものとする。 | | | |

健康づくり推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|---------------------------|---|---|-------------------|-----------------------------|-----|-------------------|
| 16 休日歯科診療事業運営費補助金 | 休日に歯科治療を行う(一社)八代歯科医師会の口腔保健センターの運営に要する経費 1 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等) 2 材料費(薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等) 3 経費(福利厚生費、消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等) 4 その他の費用(研究研修費、図書費等) 5 委託料(上記1から4までに該当するもの。) | (一社)八代歯科医師会 | 385千円以内 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |
| 17 障がい児・者歯科医療提供体制強化事業費補助金 | 障がい児・者歯科医療の中核的機能を担う口腔保健センターの診療機能強化及び地域の歯科診療所への人材育成事業等に要する経費 1 給与費(常勤職員給与費、麻酔医等診療手当、法定福利費等) 2 報償費(講師等謝金) 3 旅費 4 需用費(消耗品費、診療材料費、光熱水費、印刷製本費、燃料費等) 5 役務費(通信運搬費等) 6 使用料(会場使用料等) | (一社)熊本県歯科医師会 | 17,400千円以内 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合 | | 無 |
| 18 歯科医療従事者人材確保対策事業費補助金 | <u>歯科衛生士、歯科技工士等の歯科医療従事者人材確保対策に要する経費(給与費、報償費、旅費、需用費、役務費、広告宣伝費、物品購入費)</u> | (一社)熊本県歯科医師会、 <u>(公社)熊本県歯科衛生士会</u> | <u>2,808</u> 千円以内 | 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)を行う場合 | | 無 |

健康づくり推進課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|----------------------------------|---|---|-------------------|-------------------------------------|-----|-------------------|
| 19 災害時歯科保健 医療提供体制整備事 業費補助金 | <p>(一社) 熊本県歯科医師会が行う、災害時歯科保健医療活動を実施するために必要な器具・器材や車両の整備に要する、以下の経費</p> <p>ア 携帯型歯科用ポータブルユニット イ ポータブルX線撮影装置 ウ ポータブル発電機 エ 体位補助装置 オ オートクレープ カ 浄水装置 キ 歯科医療機器等を搬送する移動車 ク その他災害時歯科保健医療活動に必要な器具・器材</p> | (一社) 熊本県歯科 医師会 | 19,008千円以内 | 事業内容の変更をする 場合(ただし、軽微な 変更を除く。) | | 有 |

薬務衛生課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|----------------------|---|---|---|--|---|-------------------|
| 1 熊本県公衆浴場振興対策事業補助金 | 1 「子供無料招待の日」事業 熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合が組合事業として実施する熊本県公衆浴場振興対策事業「子供無料招待の日」事業の実施に要する経費 2 入浴者健康相談・感染症対策等事業 同組合が実施する入浴者を対象にした健康相談や交流促進、感染症対策等に資する事業の実施に要する経費 | 熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合 | 1 の事業 1 / 2 以内 2 の事業 1 / 2 以内 | 事業実施施設数の増減や事業内容変更による事業に要する経費の額の増減 | | 無 |
| 2 熊本県生活衛生営業振興助成事業補助金 | (公財) 熊本県生活衛生営業指導センターが行う次の事業(生活衛生同業組合への助成事業を含む)に要する経費 1 消費者へのサービスの向上・需要の開拓等、業の活性化のための事業のために要する経費 2 専門的知識・技術等を修得するための事業のために要する経費 3 後継者育成事業のために要する経費 4 老人の福祉その他の地域社会の福祉の増進に関する事業のために要する経費 5 上記に付帯する連絡調整事務費 | (公財) 熊本県生活衛生営業指導センター | 3,388千円以内 | 補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減 | | 無 |
| 3 熊本県生活衛生関係営業対策事業補助金 | 昭和49年4月11日付け環衛第68号厚生省環境衛生局長通知「環境衛生営業経営指導員設置要綱」に基づき(公財)熊本県生活衛生営業指導センターが行う経営指導員設置事業に要する経費 (給料、職員諸手当、共済費(国庫補助対象事業に限る。)) 昭和52年4月18日付け環指第37号厚生省環境衛生局長通知「環境衛生営業相談室整備要綱」に基づき(公財)熊本県生活衛生営業指導センターが行う生活衛生営業相談室運営及び設備整備に要する経費 (報償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料) | (公財) 熊本県生活衛生営業指導センター | 国庫補助基準額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額以内 ただし、経営指導員及び事務職員の人件費のうち、職員俸給の基準額は、知事が別に定める額とし、福利厚生費に関する基準額は、知事が別に定める俸給の額等を基礎として算定した額とする。 | 補助事業に要する経費の配分で、それぞれの種目の配分額のいずれか低い額の10%を超える増減 | 人件費については、相談指導事業の事業評価を踏まえ、20%の範囲内で削減する場合がある。 | 有 |

薬務衛生課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|------|---|---|--|--------|----|-------------------|
| | <p>昭和48年10月4日付け環衛第198号厚生省環境衛生局長通知 「小企業等設備改善資金融資制度要綱」に基づき（公財）熊本県生活衛生営業指導センターが行う小企業等設備改善資金融資指導事業に要する経費 （報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）</p> | | <p>なお、補助金額として算出した額を2で除した場合に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、2を乗じた額を補助金額とする。</p> | | | |
| | <p>昭和60年4月5日付け衛指第63号厚生省生活衛生局長通知 「環衛業特別指導事業実施要領」に基づき（公財）熊本県生活衛生営業指導センターが行う生衛業特別指導事業に要する経費 （報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）</p> | | | | | |
| | <p>昭和62年7月1日付け衛指第137号厚生省生活衛生局長通知 「地区環境衛生営業相談指導事業実施要綱」に基づき（公財）熊本県生活衛生営業指導センターが行う地区生活衛生営業相談指導事業に要する経費 （報償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料）</p> | | | | | |
| | <p>平成2年6月8日付け衛指第92号厚生省生活衛生局長通知「税務相談等事業実施要領」に基づき（公財）熊本県生活衛生営業指導センターが行う税務相談等事業に要する経費 （報償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料）</p> | | | | | |

薬務衛生課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備 考 | 国庫 補助 (有・無) |
|------|--|---|-------------------|--------|-----|-------------------|
| | <p>平成5年4月1日付け衛指第73号厚生省生活衛生局長通知「環 衛業情報化整備事業実施要領」に基づき（公財）熊本県生活 衛生営業指導センターが行う生衛業情報化整備事業に要する 経費 (報償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び 賃借料)</p> <p>平成6年6月23日付け衛指第118号厚生省生活衛生局長通知 「相談指導顧問設置要綱」に基づき（公財）熊本県生活衛生 営業指導センターが行う相談指導顧問設置事業に要する経費 (報償費、旅費、需用費)</p> | | | | | |

薬務衛生課

| 補助金名 | 補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入) | 補助事業者等 (補助事業者と事業主体 が異なる場合はそれぞれ 表示) | 補助率 又は 補助金額 | 変更申請要件 | 備考 | 国庫 補助 (有・無) |
|------------------------------|---|---|---|------------------------|----|-------------------|
| 4 熊本県薬物乱用防止指導員連合協会運営費補助金 | 熊本県薬物乱用防止指導員連合協会が薬物乱用の撲滅のために行う組織的啓発活動に要する経費 | 熊本県薬物乱用防止指導員連合協会 | 912千円以内 | 事業計画書の「事業概要」に変更があった場合 | | 無 |
| 5 かかりつけ薬剤師・薬局機能強化及び普及啓発事業補助金 | 公益社団法人熊本県薬剤師会が行う、かかりつけ薬剤師・薬局支援センター等の整備・運営等に要する経費 (人件費、医療材料等供給システム運営、情報発信、薬剤師確保、人材育成、委員会運営、DX推進、服薬支援・健康サポート、復職・就業支援等) | 公益社団法人 熊本県薬剤師会 | 21,680千円以内 | 事業内容の変更 | | 無 |
| 6 熊本県骨髄等移植ドナー助成支援事業費補助金 | 県内の市町村が行うドナー及びドナーを雇用する事業所に対する助成に要する経費 | 市町村 | 1/2以内ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 | 事業内容の変更 | | 無 |
| 7 熊本県生活衛生堂 養社 | | (公財) 熊本県生活 | 5,077千円以内 | | | 有 |
| 廃止 | | | | | | |
| 7 こども・若者等薬物乱用防止相談支援事業補助金 | NPO法人熊本DARCが行う大麻や市販薬の過剰摂取等の薬物相談窓口設置及び出張相談等に要する経費 | NPO法人 熊本DARC | 2,752千円以内 | 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。) | | 無 |